

廿日市市景観計画



平成24年2月 (策定)
令和 2年4月 (改定)

廿日市市

廿日市市景観計画

平成 24 年 2 月（策定）

令和 2 年 4 月（改定）



廿日市市



はじめに

廿日市市は、平成15(2003)年の旧佐伯町・旧吉和村との合併、さらには、平成17(2005)年の旧大野町・旧宮島町との合併によって市域が拡大し、多様な景観を有するまちとなりました。この多様な景観の個性や価値を尊重し、個性豊かな景観を中心とした新たなまちづくりの施策を展開することを目的として、「廿日市市景観計画」を策定しました。

この景観計画は、市民の皆様からのご意見や、廿日市市景観計画策定委員会での議論や検討、そして、廿日市市景観審議会からのご意見を踏まえて策定したものであり、「第5次廿日市市総合計画」に示す都市像の実現に向けて、この景観計画を羅針盤として、景観形成に係る諸施策を適切に推進していく考えでございます。

私たちのまち廿日市市は、厳島神社をはじめとする歴史的な建物、自然の豊かさを感じさせる山並みや溪流、そして人々が育んできた文化的資源など、世界に誇れる景観資産を多数有しております。これらの景観は、廿日市市を愛する先人たちが長きにわたって培ってきたものであり、私たちは、愛着と誇りをもってこれらの景観を未来につなぎ、さらに育んでいく責任と義務がございます。

今後は、市民の皆様や事業者の方々との協働により、「優れた景観の保全」、「多様で個性豊かな景観の活用」、そして「新たな景観の創出」など、息の長い景観形成の取り組みを展開してまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「廿日市市景観計画」の策定に当たり、ご尽力いただきました市民の皆様、廿日市市景観計画策定委員、並びに廿日市市景観審議会委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成24(2012)年2月

廿日市市長

眞野 勝弘

廿日市市景観計画目次

序 章 廿日市市景観計画とは	1
1 廿日市市景観計画策定の背景と目的	1
2 廿日市市景観計画の位置づけ	4
3 廿日市市景観計画の役割と効果	5
4 廿日市市景観計画の見方	7
第Ⅰ章 廿日市市の概要	9
1 廿日市市の位置	9
2 廿日市市の成り立ち	10
3 地形と土地利用	11
4 景観の特徴	14
第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方	15
1 吉和地域	17
2 佐伯地域	27
3 廿日市地域	37
4 大野地域	47
5 宮島地域	57
第Ⅲ章 景観形成の基本理念と基本方針	67
1 廿日市市における景観形成上の重点課題	67
2 景観形成の基本理念と基本方針	69
3 景観形成の役割分担	72
第Ⅳ章 景観施策の展開方針	74
1 景観法の効果的な活用	75
2 他法令の効果的な活用	90
3 市民協働に向けた施策展開	92
4 計画の進行管理	94

第Ⅴ章 景観法に基づく事項	95
1 景観計画の区域	96
2 景観形成の方針	97
3 景観形成のための行為の制限に係る事項	99
4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に係る事項	123
5 屋外広告物の表示等の制限に係る事項	125
6 景観重要公共施設の整備等に関する事項	127

参考資料

1 廿日市市景観計画の策定経緯	資1-1
2 景観アンケートの概要	資2-1
3 用語解説	資3-1

序章 廿日市市景観計画とは

1 廿日市市景観計画策定の背景と目的

廿日市市は、平成 15 年の旧佐伯町と旧吉和村、平成 17 年の旧大野町と旧宮島町との二度の合併により市域が拡大しました。これにより、本市は南北に長く、西中国山地の山間部から島しょ部を含むこととなり、その地形や気候風土、土地利用等を基盤とする多様な景観を有するまちになりました。

しかしながら、市内全域で沿道型サービス施設に付随する様々な色彩・形態の屋外広告物による景観阻害がみられる他、市街地では、宅地開発に代表される郊外型の住宅地の増加に伴う地形改変や樹林地の減少、沿岸部の大規模建築物の増加に伴う宮島からの眺望変化、新旧の建物の混在による町並み景観の混乱等がみられるなど、景観的な課題が顕在化しています。

このような中、国においては、「美しい国づくり政策大綱」（平成 15 年 7 月）の 15 の具体的施策に掲げられた「景観に関する基本法制度の制定」を具体化した、我が国初めての景観に関する総合的な法制度である「景観法」が、平成 17 年 6 月 1 日に完全施行されました。景観法制定以前は、各自治体が、独自の条例等に基づき景観基本計画等の計画を策定・施行していましたが、この景観法によって、自治体が策定する計画に法的な根拠が与えられることとなりました（法第 8 条）。

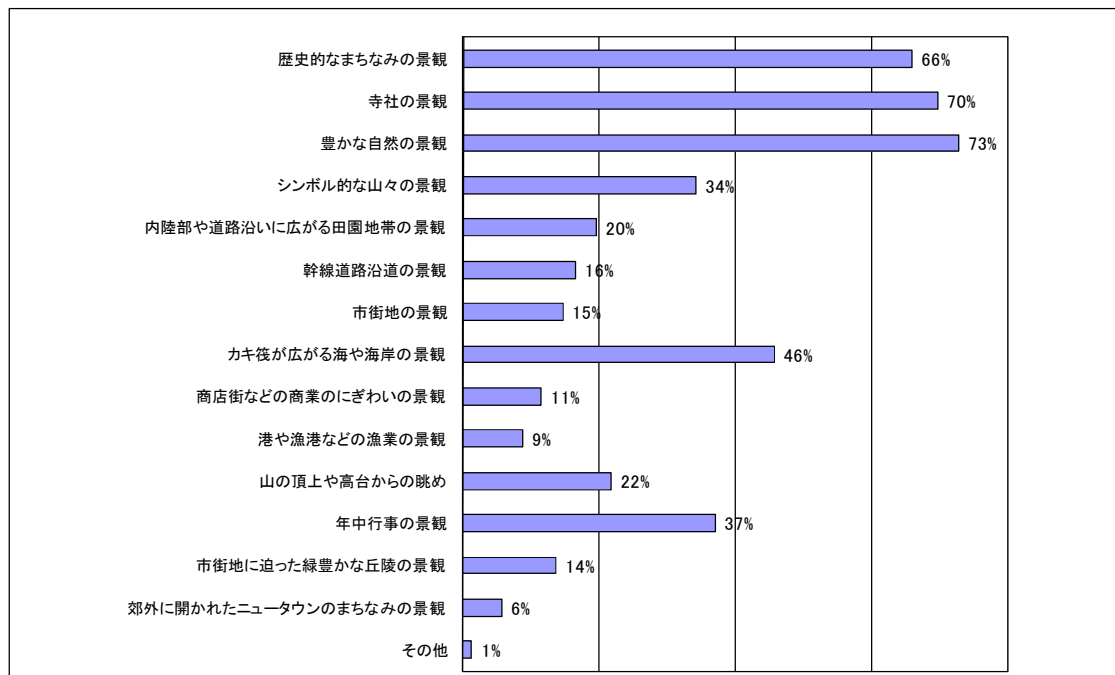
また、平成 19 年度に実施した市民アンケート調査^{※1}の結果をみると、「豊かな自然の景観を大切にしたい（約 73%^{※2}）」や「社寺の景観を大切にしたい（約 70%^{※2}）」など本市の自然や歴史を表す優れた景観の保全の重要性や、景観形成に関するルールづくりの必要性（約 78%^{※3}）などに対する市民の意識は、比較的高いと考えられます。

※1：被験者数1,000人、有効回答数322

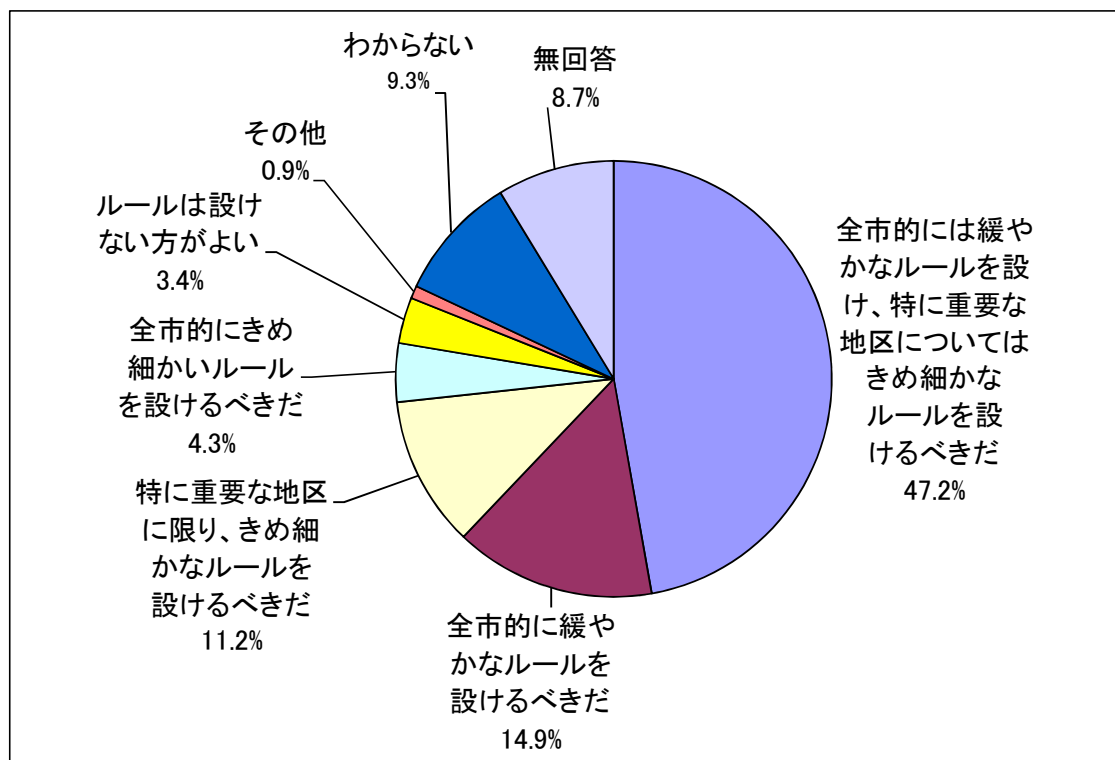
※2：15の選択肢から最大5つまでの回答を求めた設問の延べ人数から算出

※3：いくつかのルールの設け方を提示し、「ルールを設けない方がよい」、「わからない」、「その他」、「無回答」を除いた割合

序章 廿日市市景観計画とは

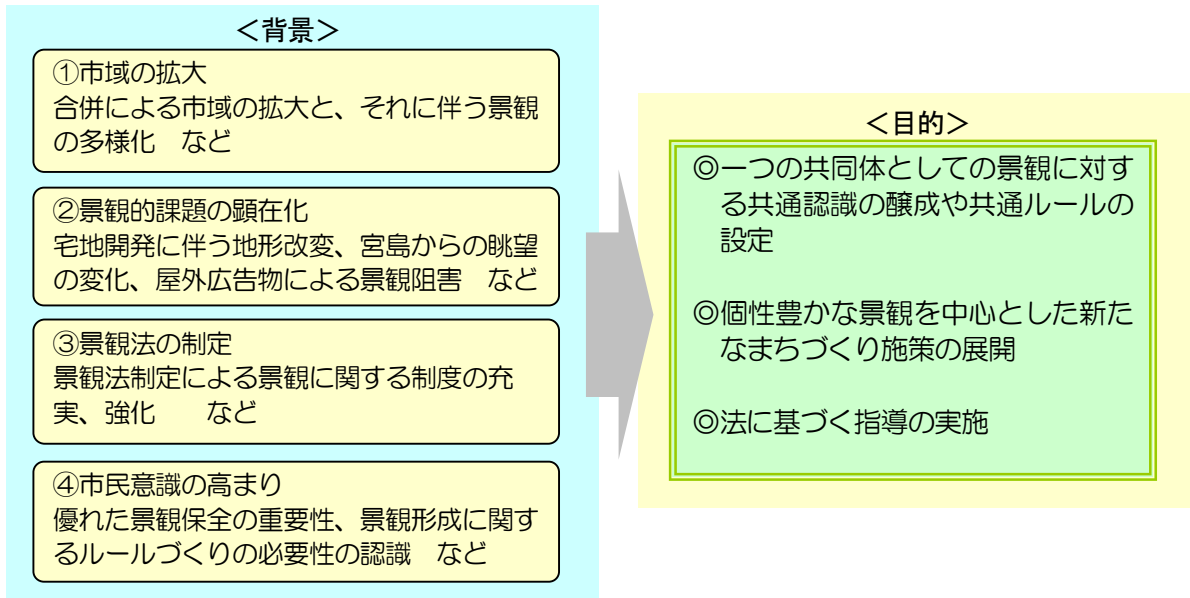


「大切にしたい景観」に関するアンケート結果



「景観形成に関するルールづくり」に関するアンケート結果

そこで、本市では、合併によって旧5市町村からみれば互いに「新たな景観」が加わったことを踏まえ、景観法に基づく「景観行政団体」（法第7条）となり、これらの景観の個性や価値を尊重しつつ、一つの共同体としての景観に対する共通認識の醸成と共通ルールの設定、個性豊かな景観を中心とした新たなまちづくりの施策を展開、景観法に基づく指導を実施することを目的として、「廿日市市景観計画」を策定しました。



■景観形成の意義

景観形成は、単に視覚的に美しい景観を守り育てるというだけではなく、快適で住みやすいまちづくりや、賑わいや活力のある地域づくりにつながるものです。

生活環境の快適性の向上

景観形成を推進することは、「美しい町並みの創出」、「緑豊かで安全に歩ける街路の整備」、「親水性の高い水辺の形成」など、安らぎや潤いのある質の高い生活環境の向上につながります。

地域の魅力・個性の創出や向上

自然や歴史・文化、生活様式や産業など、地域性溢れる資源を活かした景観の形成は、地域の魅力や個性の創出・向上と、それに伴う地域の活性化（定住人口の増加、経済活動の活性化等）につながります。

地域に対する愛着や誇りの醸成と地域の人々の交流の活性化

地域の景観を再確認・再発見し、地域の人々が協力して、より良い景観の形成に取り組むことは、自らが生活する“ふるさと”に対する愛着や誇りを醸成するとともに、人々の交流を活性化させ、活力のある地域づくりにつながります。

地域経済の活性化

多くの人々が“訪れたい”、“住みたい”と感じる魅力ある景観の形成は賑わいを生みだし、観光客の増加や商業施設の集客力の増加、ビジネスチャンスの創出など、地域経済の向上につながります。

優れた財産の継承

先人から受け継がれてきた良好な景観を守り、活かし、さらにより良い景観を創出することは、全ての人々が共有する大切な財産を後世に継承していくことにつながります。

2 廿日市市景観計画の位置づけ

(1) 市民・事業者・市（行政）が協働して取り組む計画

地域の特色を生かした景観形成や、魅力ある都市景観の形成などの「良好な景観の創造」、及び、瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園などの自然景観や、宮島の町家通り等に代表される歴史的景観などの「優れた景観の保全」を行うため、市民、事業者、市（行政）が協働して取り組む計画です。

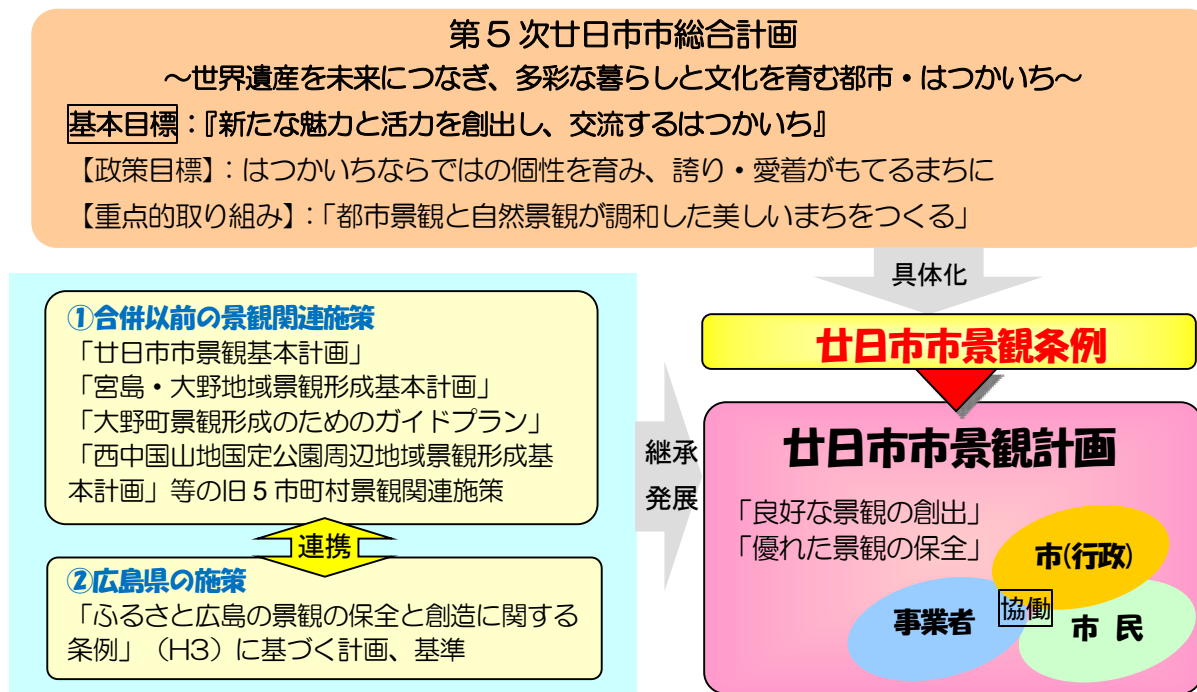
(2) 第5次廿日市市総合計画を具体化するための計画

第5次廿日市市総合計画では、基本目標の一つである『新たな魅力と活力を創出し、交流するはつかいち』の政策目標として「はつかいちならではの個性を育み、誇り・愛着がもてるまちに」を設定し、重点的取り組みとして「都市景観と自然景観が調和した美しいまちをつくる」を位置付けています。本計画は、これを具体化するための計画です。

(3) これまでの取り組みを継承・発展させる計画

合併以前の5市町村では、それぞれの地域の景観的な特徴を捉えて、「廿日市市景観基本計画」、「宮島・大野地域景観形成基本計画」、「大野町景観形成のためのガイドプラン」、「西中国山地国定公園周辺地域景観形成基本計画」等、景観の保全や形成に係る各種施策が展開されてきました。一方、広島県では、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（平成3年3月）を定め、景観施策を展開しています。この条例第9条に基づいて、宮島・大野地域に係る「宮島・大野地域景観指定地域における指定地域基本計画」（平成3年12月）、吉和地域に係る「西中国山地国定公園周辺地域における景観形成に関する基本計画」（平成5年2月）が策定され、それぞれ景観形成基準が設定されています。また、廿日市地域については大規模行為届出対象地域に指定されています。

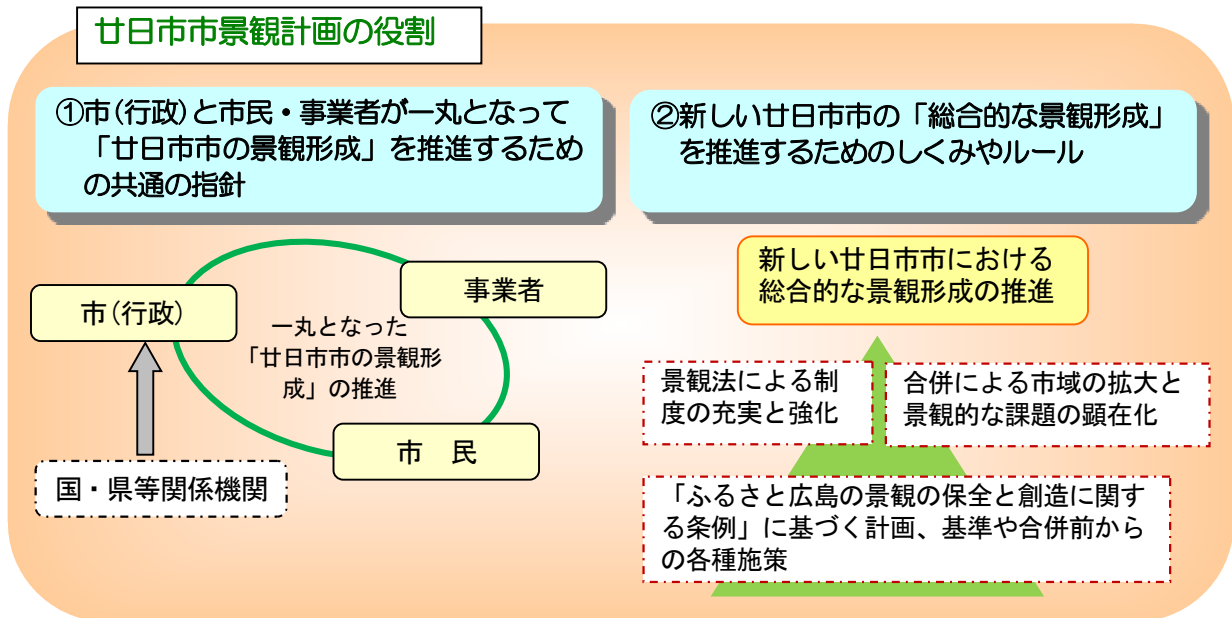
『廿日市市景観計画』と景観計画を担保する基本条例となる『廿日市市景観条例』は、これら従来の景観関連施策を継承し、発展（市域全域に適用したルールの設定等）させるものです。



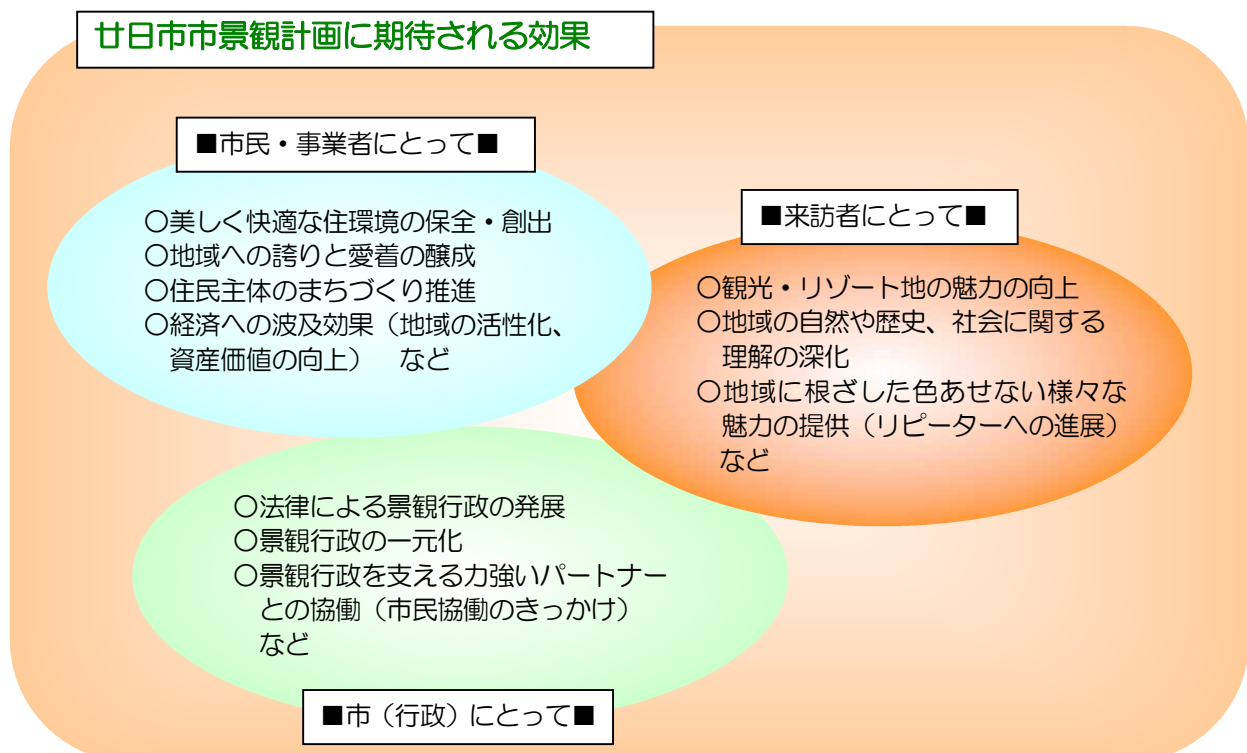
「廿日市市景観計画」の位置づけ

3 廿日市市景観計画の役割と効果

「廿日市市景観計画」は、『市(行政)と市民・事業者が一丸となって「廿日市市の景観形成」を推進するための指針』、『新しい廿日市市の「総合的な景観形成」を推進するためのしくみやルール』という2つの大きな役割があります。



また、「廿日市市景観計画」には、市民・事業者・来訪者・市(行政)それぞれにとって、次のように様々な効果が期待されます。



■景観計画における「景観」とは

本計画では景観及び景観に関連する事項を以下のように定義します。

【景観】

「景観」は、眺められる対象とその対象を眺める人間との関係があって初めて視覚的に認識されるものであり、一般的には「人々の目に映る地形や地物（樹林や農地、建築物、工作物等）の様」とされています。また、「景観」は、眺める人間の感じ方や心のあり様、眺める場所（視点場）やその場の雰囲気等によって、印象が異なるものでもあります。

つまり「景観」は、地域の風土の基盤をなす自然環境を根幹として、その風土に対応して築かれてきた歴史・文化や社会経済活動といった人々の社会生活の態様により形成され、今後も変化していくものであり、「景観」として目に見えるものと、その背後にある地域性や歴史性等の関係を認識することによってはじめて「景観」の全体像が把握できるものと考えられます。

本計画では、「景観」を「目に映るものだけではなく、廿日市の風土と、そこに育まれてきた歴史・文化や人々の暮らしや営みを総合的に表すもの」と定義します。

【景観形成】

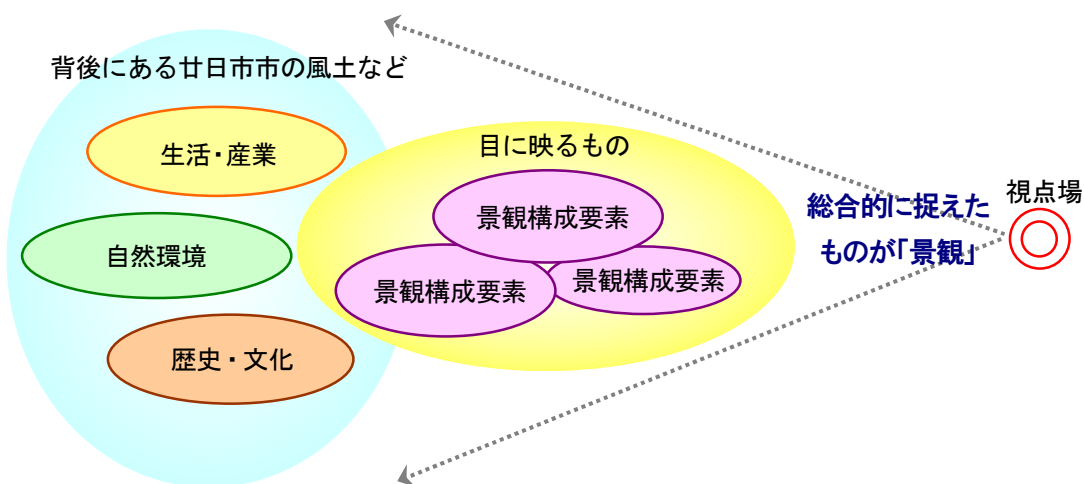
本計画における「景観形成」は、「市民・事業者・行政が一体となって優れた景観を保全し、良好な景観を新たに創出することによって、より質の高い廿日市の景観を形成すること」と定義します。

【景観構成要素】

本計画における「景観構成要素」は、山や川、道路、建築物等、「景観を構成する地形や地物」と定義します。

【景観資源】

景観構成要素の中でも、特に中心となる構成要素（例：大峯山の森林、歴史的な町並み等）や、それだけで特徴的な景観を表す構成要素（例：女鹿平山^{め が ひらやま}、万古溪^{ばんこけい}、厳島神社^{いつくしまじんじや}等）を「景観資源」と定義します。なお、地域の歴史や文化を伝える伝統芸能（神楽や祭り等）は、地形や地物ではありませんが、地域の景観を印象づける重要な要素であることから景観資源として位置づけます。



4 廿日市市景観計画の見方

廿日市市景観計画は、廿日市市における景観形成施策のマスタープランであり、この計画に基づき各種施策を展開することにより、直接的・間接的な景観形成を図っていきます。本計画を参考として、積極的に景観形成に取り組むことができるように考えています。

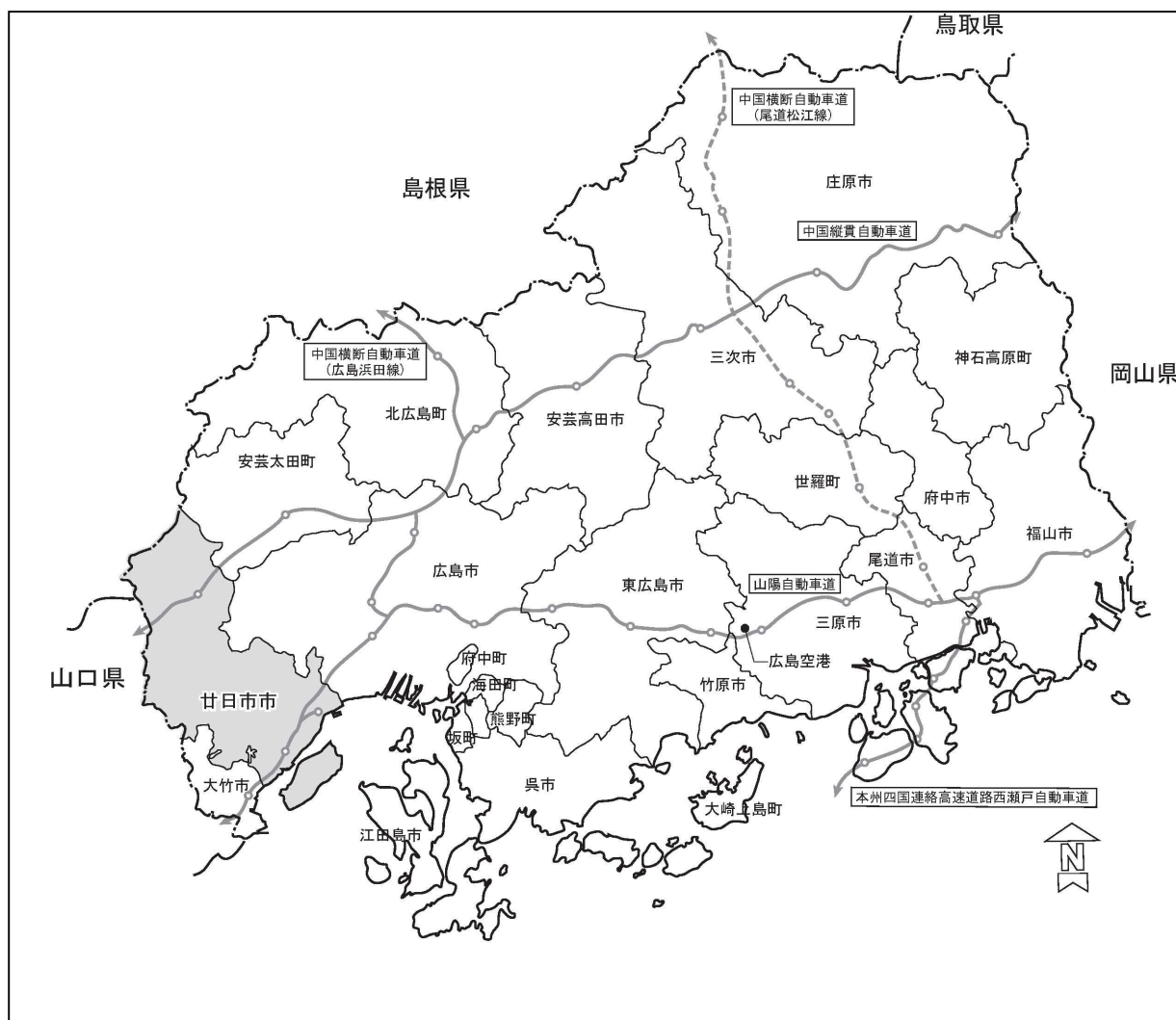
『景観計画の内容を知りたい』 ⇒序章 廿日市市景観計画とは 景観計画を策定した目的や、概要・構成を記載しています。 1 廿日市市景観計画策定の背景と目的 (P1～3) ・景観計画策定の背景と、目的を整理 2 廿日市市景観計画の位置づけ (P4) ・本市の施策における景観計画の位置づけを提示 3 廿日市市景観計画の役割と効果 (P5～6) ・景観計画に求められる役割と、期待される効果を整理 4 廿日市市景観計画の見方 (P7～8) ・景観計画の構成を分かりやすく整理	『廿日市市の景観の特徴を知りたい』 ⇒第Ⅰ章 廿日市市の概要 本市の景観の基本的な背景として、位置や成り立ち、地形・土地利用を整理し、基本的な景観の特性を記載しています。 1 廿日市市の位置 (P9) ・広島県内における本市の位置を提示 2 廿日市市の成り立ち (P10) ・本市の景観の成り立ちを整理 3 地形と土地利用 (P11～13) ・本市の地形と土地利用を整理 4 景観の特徴 (P14) ・本市の景観の特徴を整理	『地域ごとの景観の現況・問題点・課題・方針を知りたい』 ⇒第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方 景観特性や今後の施策展開の観点から地域区分を行い、それぞれの地域についての景観の特徴や個別の課題を整理するとともに、地域別の景観形成の目標、方針を提示しています。 1 吉和地域 (P17～26) 2 佐伯地域 (P27～36) 3 廿日市地域 (P37～46) 4 大野地域 (P47～56) 5 宮島地域 (P57～66)	『廿日市市全域としての重点的な課題、方針を知りたい』 ⇒第Ⅲ章 景観形成の基本理念と基本方針 本市における良好な景観の形成に関する基本理念・基本方針を提示しています。 本市の景観をより良いものにするための考え方や取り組み、行動等の手かかりや、市民や事業者への理解・協力を深めるきっかけとします。 1 廿日市市における景観形成上の重点課題 (P67～68) ・地域別の景観的な課題を踏まえた全市的な重点課題を整理 2 景観形成の基本理念と基本方針 (P69～71) ・本市の景観形成の基本理念と基本方針を提示 3 景観形成の役割分担 (P72～73) ・景観形成を進める上での市民、事業者、市の役割分担を提示	『今後の景観施策の方向性を知りたい』 ⇒第Ⅳ章 景観施策の展開方針 本市の今後の景観施策の方向性やその概要を提示しています。 1 景観法の効果的な活用 (P75～85) ・景観法を効果的に活用した施策の展開方針を提示 2 他法令の効果的な活用 (P86～87) ・景観に関連する様々な法令を効果的に活用した施策の展開方針を提示 3 市民協働に向けた施策展開 (P88～89) ・市民協働での景観形成に向けた施策の展開方針を提示 4 計画の進行管理 (P90) ・計画の効果的・効率的な推進に向けた施策の展開方針を提示
---	---	--	--	---

『景観法に基づく事項を確認したい』 ⇒第Ⅴ章 景観法に基づく事項 第Ⅱ章、第Ⅲ章、第Ⅳ章に示した景観形成に関する考え方に基づき、今後の廿日市市の景観形成に関する基本的なルールとして、景観法に基づいて景観計画に定める事項を提示しています。		『廿日市市景観計画で対象とする区域を知りたい』 ⇒1 景観計画の区域 (必須事項) (P92) ・景観法第8条第2項第1号に基づき景観計画区域を提示 『廿日市市としての景観形成の方針を知りたい』 ⇒2 景観形成の方針 (努力義務) (P93～94) ・景観法第8条第3項に基づき本市の景観形成の方針を提示 『制限に関する事項を知りたい』 ⇒3 景観形成のための行為の制限に関する事項 (必須事項) ・景観法第8条第2項第2号に基づき届出対象行為と手続きの考え方、具体的な行為別の景観形成基準を提示 届出の必要がある行為は⇒ (1) 届出対象行為 (P95～97) 届出に関する手順は ⇒ (2) 事前協議 (P98) 基準の内容は ⇒ (3) 景観形成基準 (P99～118)	『景観法で定められるその他の事項について知りたい』 景観上重要な建造物や樹木に関することは ⇒4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項 (必須事項) (P119～120) ・景観法第8条第2項第3号に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を提示 (1) 景観重要建造物の指定の方針 (2) 景観重要樹木の指定の方針 屋外広告物に関することは ⇒5 屋外広告物の表示等の制限に関する事項 (選択事項) (P121～122) ・景観法第8条第2項第4号に基づき屋外広告物の表示等の制限に関する考え方等を提示 (1) 基本的な考え方 (2) 行為の制限に関する考え方 景観上重要な公共施設の整備に関することは ⇒6 景観重要公共施設の整備等に関する事項 (選択事項) (P123) ・景観法第8条第2項第4号に基づき景観重要公共施設の整備に関する考え方等を提示	※必須事項： 景観計画に必ず定めなければならない事項 ※選択事項： 必要に応じて景観計画に定めることができる事項 ※努力義務： 景観計画に定めるよう努めるものとする事項
---	--	--	---	---

第Ⅰ章 廿日市市の概要

1 廿日市市の位置

本市は、広島県の南西端に位置し、北は安芸太田町及び島根県、東は広島市、西は大竹市及び山口県に接し、南は瀬戸内海に面しています。面積は489.36k㎡、広島県面積の約5.8%を占めています。



廿日市市の位置

第Ⅰ章 廿日市市の概要

2 廿日市市の成り立ち

吉和地域、佐伯地域、廿日市地域、大野地域、宮島地域の5地域によって構成される現在の廿日市市は、律令時代から「佐伯郡」という一つの郡域に属しており、12世紀中ごろには「佐西郡」として、より一体的な圏域を形成していました。

特に、これらの地域は厳島神社社領でもありました。

本市の市名は、現在の中央市民センター周辺（本町）で室町時代中期以来開かれていた「廿日の市（はつかのいち）」に由来します。

厳島神社の年4回の祭礼の最終日がいずれも20日であったことから、毎月20日に市が立つようになり、二十日の市＝「廿日市」という名称が定着していったと考えられています。

現在の廿日市市は、昭和63年の市制移行を経て、平成15年3月1日に旧佐伯町及び旧吉和村と、平成17年11月3日に旧大野町及び旧宮島町と合併し現在の市域となりました。この合併により、かつて「佐西郡」として同じ圏域であった地域が再び一つの行政区域になることとなりました。

現在の市の面積は、合併前の約10.2倍、県内で8番目、人口規模は約1.6倍となる12万人近くを擁し、県内で6番目となり、都市規模は大きく拡大しました。そのため、山間部、内陸部、沿岸部、及び、島しょ部の多様な地域から構成され、豊かな自然や多様な歴史・文化資源を内包することとなり、まちの性格を示す機能の内容・構成も大きく変化しました。

3 地形と土地利用

(1) 地形

本市は、山間部及び内陸部、沿岸部、島しょ部から構成されています。山間部は、十方山^{じっほうざん}や冠山^{かんむりやま}などの連峰が西中国山地を形成しており、内陸部は、権現山^{ごんげんざん}や勝成山^{かつなりやま}、鷹巣山^{たかのすやま}などの単峰が点在し、太田川水系沿いや小瀬川水系沿いに小盆地や平坦地が帯状に形成されています。

沿岸部は、丘陵地帯とその間から流れる小河川により形成された沖積平野と海岸埋め立地から形成されており、平野部は多くありません。

島しょ部は、標高は高くありませんが、海岸部から立ち上がる急峻な地形を呈しており、平地や傾斜の緩やかな斜面地は小河川の河口沿いに限られています。

また、主な河川としては太田川や小瀬川、中津谷川等があげられますが、それらは山間の溪流・溪谷を形成しています。

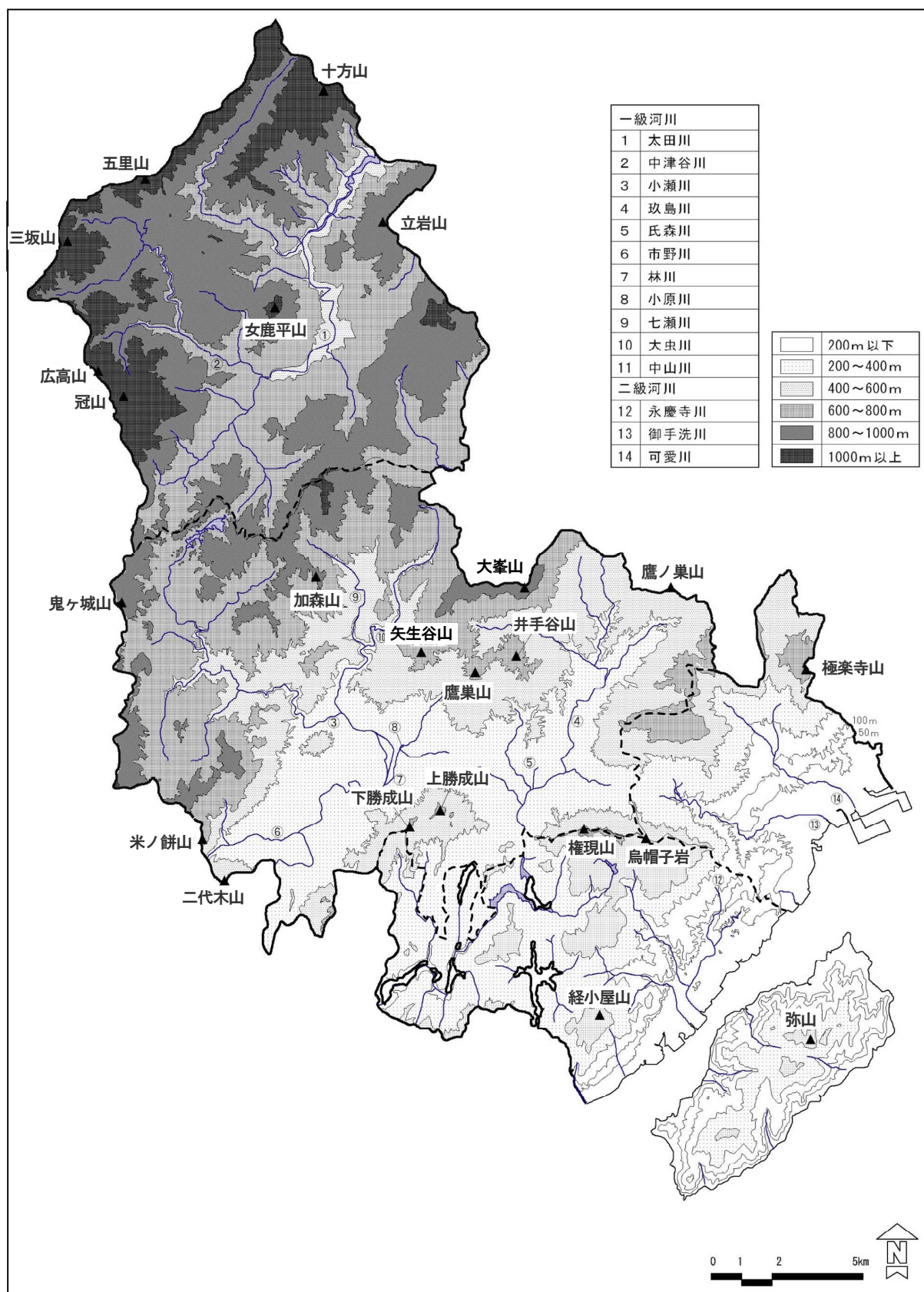
(2) 土地利用

本市の土地利用をみると、山間部・内陸部の吉和地域、佐伯地域では、中小規模の宅地開発や工業団地の整備、別荘地等のリゾート開発などが行われていますが、基本的には農地や樹林地等の自然的土地利用が主体となっています。

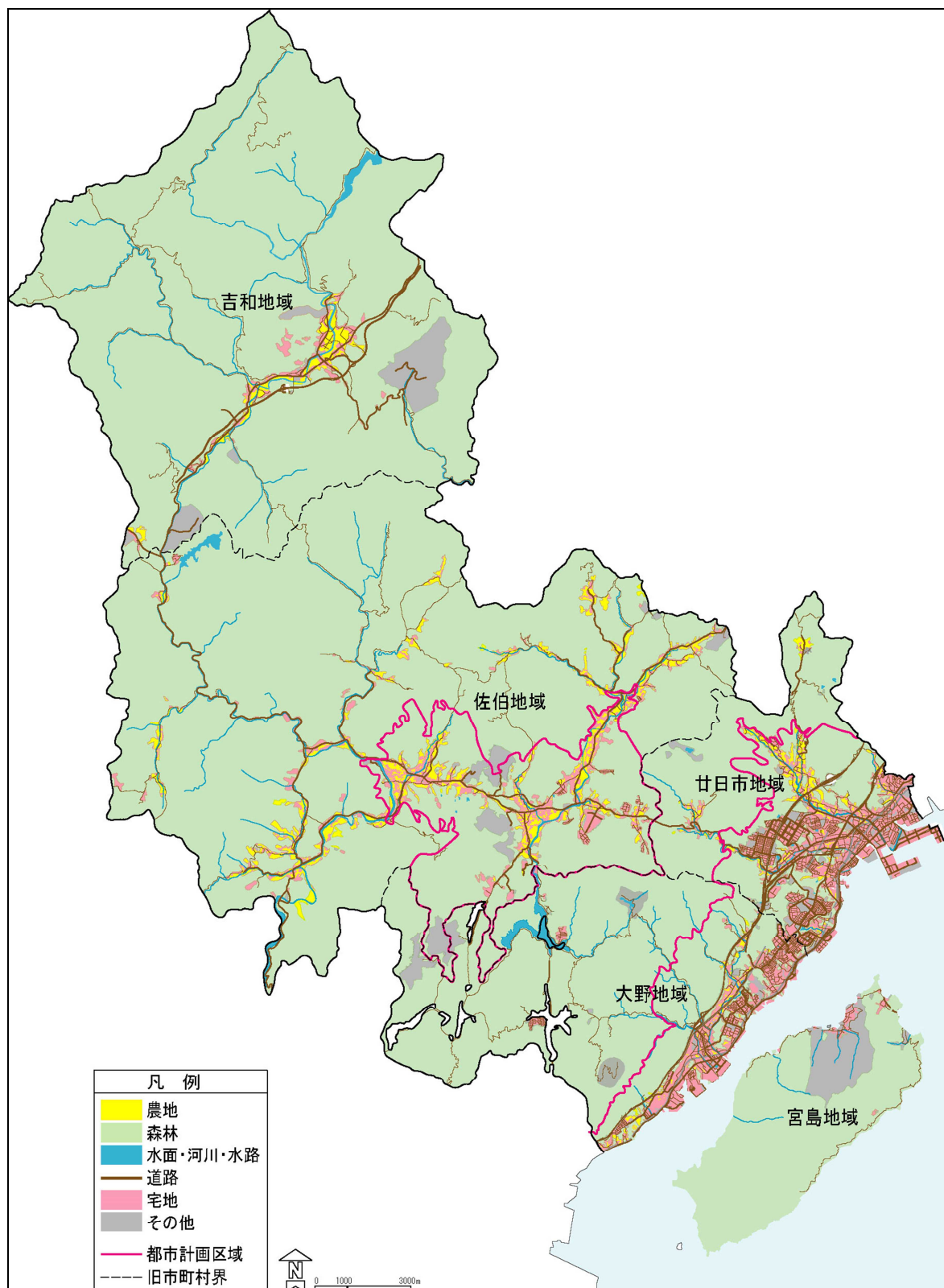
沿岸部の廿日市地域、大野地域においては、昭和40年代の中頃から丘陵部における大規模な宅地開発、臨海部の埋め立てなど、急激に都市化が進展しました。一方で、沿岸部や河川沿いの平坦地では、スプロール的な市街化が進行しました。近年は、丘陵部の宅地開発や臨海部の埋め立てが一段落し、既成市街地内の集合住宅の建設や周辺市街地における市街化がより進展しています。

島しょ部である宮島地域は、その大半が森林からなり、厳島神社周辺に小規模で高密な市街地が形成されています。特別史跡・特別名勝や瀬戸内海国立公園の特別地域に指定されるなど、歴史的建造物や豊かな自然の保全を基調とした土地利用がなされています。

第Ⅰ章 廿日市市の概要



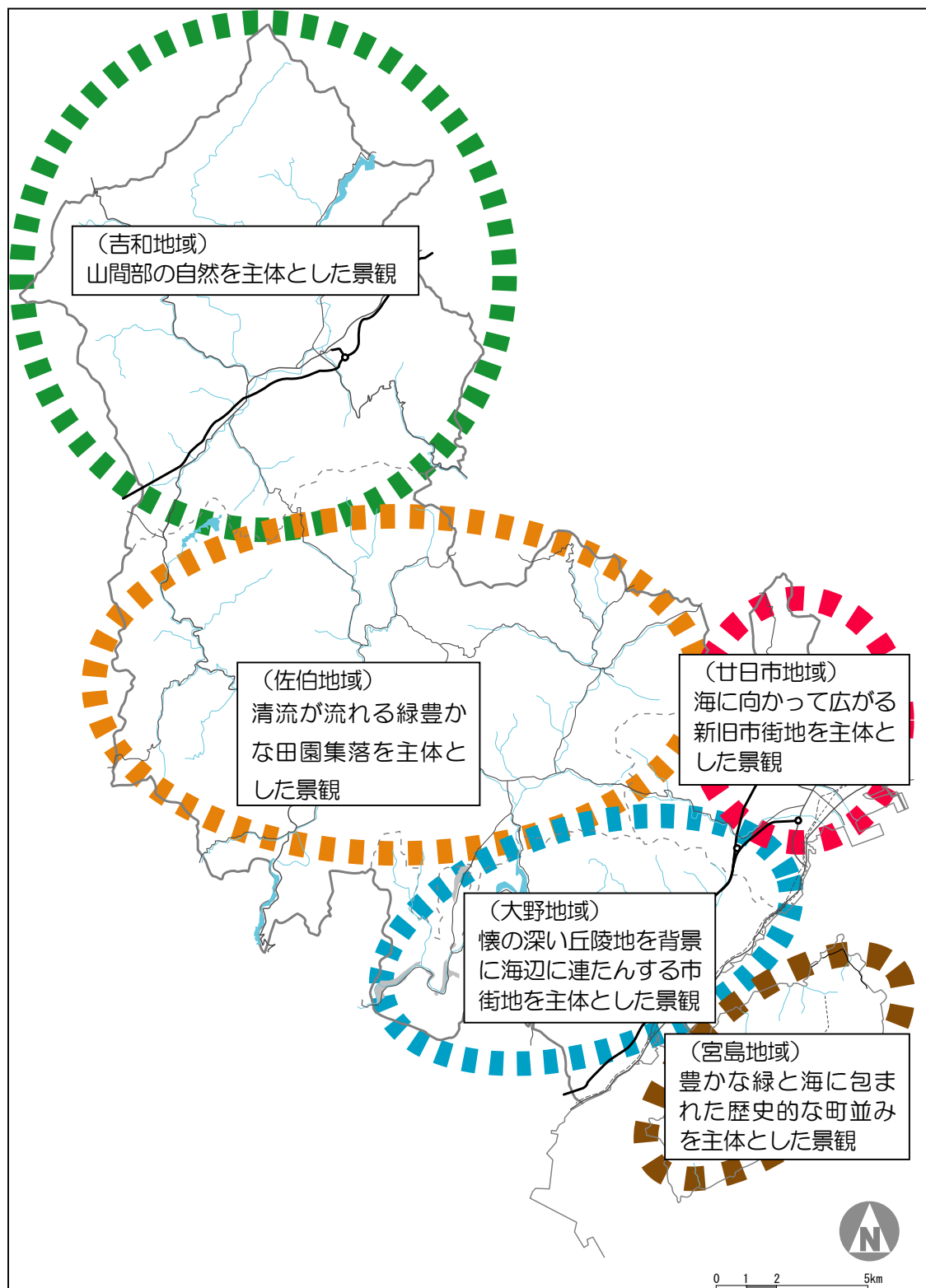
廿日市市の地形



廿日市市の土地利用状況

4 景観の特徴

本市は、南北に長く、西中国山地の山間部から瀬戸内海までを含むことから、その地形や土地利用、気候風土を基盤として、多様な景観が見られます。特に、本市の景観は、山間部から海岸部にかけて連続的に展開していますが、その地形や土地利用の特性から、地域ごとに景観的なまとまりを有していることが大きな特徴です。



基本的な景観の特徴

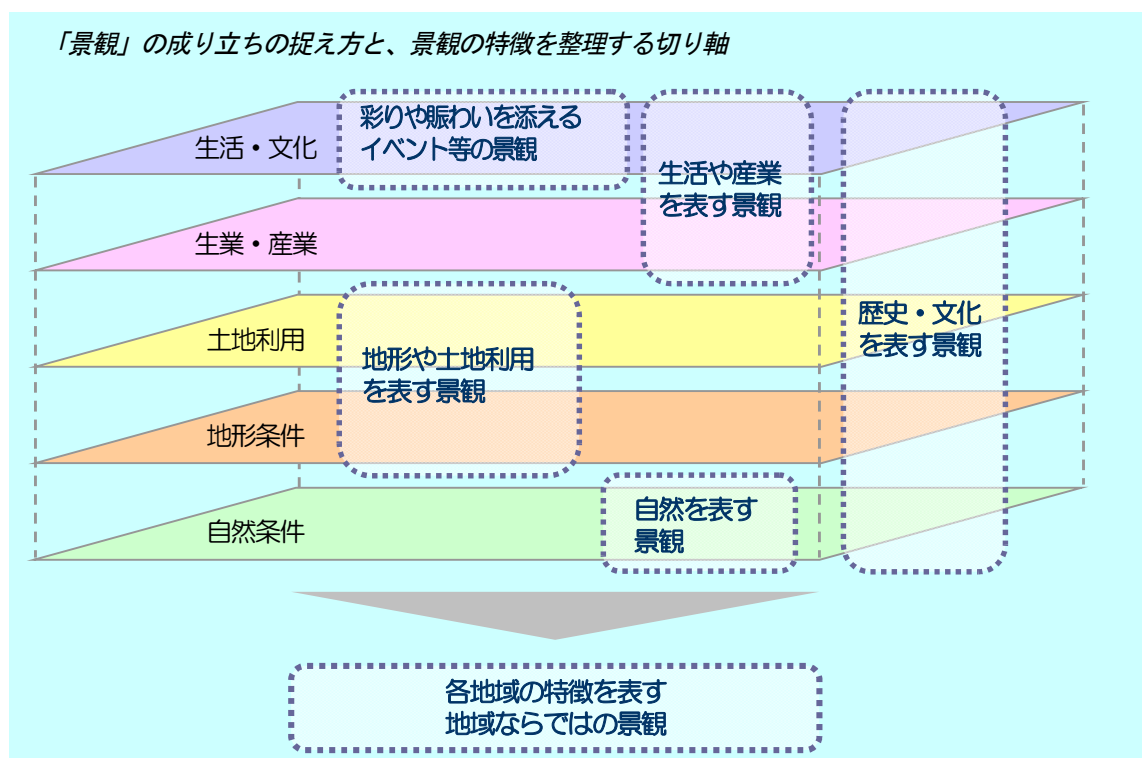
第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

廿日市市の景観は、地形や土地利用の特性から、合併前の旧行政区域（吉和村、佐伯町、廿日市市、大野町、宮島町）ごとに景観的なまとまりを有していることが大きな特徴です。また、合併前の行政区分は、地域の人々にとって身近な生活圏であり、本市の行政サービスの基本的な区分として今後も重要な役割を担う圏域です。

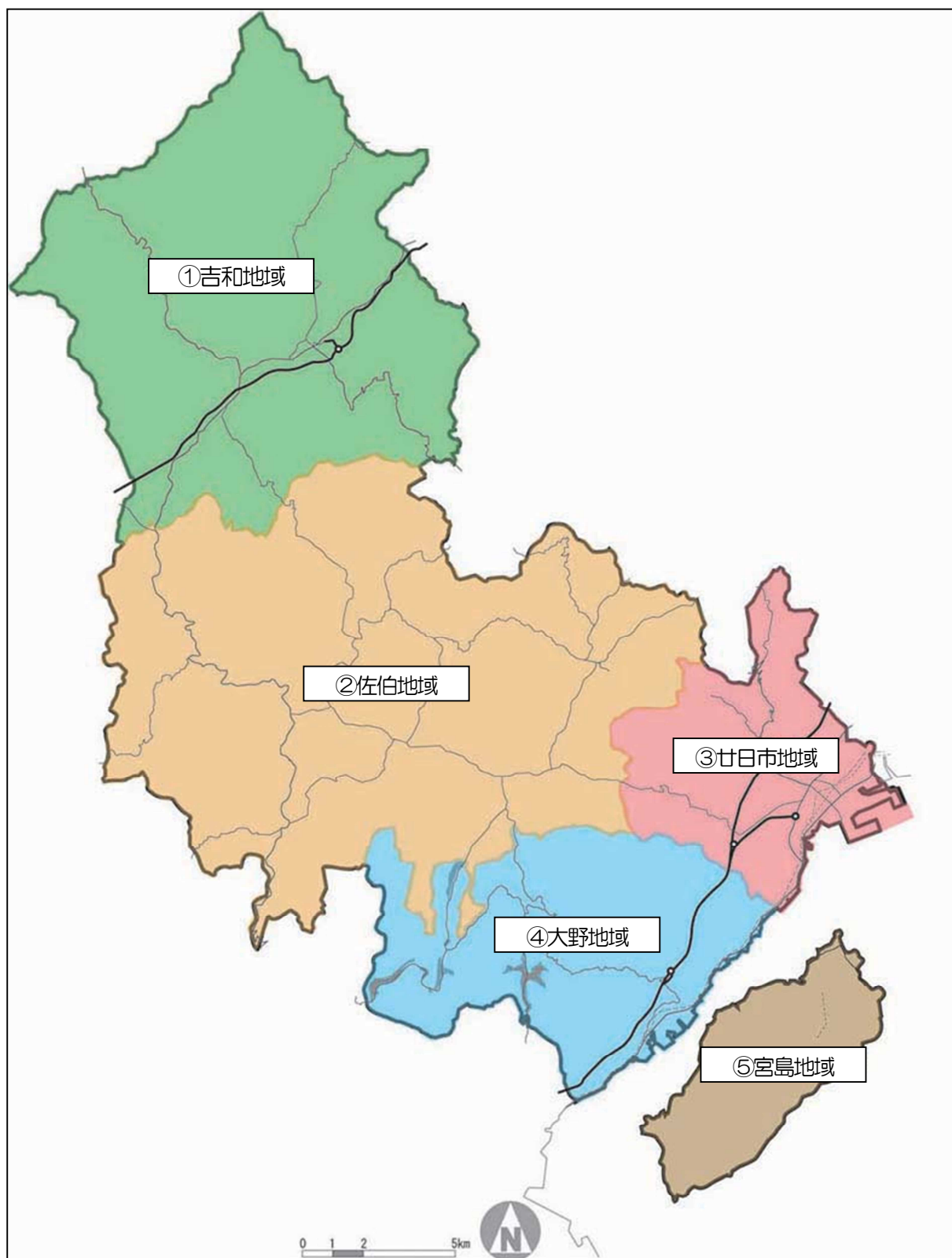
本計画においては、基本理念や基本方針に基づき、一つの共同体としての景観の連続性や整合性のとれた景観形成を図ることを基本とした上で、これらの地域的な景観の個性や価値を尊重し、地域の実情や特性に応じた、よりきめの細かい景観形成を推進するために、地域別の景観の現状や課題を整理するとともに、それを踏まえた景観形成の方向性を地域別に示します。

なお、本計画では、「景観」を「目に映るものだけではなく、廿日市市の風土と、そこに育まれてきた歴史・文化、人々の暮らしや営みを総合的に表すもの」と定義しています。これを踏まえると、「景観」は、地形や自然の地理的な条件を基盤として、その上で営まれてきた人々の生業や生活によって育まれてきたものであり、その成り立ちを下図のように階層的に捉えることができます。

そこで、各地域の景観の特徴の整理に当たっては、各地域に共通してみられる主な景観を、“景観の成り立ちを捉える要素”を踏まえた5つの切り軸で整理するとともに、その地域の特徴を表す「地域ならではの景観」で整理しています。



さらに、本章では各地域の景観の特徴から見た景観形成上の問題点や課題を整理するとともに、それらを踏まえた地域ごとの景観形成の目標と方針、役割分担を整理しています。



地域区分

1 吉和地域

吉和地域は、西中国山地の脊梁部にあたり、標高 1,000mを超える山々に囲まれた山間部の自然を主体とした景観が展開しています。

(1) 主な景観資源と視点場

1) 主な景観資源

主な景観資源としては、次のものがあげられます。

① 自然的な資源

- | | | |
|-------------------------------------|--|------------------------------------|
| ○ 冠山
<small>かんむりやま</small> | ○ 十方山
<small>じっほうさん</small> | ○ 五里山
<small>ごりやま</small> |
| ○ 立岩山
<small>だていわやま</small> | ○ 三坂山
<small>みさかやま</small> | ○ 広高山
<small>ひろたかさん</small> |
| ○ 女鹿平山
<small>めがひらやま</small> | ○ 太田川源流
<small>おおたがわけんりゅう</small> | ○ 中津谷川
<small>なかつだにがわ</small> |
| ○ 細見谷溪谷
<small>ほそみだにけいこく</small> | ○ 中津谷溪谷
<small>なかつだにけいこく</small> | ○ 東山溪谷
<small>ひがしやまけいこく</small> |
| ○ 大竜頭滝
<small>だいいりゅうずのたき</small> | ○ 瀬戸の滝
<small>せと</small> | ○ クルソン仏岩 |
| ○ 冠山のブナ林 | ○ 冠高原のレンゲツツジ大群落
<small>かんむりこうげん</small> | |
| ○ 細見谷溪谷の峡谷植生 | | |
| ○ 東山溪谷の峡谷植生 | | |



◇冠山



◇中津谷溪谷

② 歴史的な資源

- 吉和神楽 ○ 茅葺屋根の住宅

③ 生活・産業的な資源

- スギ・ヒノキ林 ○ わさび田 ○ 農地
○ 県立もみのき森林公園
○ 吉和魅惑の里 ○ めがひらスキー場
○ 別荘地 ○ クヴェーレ吉和
○ 潮原温泉 ○ 雪のカンテラロード
○ 吉和夏祭り ○ 吉和大とんどまつり
○ ヒマワリの植栽 ○ 水仙ロード



◇冠高原のレンゲツツジ



◇吉和魅惑の里

2) 主な視点場

吉和地域の主な視点場としては、次のものがあげられます。

(《⇒》) 視点場から見える代表的な景観)

- | | |
|--|-----------------------|
| ○ 冠山《⇒西中国山地の山並み》 | ○ 十方山《⇒西中国山地の山並み》 |
| ○ 女鹿平山《⇒吉和の集落・周辺の山並み》 | ○ 県立もみのき森林公園《⇒冠山など》 |
| ○ 吉和展望台《⇒吉和の集落・十方山・冠山・女鹿平山・もみのき森林公園など》 | |
| ○ 国道 186 号《⇒水仙ロード》 | ○ 国道 434 号《⇒冠山》 |
| ○ 国道 488 号《⇒女鹿平山》 | ○ 県道 296 号《⇒緑豊かな沿道景観》 |
| ○ 吉和の集落《⇒女鹿平山、田園風景など》 | |

(2) 景観の特徴と本市における景観的な位置づけ

1) 景観の特徴

“山間部の自然を主体とした景観”を基調した吉和地域の景観の特徴は、「景観の成り立ちを捉える要素を踏まえた5つの切り軸」と、「地域ならではの景観」の視点から次のように整理することができます。

① 四季を彩る風物の景観

- ①-1 春を告げる水仙ロードの景観
- ①-2 初夏の訪れを感じさせるレンゲツツジの艶やかな景観
- ①-3 夏を感じさせるヒマワリの景観
- ①-4 秋の訪れを予感させる赤い彼岸花の景観
- ①-5 もみじの錦を満喫できる紅葉の景観
- ①-6 冬を彩る幻想的な雪のカンテラロードの景観

② 地形や土地利用を表す景観

- ②-1 代表的なランドマークである女鹿平山の景観
- ②-2 冠山や十方山など吉和地域の景観を縁取る雄大な西中国山地の山並みの景観

③ 生活や産業を表す景観

- ③-1 スギやヒノキを主体とした林業の景観
- ③-2 赤瓦屋根を主体とした典型的な中山間地の田園集落の景観
- ③-3 めがひらスキー場や県立もみのき森林公園、吉和魅惑の里、女鹿平山南斜面や国道488号沿いの別荘地など、自然を生かしたリゾート地やレクリエーション地の景観

④ 自然を表す景観

- ④-1 細見谷や中津谷、東山溪谷などの野趣あふれる溪谷の景観
- ④-2 瀬戸の滝や大竜頭滝等の趣のある水辺の景観
- ④-3 緑のトンネルをくぐるような自然豊かな溪谷沿道の景観

⑤ 歴史・文化を表す景観

- ⑤-1 吉和神楽など伝統芸能の景観
- ⑤-2 現存する茅葺屋根の住宅

⑥ 彩りや賑わいを添えるイベント等の景観

- ⑥-1 吉和夏祭りなどイベントの景観



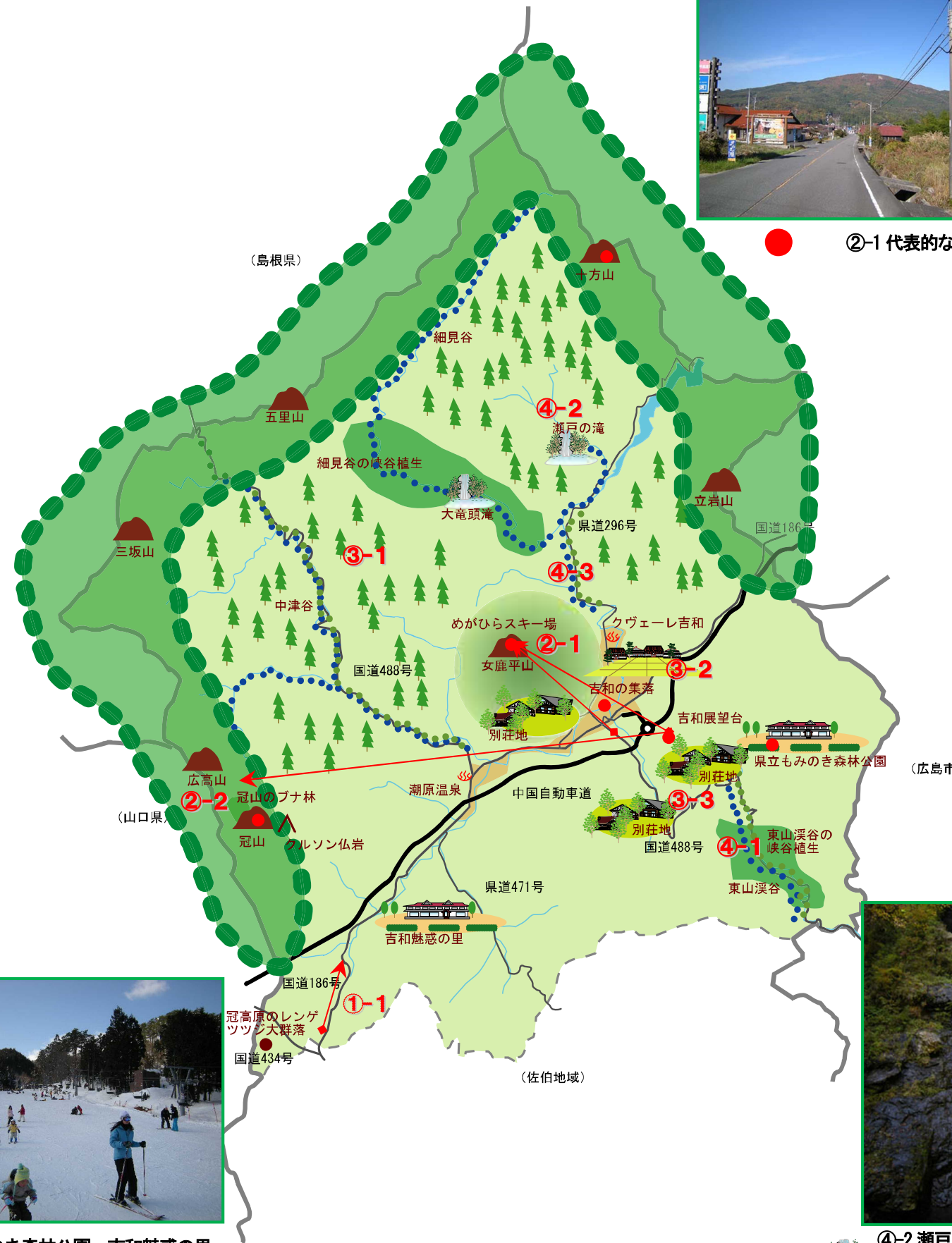
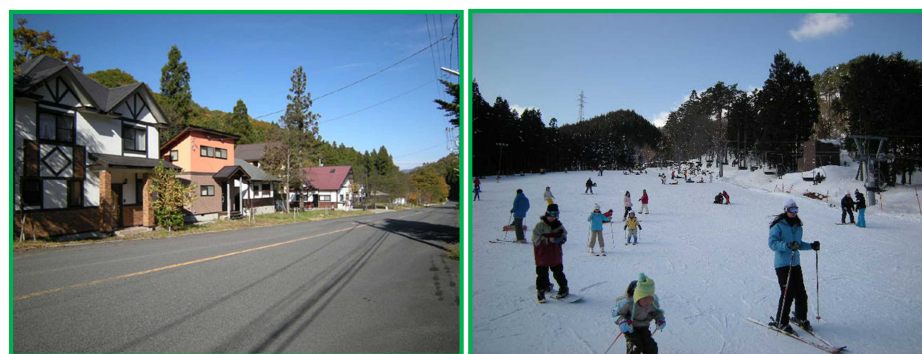
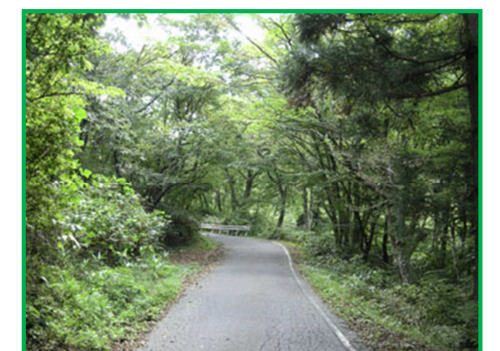
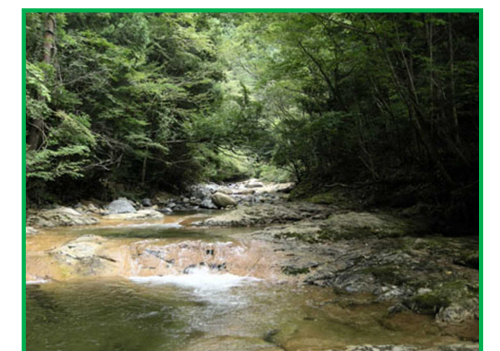
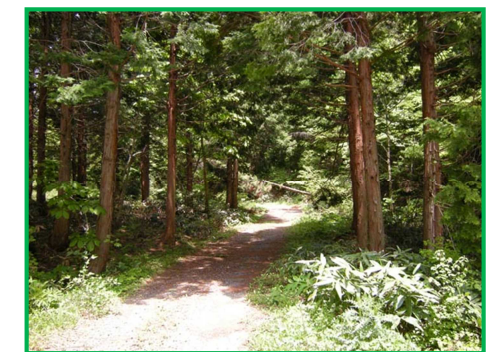
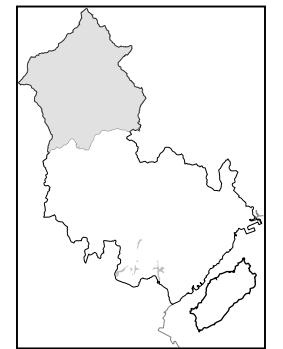
①-6 幻想的な雪のカンテラロード



⑥-1 賑わいのある吉和夏祭り

2) 本市における景観的な位置づけ

吉和地域は、山間部の自然を主体として、四季の彩りが感じられる景観が展開しており、一年を通じて、多様で変化に富んだ自然景観のすばらしさを体感できる地域です。



● : 主な視点場

(3) 主な問題点

吉和地域は、一年を通じて、多様で変化に富んだ自然景観のすばらしさを体感できる地域です。

その一方で、現在の状態が法的に問題が無いものであっても、市民アンケートや景観ワークショップ、現地調査の結果から、この「四季のすばらしさを体感できる豊かな自然景観の魅力」をさらに向上させていくという観点からは次のような問題点もあげられます。

- 落ち着いた緑豊かな景観とは相容れない沿道の屋外広告物
- 老朽化し管理が行き届いていない別荘の建物
- 自然景観に調和しない形態や素材、色彩の建物
- 各所にみられる無機質なモルタル法面
- 乱立する別荘



緑豊かな景観とは相容れない
沿道の屋外広告物



老朽化し管理が行き届いていない
別荘の建物



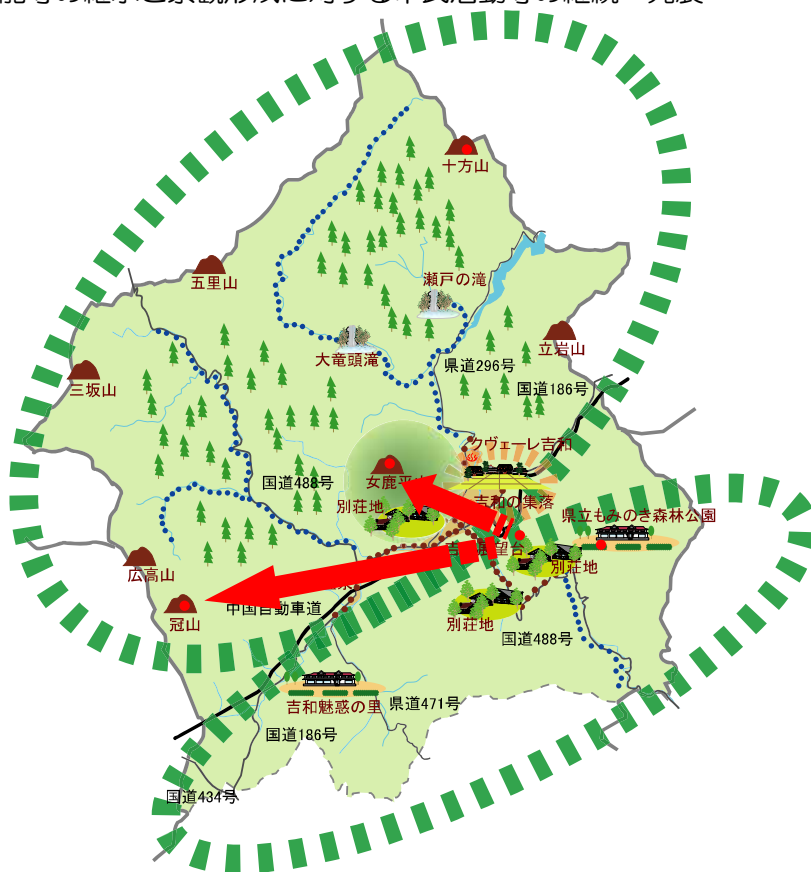
自然景観に調和しない色彩の建物

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(4) 景観形成の課題

吉和地域の景観の特徴や問題点を踏まえ、より良い景観形成を進めていく上では、良好な自然景観の基盤となる環境の保全と地域の観光資源としての効果的な活用といった観点から、次のような課題があげられます。

- 優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全
- 美しい清流・溪谷の保全
- 女鹿平山や冠山等への優れた眺望の保全
- 田園集落景観の基盤である農地の保全
- 優れた自然景観等を楽しむことができる視点場の確保
- 地域の景観イメージを損なわない周辺景観と調和した美しい沿道景観の形成
- 自然景観との調和に十分配慮した開発や住宅・施設整備による豊かな景観の形成
- 伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展



：優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全



：美しい清流・溪谷の保全



：女鹿平山や冠山等への優れた眺望の保全



：田園集落景観の基盤である農地の保全



：優れた自然景観等を楽しむことができる視点場の確保



：地域の景観イメージを損なわない周辺景観と調和した沿道景観の形成



：自然景観との調和に十分配慮した開発や住宅・施設整備による豊かな景観の形成

伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展

(5) 景観形成の目標と方針

1) 景観形成の目標

四季の彩りが感じられる、すぐれた自然景観の保全と活用

西中国山地国定公園をはじめとする山間部の豊かな自然や、その自然と一体となって育まれてきた人々の生活・文化・産業を表す景観の保全と活用を図ります。



2) 景観形成の方針

次のような景観形成の方針を定め、景観形成の目標の達成を目指します。

① 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成

- 「水仙ロード」や「ヒマワリの植栽」の取り組み等、四季折々の景観を演出する地域の取り組みの継続・発展に努めます。



◇ヒマワリ

② 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全に努めます。
- 西中国山地国定公園の特別保護地区や特別地域の樹林を適切に保全します。
- 中津谷溪谷や東山溪谷等の溪流や滝など、野趣あふれる河川環境の保全に努めます。
- 河川の維持補修や災害対策においては、自然景観に配慮して実施します。
- 景観と調和した農地の保全、耕作放棄地や遊休農地の解消に努め、赤瓦を主体とした田園集落景観の保全を図ります。
- 別荘地や公共施設等の建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等については、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 道路整備・維持管理においては、四季を感じられる沿道景観に配慮して実施します。



◇中津谷川上流

③ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの女鹿平山等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 優れた自然景観や四季折々の景観を快適に楽しむことができる眺望点の整備や紹介に努めます。

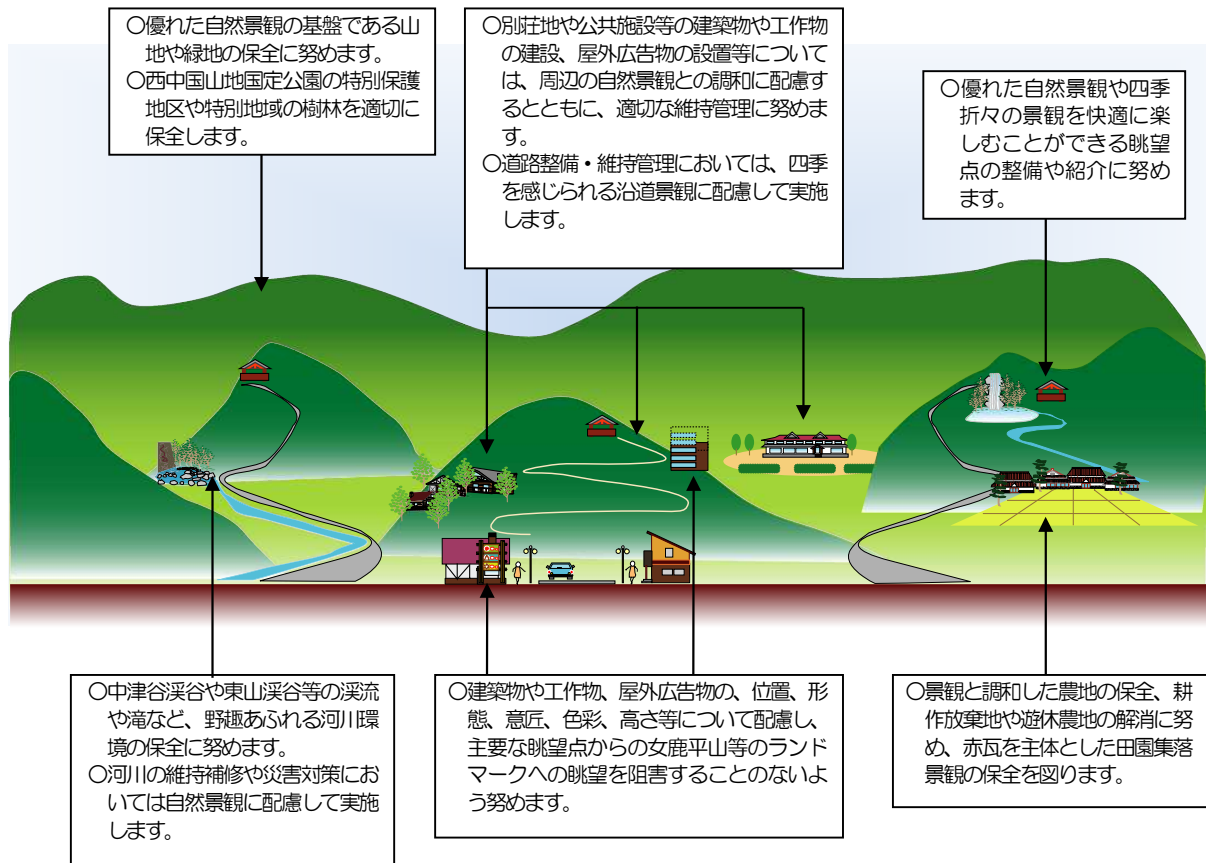


◇女鹿平山の冬景色

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 地域住民の生活に配慮しながら歴史的な建築物等の適切な保全に努めます。
- 吉和神楽などの伝統行事や祭りの後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方



吉和地域の景観形成イメージ

(6) 景観形成の役割分担

吉和地域のより良い景観形成を進めるための市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めます。

1) 市民の役割

- 「水仙ロード」、「ヒマワリの植栽」、「雪のカンテラロード」など四季を彩る地域の取り組みに積極的に参加・協力します。
- 地域の清掃活動など日常的な美化活動に取り組みます。
- 所有する別荘の適切な維持管理に努めます。
- 「吉和神楽」などの伝統行事や祭事の担い手の育成に努めます。

2) 事業者の役割

- 別荘地の適切な維持管理に努めます。
- 廃車等の廃棄物を適切に処理・処分します。
- 屋外広告物の設置にあたっては、デザインや色彩、規模等が自然景観と調和するよう配慮します。

3) 市（行政）の役割

- 公共事業の実施にあたっては、自然景観の保全や調和を図り、事業者の取り組みの指針となることを自覚して、吉和地域の景観形成の先導的な役割を果たします。
- 自然景観や四季折々の景観を楽しむことができる場づくりに努めます。
- 市民や事業者の取り組みに対する参加・サポートを行います。

2 佐伯地域

佐伯地域は、緑豊かな山並みを背景に、その豊かな緑に抱かれた清流や農地が織りなす穏やかな田園集落の景観が展開しています。

(1) 主な景観資源と視点場

1) 主な景観資源

主な景観資源としては、次のものがあげられます。

① 自然的な資源

- | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| ○ 大峯山 <small>おおみねやま</small> | ○ 鷹巣山 <small>たかのすやま</small> | ○ 仏王寺山 <small>ぶつおうじさん</small> |
| ○ 勝成山 <small>かつなりやま</small> | ○ 権現山 | ○ 横山 |
| ○ 鬼石山 | ○ 鬼ヶ城山 | ○ 加森山 |
| ○ 城仙山 | ○ 矢生谷山 | ○ 引寄山 |
| ○ 井手谷山 | ○ 羅漢山 | |
| ○ 羅漢溪谷 <small>らかんけいこく</small> | ○ 万古溪 <small>ばんこけい</small> | ○ 大峯山の森林 |
| ○ 万古溪の峡谷植生 | | ○ 羅漢溪谷の峡谷植生 |
| ○ 津田の大力ヤ | | ○ 速田神社のツクバネガシ |
| ○ 高野嶺 <small>こうやまき</small> の群落 | | ○ 河内神社 <small>しやそう</small> の社叢 |
| ○ 大虫の枝垂れ桜 <small>しだれざくら</small> | | ○ まさき峠の六本杉 |
| ○ 友和小学校のイチヨウ | | |

② 歴史的な資源

- | | | |
|----------------------------------|---------|-----------------------------|
| ○ 教覚寺山門 | ○ 安井家母屋 | ○ 石見津和野路石だたみ道 |
| ○ 八田家長屋門及び米蔵 | | ○ 勁操園 <small>けいそうえん</small> |
| ○ 上田宗箇岩船の水 <small>うえだそうこ</small> | | ○ 玖島神楽団 |
| ○ 河津原神楽団 | | ○ 津田神楽団 |
| ○ 浅原神楽団 | | ○ 栗栖神楽団 |

③ 生活・産業的な資源

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| ○ スギ・ヒノキ林 | ○ 農地 | ○ 小瀬川温泉 |
| ○ 道の駅スパ羅漢 | ○ 岩倉ファームキャンプ場 | |
| ○ 佐伯総合スポーツ公園 | | |
| ○ さいき水まつり | ○ 宗箇まつり | |



◇大峯山



◇羅漢溪谷



◇教覚寺山門



◇津田の大力ヤ



◇スパ羅漢

2) 主な視点場

佐伯地域の主な視点場としては、次のものがあげられます。

(《⇒》) は視点場から見える代表的な景観

- 上勝成山《⇒大峯山、鷹巣山、佐伯の田園市街地》
- 権現山《⇒瀬戸内海》 ○ 大峯山《⇒周辺の山並み》
- 国道 186 号《⇒羅漢溪谷》
- 県道 30 号《⇒佐伯の田園市街地》
- 県道 42 号《⇒大峯山》 ○ 県道 293 号《⇒勝成山など》
- 県道 295 号《⇒緑豊かな沿道景観》

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(2) 景観の特徴と本市における景観的な位置づけ

1) 景観の特徴

“清流が流れる緑豊かな田園集落を主体とした景観”を基調した佐伯地域の景観の特徴は、「景観の成り立ちを捉える要素を踏まえた5つの切り軸」と、「地域ならではの景観」の視点から次のように整理することができます。

① 水と緑あふれる田園風景を感じさせる景観

- ①-1 緑の山並みを背景にひろがる典型的な田園集落の景観
- ①-2 昔ながらの農家の様子を今に伝える建物の景観

② 地形や土地利用を表す景観

- ②-1 鷹巣山一帯や仏王寺山ぶつおうじざんから勝成山、権現山にかけての山並みなどが織りなす豊かな緑の景観
- ②-2 大峯山や勝成山からの広々とした眺望

③ 生活や産業を表す景観

- ③-1 県道30号沿道等の町並みや商店街の景観

④ 自然を表す景観

- ④-1 万古溪や羅漢溪谷らかんけいこくなどの野趣あふれる溪谷の景観
- ④-2 小瀬川や七瀬川などの穏やかな清流の景観
- ④-3 ランドマークともなる巨樹・巨木の景観
- ④-4 緑が壁のように迫る自然豊かな沿道の景観

⑤ 歴史・文化を表す景観

- ⑤-1 旧家の佇まいを今に伝える歴史的な建物の景観
- ⑤-2 往時の旅を彷彿とさせる石見津和野路の石畳の景観
- ⑤-3 佐伯神楽など伝統芸能の景観

⑥ 彩りや賑わいを添えるイベント等の景観

- ⑥-1 伝統芸能やさいき水まつり等のイベントの景観



⑤-1 八田家長屋門米蔵



⑥-1 賑わいのあるさいき水まつり

2) 本市における景観的な位置づけ

佐伯地域は、清流が流れる緑豊かな田園集落を主体とした景観が展開しており、人と自然が織りなす「水と緑あふれる田園風景」に触れることができる地域です。



①-1 緑の山並みを背景にひろがる典型的な田園集落の景観（飯山地区）



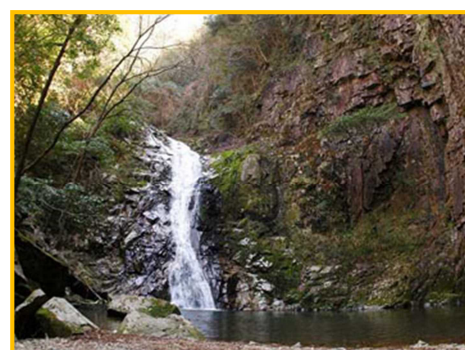
②-1 鷹巣山一帯や仏王寺山から勝成山、権現山にかけての山並みなどが織りなす豊かな緑の景観（勝成山への稜線）



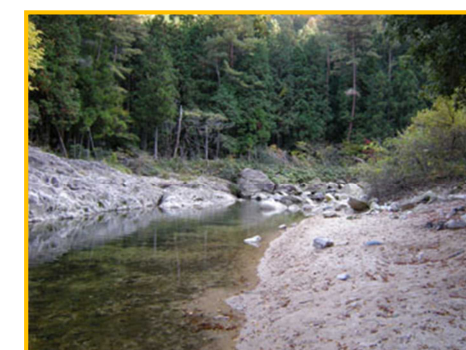
②-2 大峯山や勝成山からの広々とした眺望（勝成山山頂から大峯山方向への眺望）



③-1 県道30号沿道等の町並みや商店街の景観（友田地区付近）



④-1 万古溪や羅漢溪谷などの野趣あふれる溪谷の景観（万古溪）



④-2 小瀬川や七瀬川などの穏やかな清流の景観（小瀬川）



④-3 ランドマークともなる巨樹・巨木の景観（友和小学校のイチョウ）



●：主な視点場

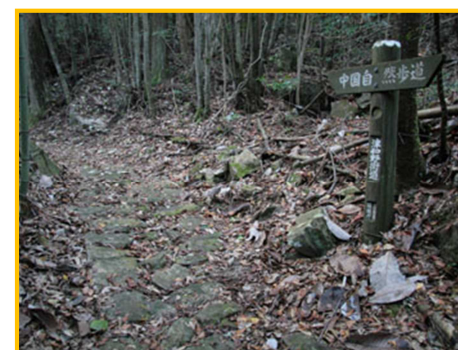
④-4 緑が壁のように迫る自然豊かな沿道の景観（県道295号）



⑤-1 旧家の佇まいを今に伝える歴史的な建物の景観（安井家母屋）



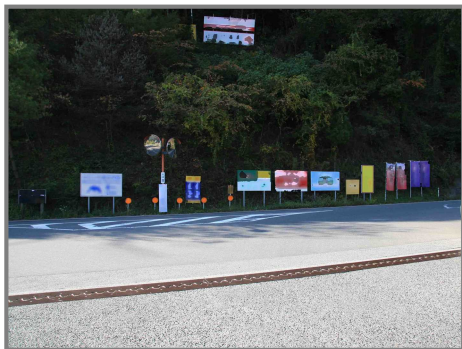
⑤-2 往時の旅を彷彿とさせる石見津和野路の石畳の景観



(3) 主な問題点

佐伯地域は、人と自然が織りなす「水と緑あふれる田園風景」に触れることができる地域です。その一方で、現在の状態が法的に問題が無いものであっても、市民アンケートや景観ワークショップ、現地調査の結果から、この「水と緑あふれる田園風景の魅力」をさらに向上させていく観点からは次のような問題点もあげられます。

- 主要幹線道路沿いにみられる様々な色彩や規模の屋外広告物
- 様々な規模・形態の建築物が混在する町並み
- 松枯れにより荒廃した山林
- 雑草や竹藪が繁茂した河川
- 増加する耕作放棄地や遊休農地
- 自然の風景と調和しない森林や田園の中の工作物



主要幹線道路沿いにみられる
様々な色彩の屋外広告物



様々な規模・形態の建築物が
混在する町並み



松枯れにより荒廃した山林と
遊休農地



自然の風景と調和しない
森林や田園の中の工作物

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(4) 景観形成の課題

佐伯地域の景観の特徴や問題点を踏まえ、より良い景観形成を進めていく上では、周辺の自然景観の保全と清流や緑との調和といった観点から、次のような課題があげられます。

- 田園集落景観の基盤である農地の保全
- 美しい清流・溪谷の保全
- 優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全
- 都市計画制度の有効活用による良好な景観の形成
- 大峯山や勝成山等への優れた眺望の保全
- 優れた自然景観等を楽しむことができる視点場の確保
- 歴史的風土を持つ景観資源の保全
- 沿道、町並みなどの身近な景観の形成
- 伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展



：田園集落景観の基盤である農地の保全



：美しい清流・溪谷の保全



：優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全



：都市計画制度の有効活用による良好な景観の形成



：大峯山や勝成山等への優れた眺望の保全



：優れた自然景観等を楽しむことができる視点場の確保



：歴史的風土を持つ景観資源の保全



：沿道、町並みなどの身近な景観の形成

伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展

(5) 景観形成の目標と方針

1) 景観形成の目標

水と緑に抱かれた魅力的な景観の保全と形成

周辺の自然的な景観の保全や町並みとしての統一感のある沿道景観の形成など、水と緑に抱かれた魅力的な景観の保全と形成を進めます。



第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

2) 景観形成の方針

次のような景観形成の方針を定め、景観形成の目標の達成を目指します。

① 水と緑あふれる田園風景の保全

- 景観と調和した農地の保全と耕作放棄地や遊休農地の解消に努めます。
- 建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等については、田園集落景観との調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。



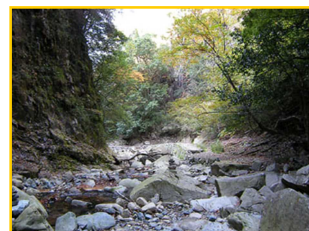
◇津田付近の農地

② 良好な生活景観の形成

- 都市計画制度の活用にも努め、魅力的な町並み景観の形成を図ります。
- 用途地域が指定されていない都市計画区域内においては、都市計画制度の活用による土地利用規制を検討し、良好な生活景観の形成を図ります。

③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 松枯れ対策等により、山地や緑地の保全を図ります。
- 水質の維持や美化活動に努め、良好な自然景観を呈する小瀬川や万古溪等の河川環境の保全を図ります。
- 河川の整備においては、潤いのある水辺景観に配慮して実施します。
- 小規模団地等の造成時には、長大な切土法面や擁壁が生じないよう工法を工夫するとともに積極的な緑化を行うなど、景観への配慮に努めます。
- 建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等については、背景の山並みとの調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。



◇万古溪

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 地域住民の生活に配慮しながら、歴史的な建築物等の適切な保全に努めます。
- 広島県指定民俗文化財である津田神楽などの伝統芸能や祭りの後継者育成等に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。



◇津田神楽

⑤ 優れた眺望景観の保全と活用

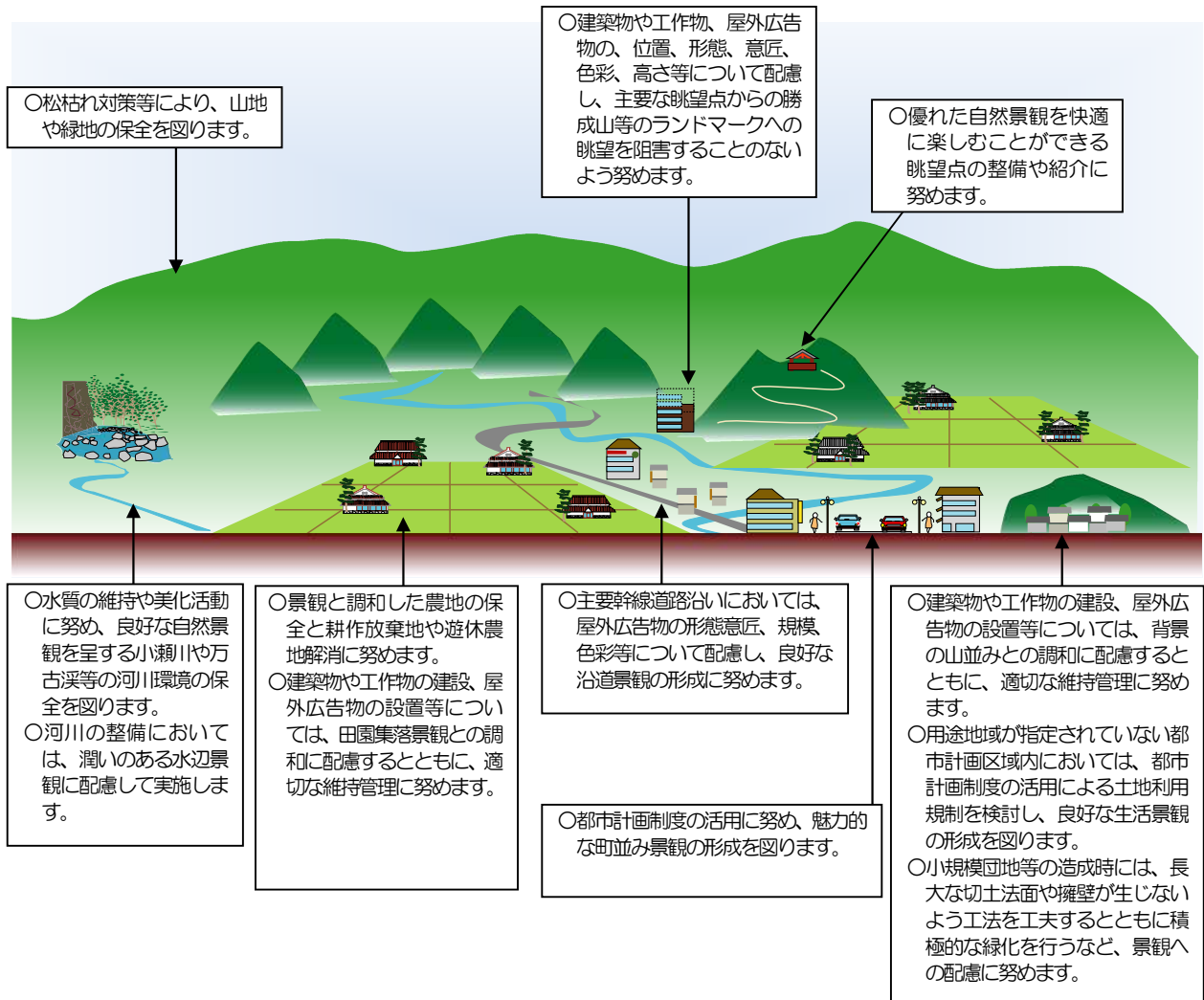
- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの勝成山等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 優れた自然景観を快適に楽しむことができる眺望点の整備や紹介に努めます。

⑥ 良好な沿道景観の形成

- 主要幹線道路沿いにおいては、屋外広告物の形態意匠、規模、色彩等について配慮し、良好な沿道景観の形成に努めます。

⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「津和野街道ブランド化事業」や「大峯山登山口の整備活動」の取り組み等、良好な景観形成に寄与する地域の取り組みの継続・発展に努めます。



佐伯地域の景観形成イメージ

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(6) 景観形成の役割分担

佐伯地域のより良い景観形成を進めるための市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めます。

1) 市民の役割

- 「大峯山登山口の整備活動」の取り組み等、良好な景観形成に寄与する地域の取り組みに積極的に参加・協力します。
- 地域の清掃活動など日常的な美化活動に取り組みます。
- 「佐伯神楽」などの伝統行事や祭事の担い手の育成に努めます。

2) 事業者の役割

- 屋外広告物の設置にあたっては、デザインや色彩、規模等が自然景観と調和するよう配慮します。
- 廃車等の廃棄物を適切に処理・処分します。

3) 市（行政）の役割

- 公共事業の実施にあたっては、田園景観や自然景観の保全や調和を図り、事業者の取り組みの指針となることを自覚して、佐伯地域の景観形成の先導的な役割を果たします。
- 山地や農地の保全の仕組みづくりに努めます。
- 水と緑あふれる景観を楽しむことができる場づくりに努めます。
- 市民や事業者の取り組みに対する参加・サポートを行います。

3 廿日市地域

廿日市地域は、緑豊かな丘陵地を背景に、郊外における大規模な住宅団地の景観や市役所周辺のシビックコア地区周辺等の新市街地、比較的低層の建物が集まる既成市街地が海に向かって広がる景観が展開しています。

(1) 主な景観資源と視点場

1) 主な景観資源

主な景観資源としては、次のものがあげられます。

① 自然的な資源

- 極楽寺山 おしきばたやま ○ 折敷畑山 ○ 野貝原山
- 烏帽子岩 ○ 宮島 ○ 御手洗川
- 可愛川 ○ 極楽寺山の樹林
- 極楽寺山の湿性植生 ○ 原のツバキ
- 地御前のイチヨウ、ハゼ ○ 住吉堤防の桜並木

② 歴史的な資源

- 極楽寺本堂 ○ 桜尾城跡 ○ 廿日市本陣跡
- はやたに速谷神社 ○ 地御前神社 ○ 西国街道松
- かわすえさにわ川末斎庭神楽 ○ ごりょうえさい御陵衣祭 ○ 厳島神社の管絃祭

③ 生活・産業的な資源

- カキ打ち場と漁港 ○ 石垣棚田、棚畑
- シビックコア地区周辺の新市街地
- 峰高公園 ○ アルカディア・ビレッジ
- 廿日市ポートパーク ○ 地御前かきチャリティバザール
- はつかいち桜まつり ○ 二百廿日豊年市民祭



◇極楽寺山



◇住吉堤防の桜並木



◇極楽寺本堂



◇アルカディア・ビレッジ

2) 主な視点場

廿日市地域の主な視点場としては、次のものがあげられます。

(《⇒》は視点場から見える代表的な景観)

- 極楽寺山《⇒廿日市の市街地、瀬戸内海、宮島》
- 市役所《⇒廿日市の市街地、瀬戸内海、宮島》
- 阿品公園《⇒廿日市の市街地、瀬戸内海、宮島》
- おあがり場公園《⇒瀬戸内海、宮島》
- 正覚院・天満宮《⇒廿日市の町並み》
- 宮島サービスエリア《⇒瀬戸内海、宮島》
- 国道2号《⇒極楽寺山、瀬戸内海、宮島》
- 国道433号《⇒極楽寺山》 ○ 県道30号《⇒周辺の山々》
- 市道平良駅通線《⇒シビックコア》

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(2) 景観の特徴と本市における景観的な位置づけ

1) 景観の特徴

“海に向かって広がる新旧市街地を主体とした景観”を基調した廿日市地域の景観の特徴は、「景観の成り立ちを捉える要素を踏まえた5つの切り軸」と、「地域ならではの景観」の視点から次のように整理することができます。

① 本市の拠点的作用を担う地域ならではの都市的な景観

- ①-1 市役所周辺（シビックコア周辺地区）の新市街地の景観
- ①-2 統一感のある大規模な住宅団地の景観
- ①-3 ヨットやプレジャーボートが係留されたマリーナの景観

② 地形や土地利用を表す景観

- ②-1 市街地の潤いのある背景となる丘陵地の景観
- ②-2 様々な所から見る事ができる瀬戸内海や宮島への眺望
- ②-3 主要幹線沿道に連たんする商業・業務地の景観
- ②-4 狭隘な道路沿いに展開する既成市街地の景観

③ 生活や産業を表す景観

- ③-1 木材港を中心とした産業施設の景観
- ③-2 カキ打ち場が特徴的な漁港の景観
- ③-3 石垣棚田や棚田がみられる小規模な田園集落の景観
- ③-4 対岸の宮島を背景としたカキ筏が浮かぶ景観

④ 自然を表す景観

- ④-1 多様な自然が残る極楽寺山の景観

⑤ 歴史・文化を表す景観

- ⑤-1 西国街道の面影を残す町並みや歴史的な建物の景観
- ⑤-2 地御前神社^{ごりようえさい}の御陵衣祭（馬とばし）、厳島神社の管絃祭、川末斎庭神楽等の伝統芸能・祭事の景観

⑥ 彩りや賑わいを添えるイベント等の景観

- ⑥-1 賑わいのある地御前かきチャリティバザールの景観



⑤-1 地御前神社（厳島神社の外宮）



⑤-2 地御前神社の御陵衣祭

2) 本市における景観的な位置づけ

廿日市地域は、緑豊かな丘陵地を背景に、大規模な住宅団地の景観、市役所周辺（シビックコア地区）の新市街地や比較的低層の建物が集まる既成市街地が海に向かって広がる景観が展開しており、本市の拠点的地域として賑わいのある都市的な景観が体感できる地域です。

(3) 主な問題点

廿日市地域は本市の拠点的役割を担う地域であり、賑わいのある都市的な景観が体感できる地域です。

一方、現在の状態が法的に問題が無いものであっても、市民アンケートや景観ワークショップ、現地調査の結果から、この「本市の拠点的役割を担う地域として賑わいのある都市景観の魅力」をさらに向上させていく観点からは、次のような問題もあげられます。

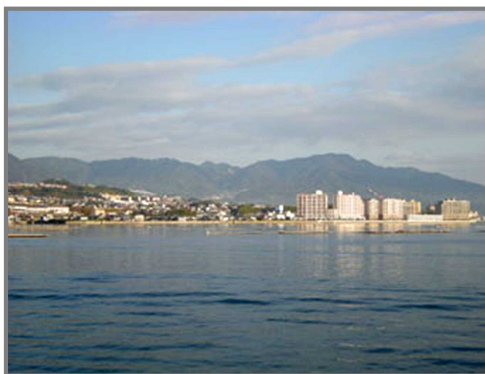
- 景観を阻害する要因となる、主要幹線道路沿いにみられる様々な色彩や規模の屋外広告物
- 様々な規模・形態や色彩の建築物が混在する町並み
- 宮島からの眺望を阻害する要因となる沿岸部に建ち並ぶ中高層の建築物
- 沿道の景観を阻害する要因となる電柱や電線
- 雑草等が繁茂した河川
- 気軽に景観を楽しむ場が少ない公共空間



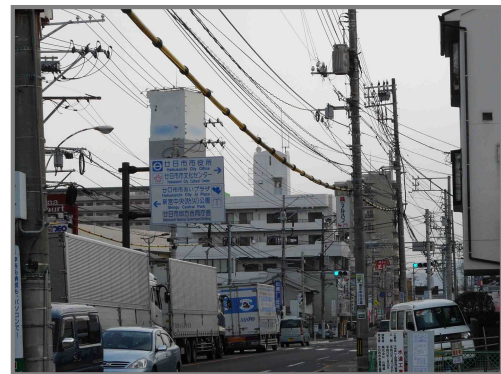
主要幹線道路沿いにみられる
様々な色彩や規模の屋外広告物



様々な規模・形態の建築物が
混在する町並み



宮島からの眺望を阻害する要因となる
沿岸部に建ち並ぶ中高層の建築物



沿道の景観を阻害する要因
となる電柱や電線

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(4) 景観形成の課題

廿日市地域の景観の特徴や問題点を踏まえ、より良い景観形成を進めていく上では、本市の拠点的作用を担う地域にふさわしい都市景観の形成や趣きのある旧市街地部の景観の形成といった観点から、次のような課題があげられます。

- 本市の拠点的地域として洗練された景観の形成
- 都市計画制度の有効活用による良好な景観の形成
- 市街地の背景となる緑豊かな丘陵地の保全
- 市街地近傍に残された特徴的な農地の保全
- 西国街道の面影を残す町並みや歴史的な建築物等の保全
- 河川や港、海岸などの潤いのある水辺景観の保全・創出
- 瀬戸内海や宮島への優れた眺望の保全とその眺望を楽しむことができる視点場の確保
- 海上からの眺望に配慮した建築物・工作物等の規模・形態や色彩の誘導
- 伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展



：本市の拠点的地域として洗練された景観の形成



：都市計画制度の有効活用による良好な景観の形成



：市街地の背景となる緑豊かな丘陵地の保全



：市街地近傍に残された特徴的な農地の保全



：西国街道の面影を残す町並みや歴史的な建築物等の保全



：河川や港、海岸などの潤いのある水辺景観の保全・創出



：瀬戸内海や宮島への優れた眺望を楽しむことができる視点場の確保



：海上からの眺望に配慮した建築物・工作物等の規模・形態や色彩の誘導

伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展

(5) 景観形成の目標と方針

1) 景観形成の目標

廿日市市の顔として風格のある市街地景観の形成

快適な住宅地の景観や歴史的な町並みの景観の保全・向上を図るとともに、統一感の中にも賑わいや洗練された都市的な趣が感じられる、本市の拠点的役割を担う地域として風格のある市街地の景観形成を進めます。



第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

2) 景観形成の方針

次のような景観形成の方針を定め、景観形成の目標の達成を目指します。

① 本市の拠点的役割を担う地域にふさわしい景観形成

- 建築物や工作物の形態意匠、色彩等について配慮し、洗練された印象が感じられる市街地景観の形成を図ります。
- 建築物の前面や広告物の形態意匠、色彩を揃えることなどにより、賑わいと統一感のある町並み景観の形成に努めます。
- 無電柱化に努め、すっきりとした市街地景観の形成を図ります。



◇さくらびあ

② 良好な生活景観の形成

- 建築物の形態意匠、色彩等について配慮し、周辺と調和のとれた住宅地景観の形成を図ります。
- 都市計画制度等の活用にも努め、良好な景観形成を意識した住宅地景観の形成を図ります。



◇シブッコア地区

③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 無秩序な開発の抑制に努め、山地や緑地の保全を図ります。
- 瀬戸内海国立公園の特別地域でもある極楽寺山の樹林を適切に保全します。
- 水質の一層の向上や美化活動等に努め、良好な水辺景観を呈する河川や海岸等の環境の保全を図ります。
- 河川や海岸等の整備においては、潤いのある水辺景観に配慮して実施します。
- 地御前の貴重な自然海岸の保全に努めます。
- 市街地近傍に残された石垣棚田や棚田の保全に努めます。



◇極楽寺山の樹林

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 西国街道沿い等の歴史的な建築物が残る地区においては、地域住民の生活に配慮しながら歴史的な建築物の適切な保全に努めるとともに、建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、形態意匠、色彩等について配慮し、周辺の歴史的な景観との調和を図ります。
- 地御前神社の御陵衣祭や川末斎庭神楽などの伝統芸能や祭りの後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。



◇海岸清掃活動

⑤ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの宮島等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 沿岸部における建築物や工作物の建設については、その形態意匠や色彩、配置や高さ等、海上からの眺望に配慮します。



◇阿品公園からの眺め

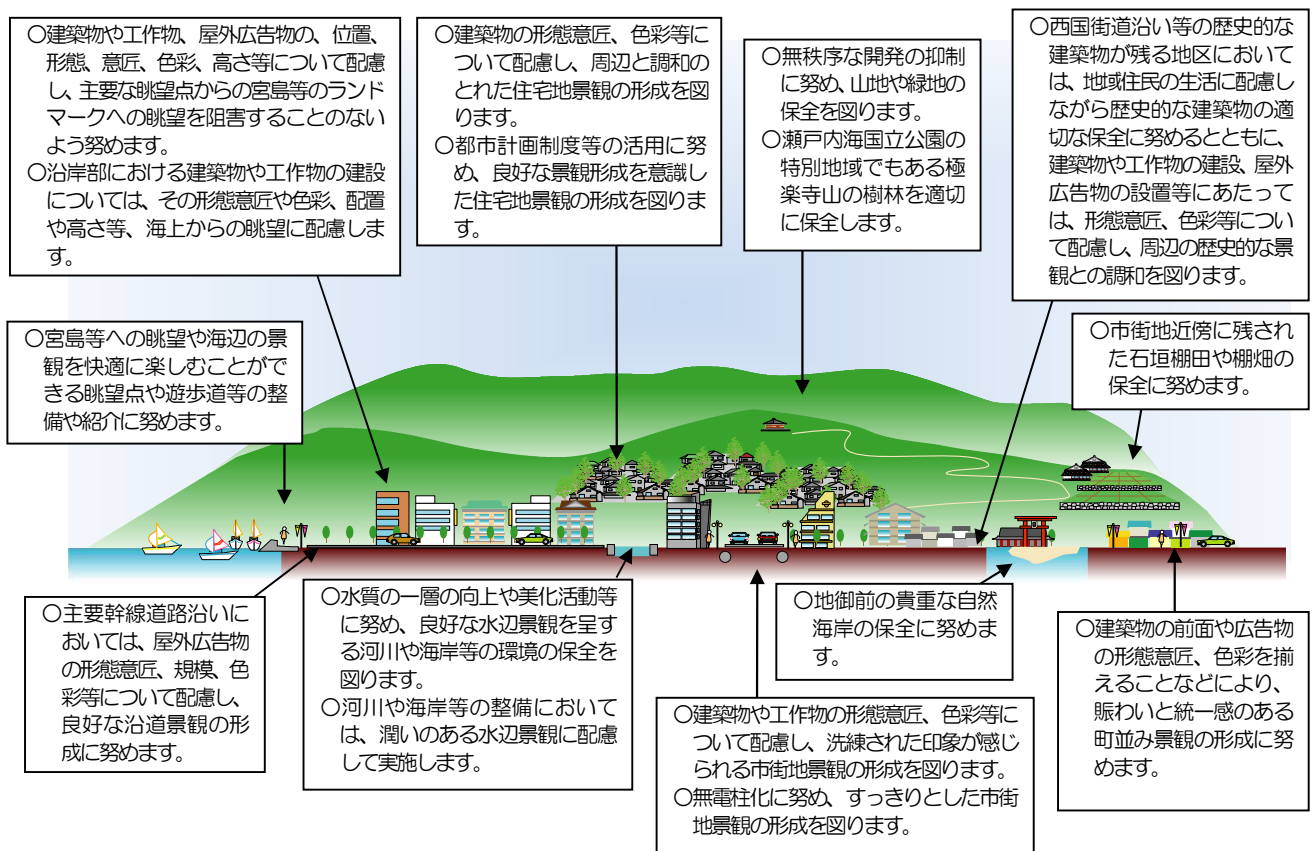
- 宮島等への眺望や海辺の景観を快適に楽しむことができる眺望点や遊歩道等の整備や紹介に努めます。

⑥ 良好な沿道景観の形成

- 主要幹線道路沿いにおいては、屋外広告物の形態意匠、規模、色彩等について配慮し、良好な沿道景観の形成に努めます。

⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「佐方花いっぱい運動」、「原地区景観協定」の取り組み等、景観に潤いを与える地域の取り組みの継続・発展に努めます。



廿日市地域の景観形成イメージ

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(6) 景観形成の役割分担

廿日市地域のより良い景観形成を進めるための市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めます。

1) 市民の役割

- 「佐方花いっぱい運動」、「原地区景観協定」の取り組み等、市街地の景観に潤いを与える地域の取り組みに積極的に参加・協力します。
- 地域の清掃活動など日常的な美化活動に取り組みます。
- 「地御前神社の御陵衣祭」などの伝統行事や祭事の担い手の育成に努めます。

2) 事業者の役割

- 高層マンション等の大規模な建築物の建設にあたっては、周辺景観との調和はもとより、宮島へ、あるいは宮島からの眺望に配慮するとともに、海辺のオープンスペースの確保に努めます。
- 屋外広告物の設置にあたっては、デザインや色彩、規模等が周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 廃車・廃船等の廃棄物を適切に処理・処分します。

3) 市（行政）の役割

- 公共事業の実施にあたっては、周辺景観と調和を図るとともに、本市の都市拠点にふさわしい施設整備を進め、事業者の取り組みの指針となることを自覚して、廿日市地域の景観形成の先導的な役割を果たします。
- 宮島等への眺望や海辺の景観を楽しむことができる場づくりに努めます。
- 市民や事業者の取り組みに対する参加・サポートを行います。

4 大野地域

大野地域は、宮島が海を隔てて眼前に広がるとともに、緑豊かな丘陵地を背景とした海辺の市街地や町並みの景観が展開しています。

(1) 主な景観資源と視点場

1) 主な景観資源

主な景観資源としては、次のものがあげられます。

① 自然的な資源

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|---|
| ○ 経小屋山
<small>きょうこやさん</small> | ○ 城山
<small>じょうやま</small> | ○ 宮島 |
| ○ 妹背の滝
<small>いもせ</small> | ○ 永慶寺川
<small>えいけいじがわ</small> | ○ 鳴川海岸（自然海岸）
<small>なるかわかいがん</small> |
| ○ ベニマンサク | ○ おおの自然観察の森 | |



◇経小屋山

② 歴史的な資源

- | | | |
|--------------------------------|-------|-------|
| ○ 大頭神社
<small>おおがしら</small> | ○ 残念社 | ○ 西教寺 |
|--------------------------------|-------|-------|



◇宮浜温泉

③ 生活・産業的な資源

- | | | |
|---------------|---------------|--------|
| ○ カキ打ち場と漁港 | ○ カキ筏 | ○ 宮島口 |
| ○ 大野支所周辺の新市街地 | | ○ 宮浜温泉 |
| ○ 妹背の滝風致公園 | ○ 小田島公園 | |
| ○ 宮島お砂焼まつり | ○ 大野かきフェスティバル | |
| ○ 癒しの灯籠 | | |

2) 主な視点場

大野地域の主な視点場としては、次のものがあげられます。（《⇒》は視点場から見える代表的な景観）

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ○ 経小屋山《⇒宮島、大野の市街地》 | ○ 城山《⇒宮島、大野の市街地》 |
| ○ 鳴川海岸《⇒宮島》 | ○ JR 山陽本線《⇒宮島、沿線の町並み》 |
| ○ 国道 2 号《⇒宮島、経小屋山等の緑豊かな丘陵地》 | |
| ○ 県道 289 号《⇒緑豊かな樹林地》 | |
| ○ フェリー航路《⇒宮島、緑豊かな丘陵地》 | |

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(2) 景観の特徴と本市における景観的な位置づけ

1) 景観の特徴

“宮島が海を隔てて眼前に広がり、懐の深い丘陵地を背景に海辺に連たんする市街地を主体とした景観”を基調した大野地域の景観の特徴は、「景観の成り立ちを捉える要素を踏まえた5つの切り軸」と、「地域ならではの景観」の視点から次のように整理することができます。

① 宮島との関わりが深い景観

- ①-1 圧倒的な存在感を有する宮島への眺望
- ①-2 厳島神社大鳥居の借景であり地域の景観を縁取る丘陵地の景観
- ①-3 賑わいのある宮島口周辺の観光地の景観

② 地形や土地利用を表す景観

- ②-1 国道2号沿道に連たんする住宅・商業・工業地が混在した景観
- ②-2 統一感のあるニュータウンの景観
- ②-3 狭隘な道路沿いに展開する住宅地の景観

③ 生活や産業を表す景観

- ③-1 目前に迫る宮島を背景としたカキ筏が浮かぶ大野瀬戸の景観
- ③-2 カキ打ち場が特徴的な漁港の景観
- ③-3 海水浴やマリンスポーツなどの海のレジャーの景観

④ 自然を表す景観

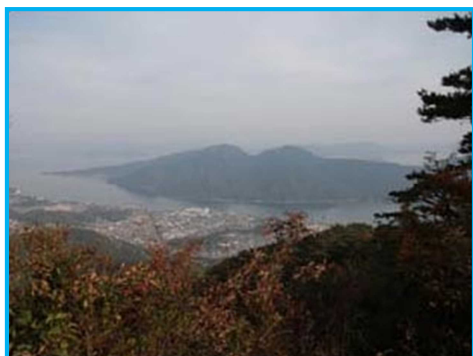
- ④-1 鳴川海岸のわずかに残された自然海岸の景観
- ④-2 妹背の滝や白糸の滝等の趣のある水辺の景観
- ④-3 懐が深く緑豊かな樹林地の景観

⑤ 歴史・文化を表す景観

- ⑤-1 西国街道の面影を残す町並みや歴史的な建物の景観
- ⑤-2 大野獅子舞や烏神太鼓等の伝統芸能の景観

⑥ 彩りや賑わいを添えるイベント等の景観

- ⑥-1 賑わいのある宮島お砂焼まつりや大野カキフェスティバル等の景観



①-1 経小屋山からの眺望



⑥-1 賑わいのある宮島お砂焼まつり

2) 本市における景観的な位置づけ

大野地域は、宮島が海を隔てて眼前に広がり、緑豊かな丘陵地を背景とした海辺の市街地や町並みの景観が展開するとともに、「宮島」への玄関口でもあり、世界文化遺産や日本三景への期待感を高める賑わいのある景観が体感できる地域です。



①-1 圧倒的な存在感を有する宮島
● への眺望（経小屋山からの眺望）



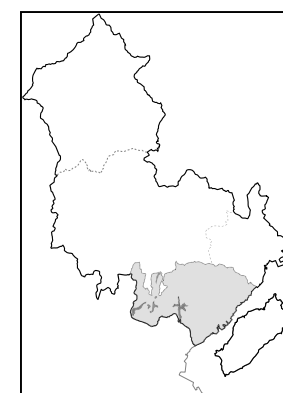
①-2 厳島神社大鳥居の借景であり
地域の景観を縁取る丘陵地の
景観（宮島御笠浜からの眺望）



①-3 賑わいのある宮島口周辺の観光
地の景観



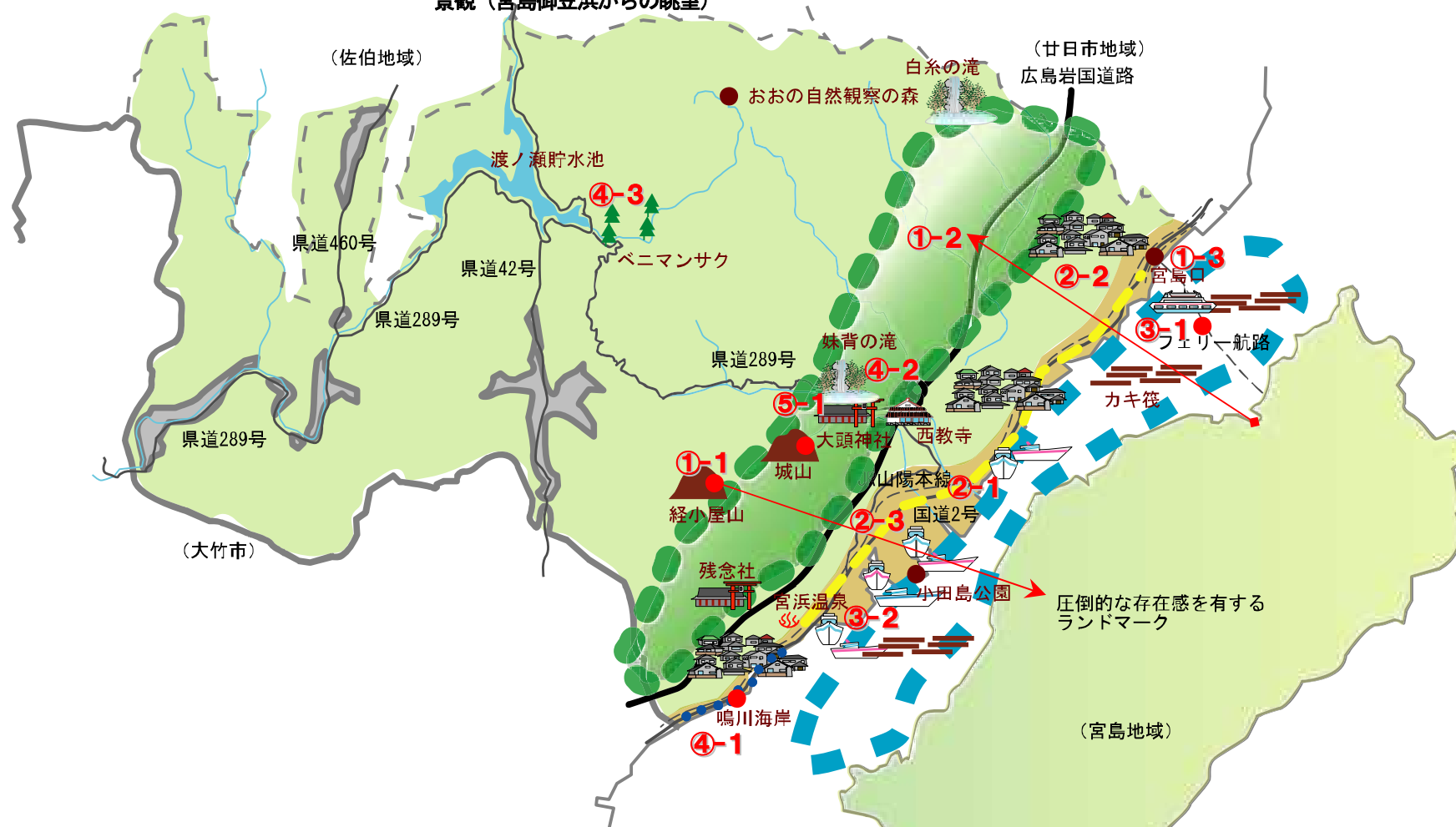
②-1 国道2号沿道に連たんする住宅・
商業・工業地が混在した景観



②-2 統一感のあるニュータウンの景観
（対敵山）



②-3 狭隘な道路沿いに展開する住宅
地の景観（JR大野浦駅付近）



③-1 目前に迫る宮島を背景とした
カキ筏が浮かぶ大野瀬戸の景観
（フェリー航路からの眺望）



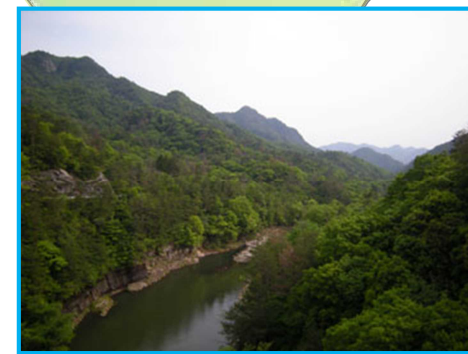
③-2 カキ打ち場が特徴的な漁港の
景観（塩屋漁港）



④-1 鳴川海岸のわずかに残された自
然海岸の景観



④-2 妹背の滝や白糸の滝等の趣のある
水辺の景観（妹背の滝）



④-3 懐が深く緑豊かな樹林地の景観
（渡ノ瀬貯水池付近）



⑤-1 西国街道の面影を残す町並みや
歴史的な建物の景観（大頭神社）

● : 主な視点場

(3) 主な問題点

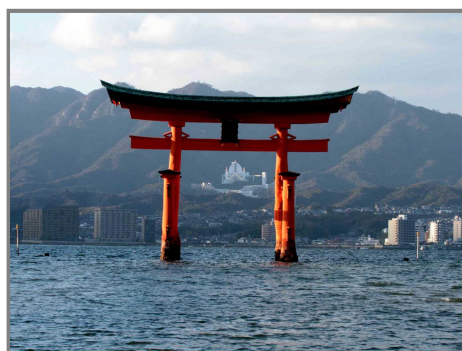
大野地域は、宮島の対岸に位置し、世界遺産や日本三景である宮島が海を隔てて眼前に広がり、宮島への期待感を抱かせる景観を体感できる地域です。

一方、現在の状態が法的に問題が無いものであっても、市民アンケートや景観ワークショップ、現地調査の結果から、この「対岸の宮島を意識した期待感あふれる景観の魅力」をさらに向上させていく観点からは、次のような問題もあげられます。

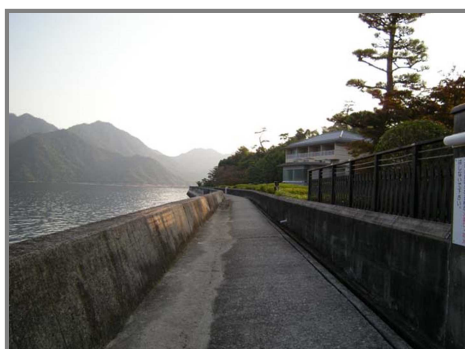
- 国際的な観光地「宮島」の玄関口としては、必ずしもふさわしくない色彩や規模の建築物や屋外広告物がみられる宮島口
- 厳島神社大鳥居の借景としての景観に圧迫感を与える要因ともなる、沿岸部の大規模な建築物等
- 厳島神社大鳥居の借景としての丘陵地の緑に調和しない色彩を用いた建築物
- 沿道の景観を阻害する要因となる、様々な規模、形態、色彩の屋外広告物や電柱、電線
- 様々な規模・形態の建築物が混在する町並み
- 雑草等が繁茂した河川
- 気軽に景観を楽しむ場が少ない公共空間



国際的な観光地「宮島」の玄関口としては、必ずしもふさわしくない色彩や規模の建築物や屋外広告物がみられる宮島口



丘陵地の緑に調和しない色彩の建築物や圧迫感を与える要因となる沿岸部の大規模な建築物等



気軽に景観を楽しむ場が少ない公共空間



景観を阻害する要因となる、沿道に立地する様々な規模、形態、色彩の屋外広告物

(4) 景観形成の課題

- 国際的な観光地「宮島」の玄関口としてふさわしい景観の形成
- 市街地の背景や厳島神社大鳥居の借景となる緑豊かな丘陵地の保全
- 瀬戸内海や宮島への優れた眺望の保全とその眺望を楽しむことができる視点場の確保
- 宮島からの眺望に配慮した建築物・工作物等の規模・形態や色彩の誘導
- 都市計画制度の有効活用による良好な景観の形成
- 優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全
- わずかに残された自然海岸の保全
- 河川や港、海岸などの潤いのある水辺景観の保全・創出
- 西国街道の面影を残す歴史的な建築物等の保全
- 伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展



(5) 景観形成の目標と方針

1) 景観形成の目標

豊かな緑と青い海に包まれた潤いのある市街地景観の形成

宮島側からの眺望や隣接する廿日市地域との景観的な連続性を考慮して、緑豊かな丘陵地や穏やかな海と調和した潤いのある市街地の景観形成を進めます。



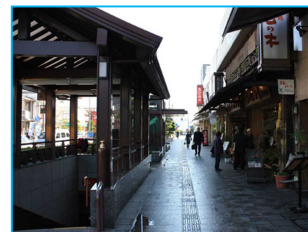
第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

2) 景観形成の方針

次のような景観形成の方針を定め、景観形成の目標の達成を目指します。

① 眼前に迫る「宮島」を意識した景観形成

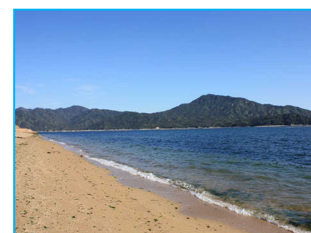
- 宮島口においては、建築物や工作物の形態意匠、色彩等について配慮し、世界遺産、日本三景への玄関口にふさわしく国内外から訪れる人々に誇れる観光地の景観の形成を進めます。
- 樹林等の適切な保全、管理に努めるとともに、視覚的にも緑量が減少しないよう、丘陵地近傍の建築物や工作物の配置や規模、形状について配慮し、宮島側からの眺望で借景としての役割を担う丘陵地の緑の保全に努めます。
- 沿岸部における建築物や工作物の建設にあたっては、その形態意匠や色彩、配置や高さ等について、宮島からの眺望に配慮します。
- 道路等の公共施設の整備にあたっては、廿日市地域との連続性に配慮した統一感のある景観の形成に努めます。
- 無電柱化に努め、すっきりとした市街地景観の形成を図ります。
- 宮島からの眺望に対して広告面が見えないように、設置位置や規模等に配慮します。



◇宮島口



◇大鳥居の借景となる丘陵地



◇鳴川海岸

② 良好な生活景観の形成

- 建築物の形態意匠、色彩について配慮し、周辺と調和のとれた住宅地景観の形成を図ります。
- 都市計画制度等の活用を努め、良好な景観形成を意識した住宅地景観の形成を図ります。

③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 無秩序な開発の抑制や松枯れの対策等に努め、山地や緑地の保全を図ります。
- 鳴川海岸の貴重な自然海岸の保全に努めます。
- 水質の一層の向上や美化活動等に努め、良好な水辺景観を呈する河川や海岸等の環境の保全を図ります。
- 河川や海岸等の整備においては、潤いのある水辺景観に配慮して実施します。



◇河川の清掃活動

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 西国街道沿い等の歴史的な建築物が残る地区においては、地域住民の生活に配慮しながら歴史的な建築物の適切な保全に努めるとともに、建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、形態意匠、色彩等について配慮し、周辺の歴史的な景観との調和を図ります。
- 大野獅子舞や烏神太鼓などの伝統行事や祭りの後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

⑤ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの宮島等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。

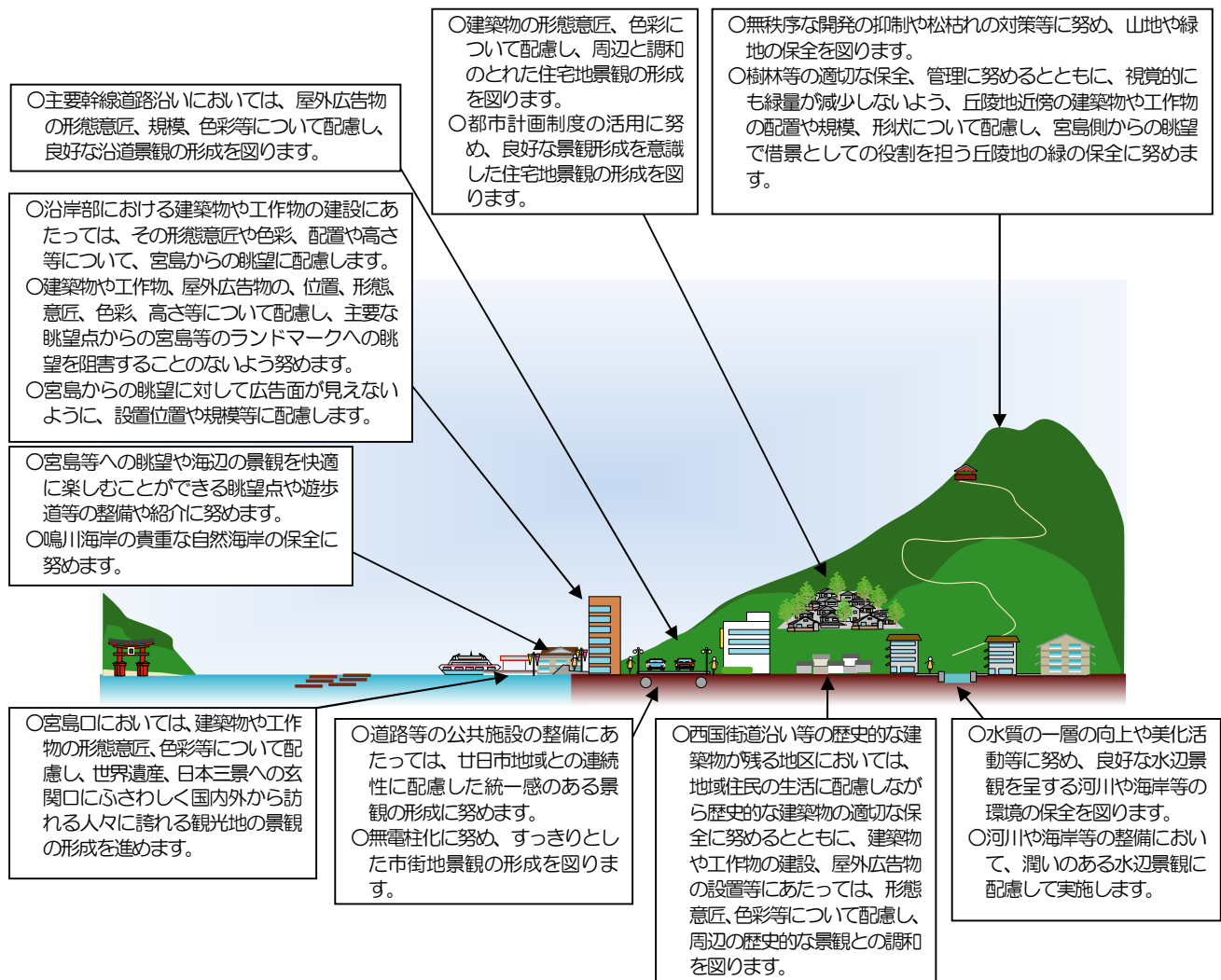
- 宮島等への眺望や海辺の景観を快適に楽しむことができる眺望点や遊歩道等の整備や紹介に努めます。

⑥ 良好な沿道景観の形成

- 主要幹線道路沿いにおいては、屋外広告物の形態意匠、規模、色彩等について配慮し、良好な沿道景観の形成を図ります。

⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「癒しの灯籠」、「宮島お砂焼まつり」の取り組み等、景観形成に寄与する地域の取り組みの継続・発展に努めます。



大野地域の景観形成イメージ

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(6) 景観形成の役割分担

大野地域のより良い景観形成を進めるための市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めます。

1) 市民の役割

- 「癒し灯笼」、「宮島お砂焼まつり」の取り組み等、景観形成に寄与する地域の取り組みに積極的に参加・協力します。
- 地域の清掃活動など日常的な美化活動に取り組みます。
- 「大野獅子舞や烏神太鼓等」などの伝統行事や祭事の担い手の育成に努めます。

2) 事業者の役割

- 建築物や工作物の建設にあたっては、宮島からの眺望に特に配慮するとともに、海辺のオープンスペースの確保に努めます。
- 廃船やカキ殻等の廃棄物を適切に処理・処分します。
- 屋外広告物の設置にあたっては、デザインや色彩、規模等が周辺の景観と調和するよう配慮します。

3) 市（行政）の役割

- 公共事業の実施にあたっては、廿日市地域との統一感や宮島からの眺望に配慮し、事業者の取り組みの指針となることを自覚して、大野地域の景観形成の先導的な役割を果たします。
- 宮島等への眺望や海辺の景観を楽しむことができる場づくりに努めます。
- 市民や事業者の取り組みに対する参加・サポートを行います。

5 宮島地域

宮島地域は、世界文化遺産「厳島神社」を擁し、弥山の豊かな緑とカキ筏が浮かぶ海に包まれた歴史文化の景観が展開しています。

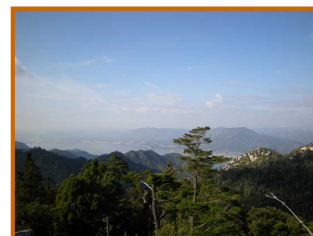
(1) 主な景観資源と視点場

1) 主な景観資源

主な景観資源としては、次のものがあげられます。

① 自然的な資源

- 弥山 みせん ○ 岩船山 いわふねやま ○ 駒ヶ林
- 駒ヶ林の大岩壁 ○ 弥山の巨石群
- 白糸川 ○ 紅葉谷川 ○ 宮島の自然海岸
- 彌山原始林 みせん ○ 宮島のアカマツ林
- 包ヶ浦の潮汐湿原 ○ 多々良潟の塩湿地植生
- 小なぎり谷のヒトモトスキ群落
- 厳島神社・大元公園周辺のサクラ・モミジ
- 紅葉谷公園のモミジ ○ 宮島のアセビ
- 大願寺の九本松



◇岩船山



◇豊国神社（千畳閣）



◇包ヶ浦自然公園

② 歴史的な資源

- 厳島神社 ○ 大鳥居 ○ 五重塔
- 大元神社 ○ 豊国神社（千畳閣）
- 大聖院 ○ 大願寺 ○ 奥の院
- 町家 ○ 厳島神社の管絃祭
- 鎮火祭 ○ たのもさん ○ 宮島踊り

③ 生活・産業的な資源

- カキ打ち場と漁港 ○ カキ筏
- 表参道商店街 ○ 紅葉谷公園
- 包ヶ浦自然公園 ○ 大元公園
- 宮島水中花火大会

2) 主な視点場

宮島地域の主な視点場としては、次のものがあげられます。（《⇒》は視点場から見える代表的な景観）

- 弥山《⇒瀬戸内海の島並み、廿日市や大野の連たん市街地、山並みなど》
- 駒ヶ林《⇒弥山、瀬戸内海の島々》 ○ 厳島神社《⇒大鳥居》
- 包ヶ浦自然公園《⇒弥山、瀬戸内海》 ○ 腰細浦《⇒瀬戸内海の島々》
- 誓真大徳碑《⇒五重塔、千畳閣》
- フェリー航路《⇒厳島神社、廿日市や大野の連たん市街地、山並みなど》
- ロープウェー《⇒瀬戸内海、廿日市や大野の連たん市街地、山並みなど》

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(2) 景観の特徴と本市における景観的な位置づけ

1) 景観の特徴

“豊かな緑と海に包まれた歴史的な町並みを主体とした景観” を基調した宮島地域の景観の特徴は、「景観の成り立ちを捉える要素を踏まえた5つの切り軸」と、「地域ならではの景観」の視点から次のように整理することができます。

① 宮島ならではの自然・歴史を表す景観

- ①-1 海に浮かぶ大鳥居と荘厳な厳島神社が織りなす歴史的な景観
- ①-2 緑豊かな彌山原始林の景観
- ①-3 町家が建ち並び門前町の歴史風情が感じられる町並みの景観

② 地形や土地利用を表す景観

- ②-1 弥山山頂や海岸からの広がりのある海への眺望
- ②-2 厳島神社大鳥居の借景である対岸の丘陵地の景観
- ②-3 急峻な斜面地に連なる市街地の景観

③ 生活や産業を表す景観

- ③-1 国際的な観光地としての賑わいが感じられる商店街の景観
- ③-2 対岸の大野地区の丘陵地を背景としたカキ筏が浮かぶ大野瀬戸の景観
- ③-3 杉之浦から包ヶ浦にかけてのカキ筏が浮かぶ景観
- ③-4 カキ打ち場が特徴的な漁港の景観
- ③-5 包ヶ浦の海水浴などの海のレジャーの景観

④ 自然を表す景観

- ④-1 四季折々の風情が感じられる紅葉谷の景観
- ④-2 腰細浦などの自然海岸の景観

⑤ 歴史・文化を表す景観

- ⑤-1 五重塔や千畳閣等の歴史的な建物の景観
- ⑤-2 管絃祭や鎮火祭、たのもさん等の伝統芸能や祭事の景観

⑥ 彩りや賑わいを添えるイベント等の景観

- ⑥-1 賑わいのある宮島水中花火大会等のイベントの景観



⑤-2 雅やかさのある管絃祭



⑥-1 賑わいのある宮島水中花火大会

2) 本市における景観的な位置づけ

宮島地域は、世界遺産「厳島神社」を擁し、弥山の豊かな緑とカキ筏が浮かぶ海に包まれた歴史文化の景観を体感できる地域です。



①-1 海に浮かぶ大鳥居と荘厳な厳島神社が織りなす歴史的な景観



②-1 弥山山頂や海岸からの広がりのある海への眺望



②-2 厳島神社大鳥居の借景である対岸の丘陵地の景観



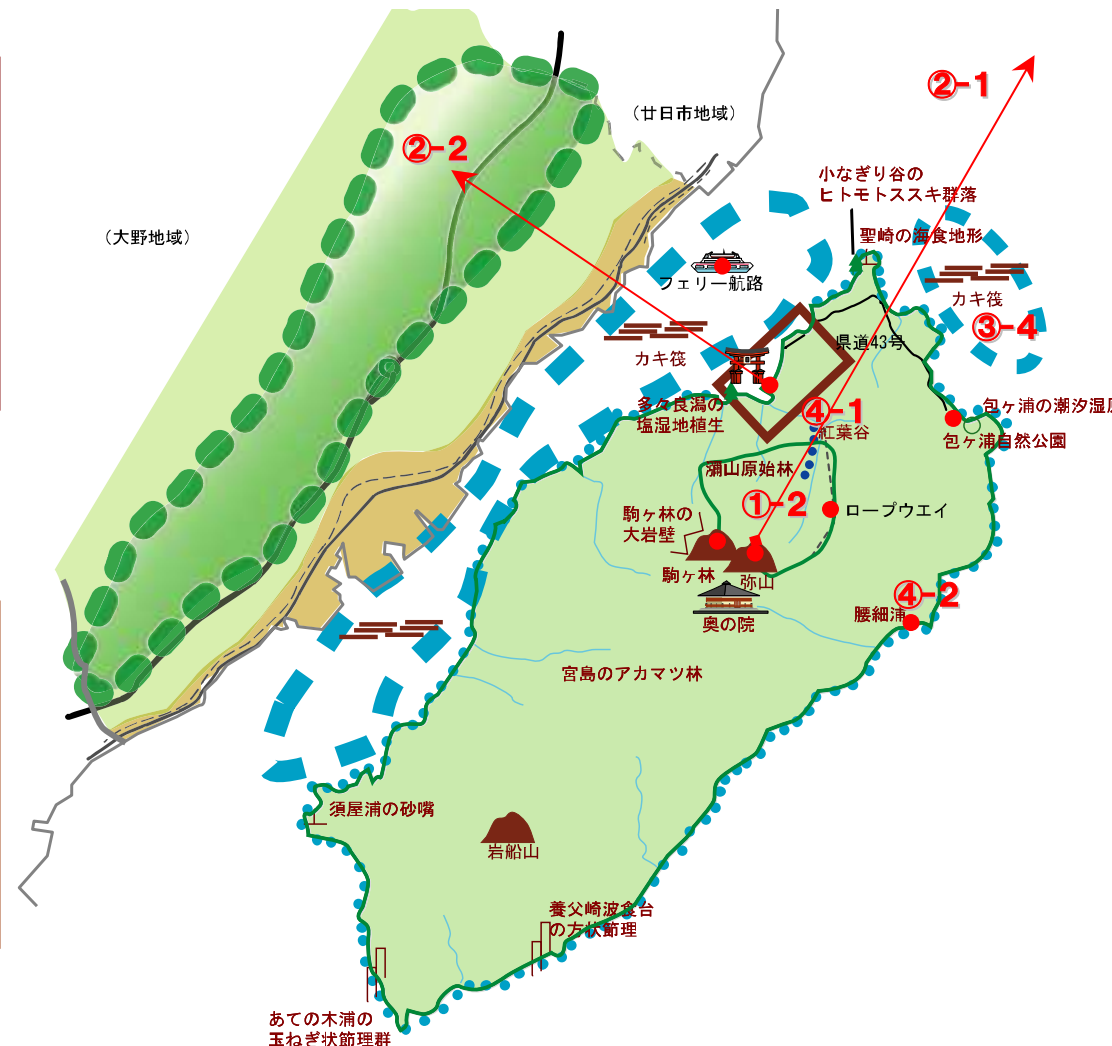
②-3 急峻な斜面地に連なる市街地の景観



③-1 国際的な観光地としての賑わいが感じられる商店街の景観



③-4 杉之浦から包ヶ浦にかけてのカキ筏が浮かぶ景観



①-2 緑豊かな彌山原始林の景観



④-1 四季折々の風情が感じられる紅葉谷の景観



④-2 腰細浦などの自然海岸の景観



①-3 町家が建ち並び門前町の歴史風情が感じられる町並みの景観



⑤-1 五重塔や豊国神社（千畳閣）等の歴史的な建物の景観

● : 主な視点場

(3) 主な問題点

宮島地域は世界遺産に登録されているとともに、日本三景の一つであり、悠久の歴史と自然の景観を体感できる地域です。

一方、現在の状態が法的に問題が無いものであっても、市民アンケートや景観ワークショップ、現地調査の結果から、この「世界的な評価が高い悠久の歴史と自然の景観の魅力」をさらに向上させる観点から、次のような問題もあげられます。

- 趣のある町並みの景観を阻害する要因となる電柱や電線類
- 荒廃がみられる弥山等の樹林
- 世界文化遺産の島として配慮すべき屋外広告物
- 徐々に減少する歴史的な町家



趣のある町並みの景観を阻害する
要因となる電柱や電線類



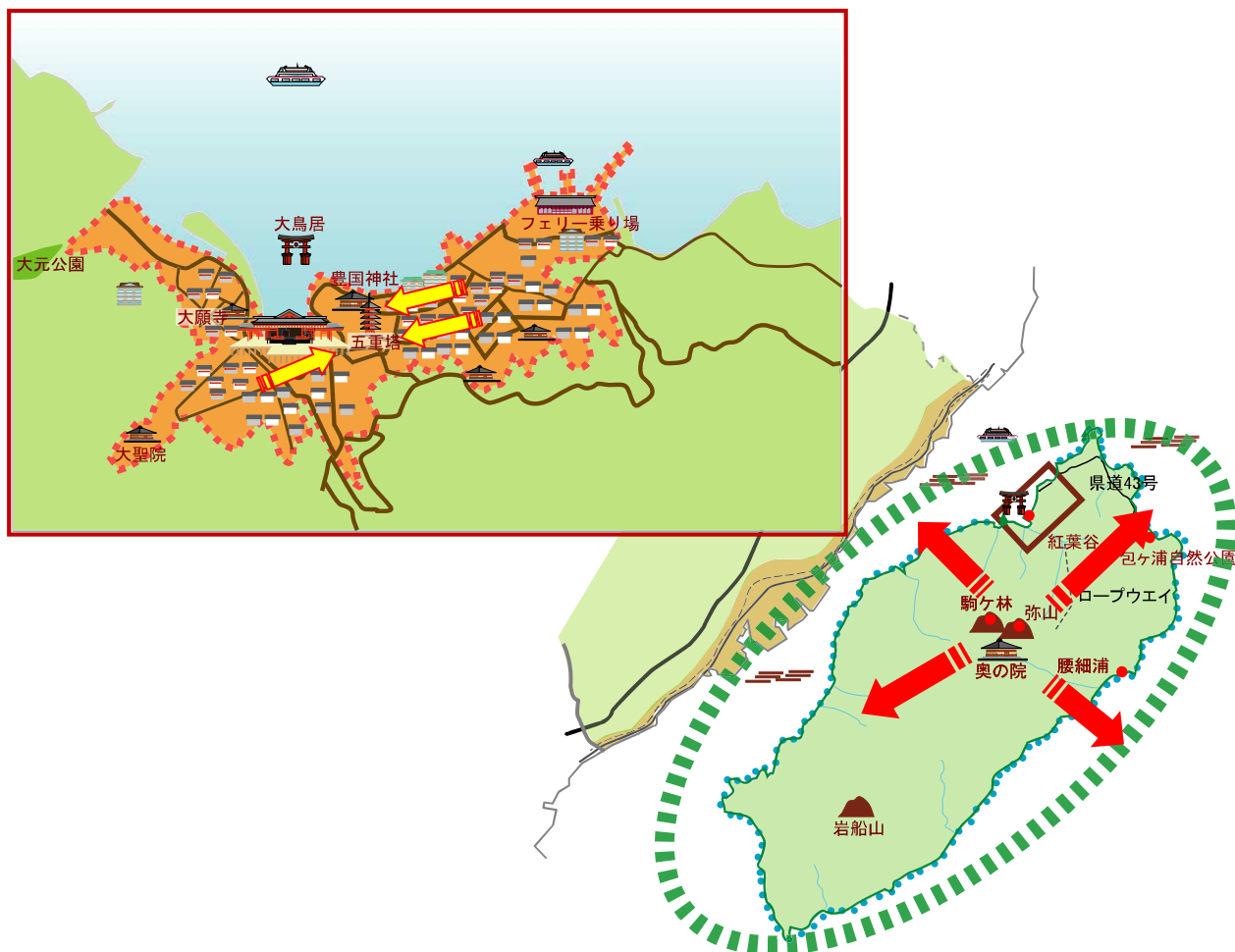
荒廃がみられる弥山等の樹林

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(4) 景観形成の課題

宮島地域の景観の特徴や問題点を踏まえ、より良い景観形成を進めていく上では、歴史的景観と自然景観が調和した世界に誇る景観の永続的な保全やより良い景観の創出といった観点から、次のような課題があげられます。

- 世界遺産・日本三景としてふさわしい、産業や生活の景観の形成
- 歴史的景観に配慮したまとまりのある町並みや沿道景観の形成
- 五重塔等への優れた眺望景観の保全
- 優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全
- 潤いのある水辺環境の保全
- 優れた自然景観や瀬戸内海等への眺望を楽しむことができる視点場の確保
- 伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展
- 歴史的景観の保全を視点としたきめ細やかな基準づくり



：世界文化遺産・日本三景としてふさわしい、産業や生活の景観の形成



：歴史的景観に配慮したまとまりのある町並みや沿道景観の形成



：五重塔等への優れた眺望景観の保全



：優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全



：潤いのある水辺景観の保全



：優れた自然景観や瀬戸内海等への眺望を楽しむことができる視点場の確保

○伝統芸能等の継承と景観形成に対する市民活動等の継続・発展

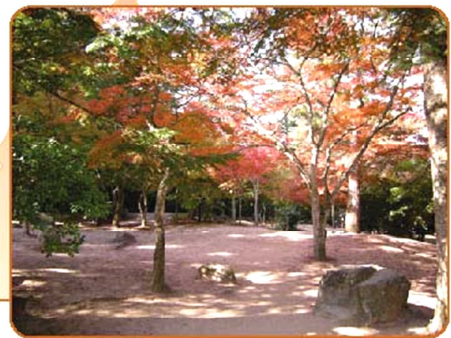
○歴史的景観の保全を視点としたきめ細やかな基準づくり

(5) 景観形成の目標と方針

1) 景観形成の目標

悠久の歴史と自然が織りなす宮島の世界に誇る景観の保全

歴史的景観と自然景観が調和した豊かな緑と海に包まれた歴史文化の景観を保全することを基調に、対岸の大野地域との一体的な景観形成を図ります。



2) 景観形成の方針

次のような景観形成の方針を定め、景観形成の目標の達成を目指します。

① 世界遺産・日本三景にふさわしい景観形成

- 建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、周辺の歴史的な景観と調和した形態意匠、色彩等について配慮し、世界遺産、日本三景にふさわしい町並み景観の形成を図ります。
- 宮島棧橋周辺や商店街等においては、建築物や屋外広告物等の形態意匠や規模、色彩等を工夫し、現在の賑わいのある景観を維持しながらも、世界遺産、日本三景にふさわしく国内外から訪れる人々に誇れる観光地として質の高い景観の形成を図ります。
- 道路や護岸等の公共施設の整備にあたっては、歴史的な景観との調和に配慮して実施します。
- 無電柱化に努め、すっきりとした観光地の景観形成を図ります。
- 伝統的建造物群保存地区や景観地区などの導入によるきめ細やかな基準づくりを進めます。



◇棧橋付近の休憩所



◇棧橋周辺

② 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 優れた自然景観の基盤であり、瀬戸内海国立公園の特別保護地区や特別地域でもある弥山等の樹林を適切に保全します。
- 水質の維持や、海岸樹林の保全、美化活動等に努め、海岸環境の保全を図ります。
- 河川の維持補修や災害対策においては、自然景観に配慮して実施します。
- 腰細浦などの自然海岸の保全に努めます。

③ 歴史的資源を活かした景観形成

- 地域住民の生活に配慮しながら町家等の保全に努めます。
- 日本三大船神事のひとつにあげられる、厳島神社の管絃祭や鎮火祭などの伝統行事や祭りの後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

④ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物の位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの弥山、大鳥居、五重塔等のランドマークへの眺望や航路等からの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 優れた自然景観を快適に楽しむことができる眺望点や登山道等の保全に努めます。

⑤ 愛着と誇りがもてる景観形成

○「町家建築の保全・活用」の取り組み等、世界に誇る景観を保全し適切に活用するための地域の取り組みの継続・発展に努めます。



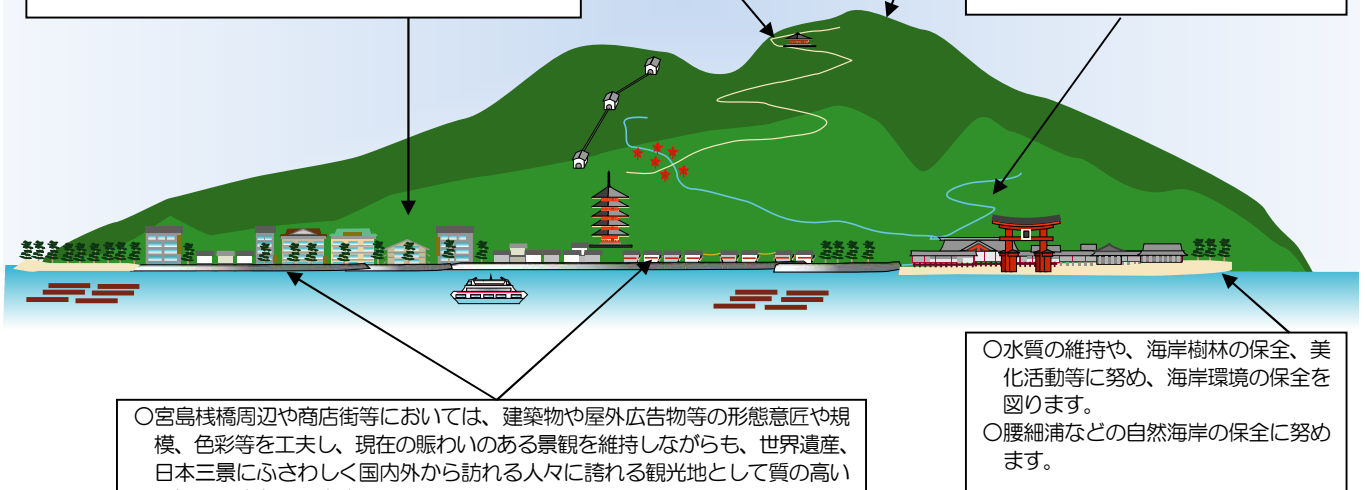
◇町家を活かしたギャラリー

○地域住民の生活に配慮しながら町家等の保全に努めます。
○建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、周辺の歴史的な景観と調和した形態意匠、色彩等について配慮し、世界遺産、日本三景にふさわしい町並み景観の形成を図ります。
○建築物や工作物の位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの弥山、大鳥居、五重塔等のランドマークへの眺望や航路等からの眺望を阻害することのないよう努めます。
○伝統的建造物群保存地区や景観地区などの導入によるきめ細やかな基準づくりを進めます。

○優れた自然景観を快適に楽しむことができる眺望点や登山道等の保全に努めます。

○優れた自然景観の基盤であり、瀬戸内海国立公園の特別保護地区や特別地域でもある弥山等の樹林を適切に保全します。

○河川の維持補修や災害対策においては、自然景観に配慮して実施します。



○宮島栈橋周辺や商店街等においては、建築物や屋外広告物等の形態意匠や規模、色彩等を工夫し、現在の賑わいのある景観を維持しながらも、世界遺産、日本三景にふさわしく国内外から訪れる人々に誇れる観光地として質の高い景観の形成を図ります。
○道路や護岸等の公共施設の整備にあたっては、歴史的な景観との調和に配慮して実施します。
○無電柱化に努め、すっきりとした観光地の景観形成を図ります。

○水質の維持や、海岸樹林の保全、美化活動等に努め、海岸環境の保全を図ります。
○腰細浦などの自然海岸の保全に努めます。

宮島地域の景観形成イメージ

第Ⅱ章 地域別の景観形成のあり方

(6) 景観形成の役割分担

宮島地域のより良い景観形成を進めるための市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めます。

1) 市民の役割

- 「町家建築の保全・活用」の取り組み等、世界に誇る景観を保全し適切に活用するための地域の取り組みに積極的に参加・協力します。
- 地域の清掃活動など日常的な美化活動に取り組みます。
- 「厳島神社の管絃祭」、「鎮火祭」などの伝統行事や祭事の担い手の育成に努めます。

2) 事業者の役割

- 商業施設や宿泊施設等の建築物の建設にあたっては、世界遺産に位置する施設としてふさわしい、形態意匠や色彩を工夫します。
- 廃船やカキ殻等の廃棄物を適切に処理・処分します。
- 屋外広告物の設置にあたっては、デザインや色彩、規模等が歴史景観と調和するよう配慮します。

3) 市（行政）の役割

- 公共事業の実施にあたっては、優れた自然景観や歴史景観の保全や調和に配慮し、事業者の取り組みの指針となることを自覚して、宮島地域の景観形成の先導的な役割を果たします。
- 眺望や海辺の景観を楽しむことができる場づくりに努めます。
- 多様な法規制の効果的な連携を図り、宮島ならではの自然景観や歴史景観の保全・活用を進めます。
- 市民や事業者の取り組みに対する参加・サポートを行います。

第Ⅲ章 景観形成の基本理念と基本方針

本章では、第Ⅰ章の「廿日市市の概要」と、第Ⅱ章で整理を行った「地域別の景観形成のあり方」を踏まえ、全市的な景観形成上の重点課題を整理するとともに、重点課題に対応した景観形成の基本理念と基本方針を示しています。

1 廿日市市における景観形成上の重点課題

（１）国際的な観光地「宮島」を有するまちとしてふさわしい景観の形成

「宮島」は、本市における圧倒的な存在感を有するランドマークであるとともに、世界文化遺産『厳島神社』を擁する国際的な観光地です。本市においては「宮島」を有するまちとして、総合的な価値を高めていくことが求められています。

また、「宮島」への玄関口であり、本市の重要な観光拠点の一つでもある宮島口は、賑わいのある観光地としての演出がなされていますが、必ずしも「宮島」へ誘う地区としてふさわしい景観とはなっていません。国際的な観光地「宮島」の玄関口としてよりふさわしい景観形成を図ることも重要な課題です。

（２）景観資源とその周辺環境を含めた一体的な景観の保全

本市の優れた景観は、景観を特徴づける多様な資源と、その基盤となる良好な自然環境や歴史的な環境などから成り立っています。例えば田園集落風景の保全には、田畑と集落だけではなく、景観の基盤を形成している周辺の自然環境や山並みなども含めた一体的な保全が必要となります。

優れた景観を保全するためには、景観資源そのものだけではなく、基盤となる周辺環境も含め、より広く一体的に保全していくことが重要な課題です。

（３）優れた眺望に対する景観配慮

女鹿平山や勝成山等ランドマークとなる山々や宮島等、優れた景観資源を望む眺望の保全と活用は重要であり、そうした眺望景観の軸線上での建築物等の建設は特段の配慮が必要です。中でも、大野地域等の沿岸部は、厳島神社の大鳥居の背景として宮島から眺望される重要な景観です。厳島神社大鳥居の借景となる沿岸部やその背後の丘陵地には大規模な建築物や、周辺の景観と調和しない色彩の建築物が見られますが、今後も、そのような建築物等の建設がさらに進めば、宮島からの眺望に対して圧迫感や違和感を与える要因ともなります。

沿岸部での眺望景観への配慮や、丘陵地の緑地景観、さらには大野地域の鳴川地区の貴重な自然海岸の景観等の保全と調和など、海域を含めた宮島側からの眺望に対して、より広域的な景観配慮を図っていくことが重要な課題です。

■厳島神社に関連する軸線

厳島神社を通る南北線に「弥山」と外宮社である「地御前神社」が並んでおり、「極楽寺」もこの軸線上に位置しています。また、東西線の西方には、厳島神社創建功労者と伝わる「佐伯鞍職」を祭神の一柱とする「大頭神社」が位置しています。

このように厳島神社を中心に関連性のある空間が軸線上に配置されていることから、古代の祭祀に「方位」の認識があったのではないかと考えられ、宮島からの眺望景観においても意識すべき軸線であるといえます。



厳島神社を通る
方位軸

(出典:「文化的景観の整備・保全・活用手法検討業務報告書(国土交通省)」)

(4) 都市計画区域における良好な生活景観の形成

佐伯地域、廿日市地域、大野地域における都市計画区域内において、地区計画等の制度が活用されている住居専用地域以外の区域については、多様な景観が混在し、まとまりのないものとなっています。

都市計画制度の適切な活用によるきめの細かいまちづくりを推進し、土地利用を含めた良好な生活景観の形成につなげていくことが重要な課題です。

(5) 屋外広告物の設置・掲出における景観配慮

商業・業務地が連たんする幹線道路沿道では、様々な規模、形態、色彩等の屋外広告物が乱立状態です。また、吉和地域・佐伯地域にみられる様々な色彩の幟旗等は、小さいものであっても屋外広告物そのものが自然景観に大きな影響を与えている場合があります。

屋外広告物の設置・掲出にあたっては、大規模なものは当然ながら、小規模なものであっても周辺の景観と調和させるなど、景観的な配慮を図っていくことが重要な課題です。

(6) 良好な景観の形成や優れた景観の保全に対する市民活動等の継続・発展

伝統芸能や祭事等は地域の文化を特徴づける重要な景観資源であり、地域文化の継承に向けた様々な取り組みが各地域で行われています。

また、これまでに「はつかいち景観づくり大賞」の活動部門賞に選ばれた活動をはじめとして、既に多くの市民が本市の景観形成に参加しています。

これら地域文化の継承に向けた取り組みや景観形成に対する市民活動を継続させるとともに、さらなる発展を図っていくことが重要な課題です。



「はつかいち景観づくり大賞」活動部門賞
に選ばれた大峯山登山口の整備活動

2 景観形成の基本理念と基本方針

本市には、山間部から島しょ部まで、自然や歴史・文化、人々の生活・生業等により形成されてきた様々な景観が展開しています。この個性豊かな多様な景観を守り、活かし、育むために、以下のような基本理念と基本方針を定め、景観形成を進めていきます。

(1) 基本理念

豊かな自然と人々の生活や歴史・文化により醸成されてきた、多様で個性あふれる景観と新たに創る景観を「未来につなぎ・さらに育む」

厳島神社をはじめとする歴史的な建物や、自然の豊かさを感じさせる山並みや溪流など、本市を特徴づける魅力的な景観を保全するとともに、市民が誇りと愛着を感じられる景観の創出を図ります。

また、“未来につなぎ・さらに育む 廿日市市の景観形成”を合い言葉として、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の形成を推進するために、市民・事業者・市（行政）の協働により、「優れた景観の保全」・「多様で個性豊かな景観の活用」・「新たな景観の創出」を行い、それらを「未来につなぎ・さらに育む」、息の長い景観形成の取り組みを展開します。

(2) 基本方針

多様で個性あふれる、優れた本市の景観を「未来につなぎ・さらに育む」ために、景観形成に対する取り組みの基本方針を、以下のように定めます。

1) 地域個性と廿日市市としての統一感の両立を目指した景観形成

本市には山地や中山間地、市街地から島しょ部まで多様な景観が見られます。

これらの景観の個性や価値を尊重しつつ、公共施設整備の際の景観的な配慮等を通じて、景観の連続性や整合性及び互いの地域に配慮した統一感のある景観の形成を図ります。



2) 国際的な観光地「宮島」を有するまちにふさわしい景観形成

1996年に世界遺産に登録された「厳島神社」は、世界に誇る歴史・文化資源です。その世界遺産が位置する宮島は、圧倒的な存在感を有する本市のランドマークです。

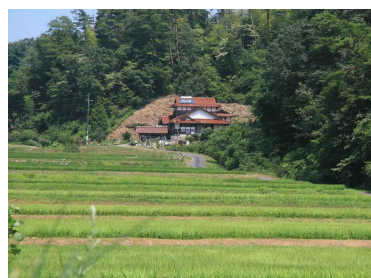
宮島の景観的な価値を「守るために必要となるルール」と、「より高めるために必要となるルール」を定めます。また、「宮島」を有するまち“廿日市市”として、国内外から訪れる人々に誇れる景観の形成を図るため、各地域の特色ある景観形成に取り組むとともに、国際的な観光地「宮島」の玄関口としてふさわしい景観形成を進めます。



3) 豊かな自然の保全と調和のとれた良好な景観の形成

豊かな自然環境や農地等は、優れた景観資源であるとともに、農業や林業、漁業など、本市の地域産業とも密接に関わりを持ち、人々の生活や産業をあらわす重要な景観となっています。

自然環境や農地等の保全はもとより、これらと調和のとれた基盤整備（道路整備や河川整備、耕作放棄地や遊休農地の解消）に努め、良好な景観の形成を図ります。



4) 歴史的資源を活かした景観形成

宮島や西国街道の面影を残す町並み、生活・風習等の伝統を伝える神楽や祭事などは、本市の歴史や伝統を伝える景観を構成する重要な資源です。

地域住民の生活に配慮しながら、歴史的な建築物の保全や後継者育成など、歴史的資源の保全に努め、これらを活かした景観の形成を図ります。



5) 優れた眺望景観の保全と活用

雄大な西中国山地の山並みや広がりのある瀬戸内海の眺望など、本市の地形的な特性に応じた優れた眺望景観が各所でみられます。

建築物や工作物の位置、形態、意匠、色彩、高さ等に配慮し、優れた眺望景観の保全を図るとともに、快適に楽しむことができる眺望点の整備や紹介など、優れた眺望景観を活かした景観の形成を図ります。



6) 都市計画制度の活用による良好な生活景観の形成

市民生活の中心地であり、人口や産業が集中する都市計画区域においては、地区計画や都市計画提案制度などの都市計画制度を適切に活用して細やかなまちづくりを進め、快適性が高い生活景観の形成を図ります。



7) 屋外広告物の適切な誘導と景観配慮

周辺景観との調和に配慮した優れたデザインの屋外広告物は、地域の景観に彩りや賑わい、変化を与える重要な景観構成要素です。

優れた景観を眺望できる沿道や市街地をはじめとして、屋外広告物の掲出にあたっては、屋外広告物の形態意匠、色彩について配慮に努め、周辺景観との調和を図ります。



8) 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成

基本理念を具現化し、本市の良好な景観形成を図る上で最も重要な要素は「人」です。

学校や地域における景観学習や景観教育による景観形成に関する取り組みの普及や人材育成や、だれもが気軽に参加できる景観形成活動（道路清掃や沿道の花壇づくり等）の展開など、景観形成に対する人づくり・心づくりを通じて、ふるさとに愛着と誇りをもち、来訪者に「また訪れたい」と感じさせる景観の形成を図ります。



3 景観形成の役割分担

基本理念や基本方針に基づく本市の景観形成を進めるためには、関係する様々な主体が現状を理解し、今後のあるべき姿について共通認識を持ち、積極的に良好な景観形成に取り組むことが大切です。

そのため、景観形成の主体となる市民、事業者、市（行政）が協働し、景観形成を進めるための役割を次のように定めます。

（１）市民の役割

１）景観形成の主役としての自主的な活動の展開

- 景観形成は公共的な整備のあり方とともに個人個人の意識や取り組みのあり方が重要です。そのため、既に展開されている様々な取り組みの継続と発展はもとより、市民一人ひとりが景観形成の担い手としての自覚をもって、自宅敷地内の緑化や街路清掃活動、沿道の花壇づくり、地区内での町づくり協定の締結など、自らの手によるより良いまちづくりのための自主的な活動を展開します。

２）景観形成の取り組みへの積極的な参加と協力

- 自分たちのふるさとのすばらしい景観を再認識し、景観形成に対する理解をより深めるためにも、市民の取り組みや景観形成に関する様々な事業や施策に積極的に参加・協力します。

（２）事業者の役割

１）景観形成活動への積極的な参加と協力

- 景観形成に関する様々な取り組みや事業、施策に積極的に参加・協力するとともに、事業者自らが、地域社会の構成員としての自覚をもって、景観形成に関する各種協定への参加や事業所敷地内の緑化、自己看板類の形態意匠、規模、色彩に対する配慮など、地域の景観の保全や向上に寄与する活動を展開します。
- 特に、観光関連事業に携わる事業者においては、国内外から訪れる人々に誇れる、観光地として質の高い景観形成に参加・協力します。

２）景観形成に関する法令の遵守

- 景観形成に関する法令の主旨や制限内容等を十分に理解するとともに、これらを遵守した事業活動を進めます。

(3) 市（行政）の役割

1) 景観形成に関する施策の展開

- 良好な景観形成に資する施策を積極的に展開します。
- 市民や事業者が参加しやすい、景観形成の取り組みを積極的に進めます。

2) 公共施設等の建設・整備による先導的な景観形成の実施

- 公共施設等の建設・整備のあり方が、民間における景観形成活動の指標となることを自覚し、本市の景観形成の先導的な役割を果たします。
- 施設整備における周辺景観への配慮、無電柱化や街路樹の整備、敷地の緑化等、公共施設等の建設・整備を通じて積極的な景観形成を図ります。

3) 市民や事業者への支援

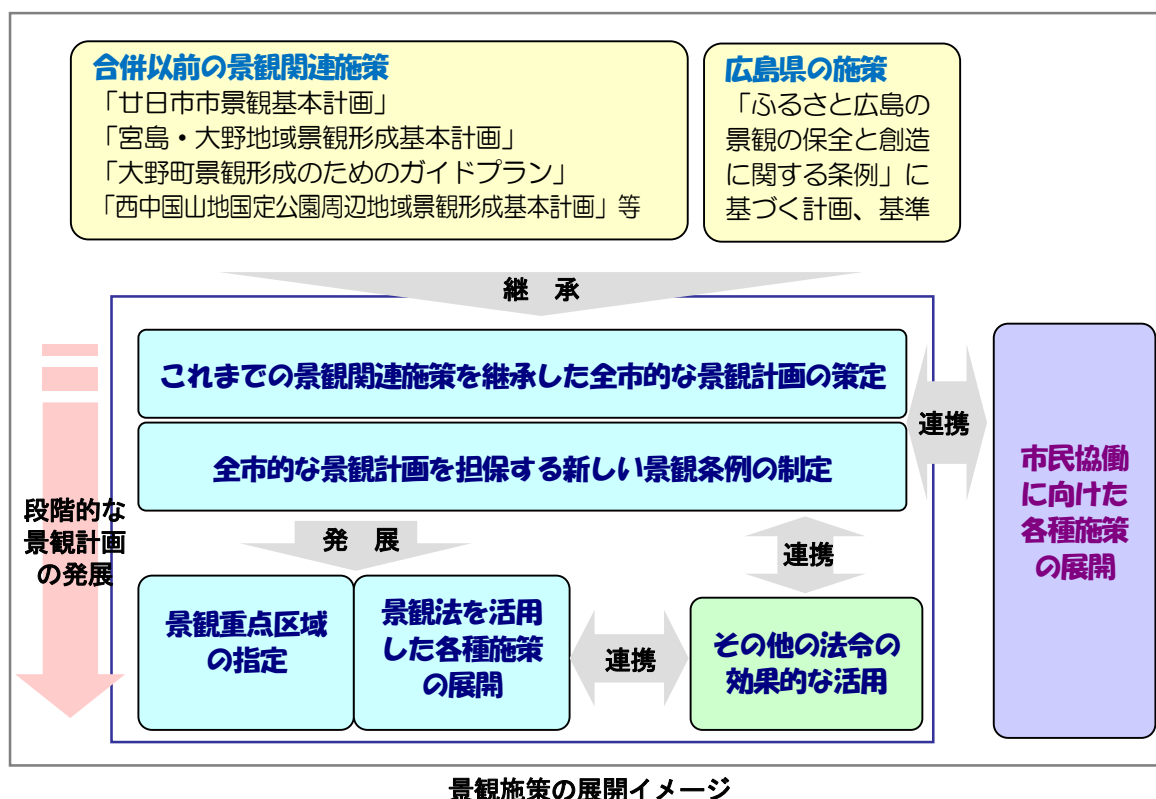
- 景観形成に関する各種協定の締結の促進を図ります。
- 景観に関する知識の普及や意識の高揚を図るための施策を展開します。
- 市民や事業者の取り組みに対するサポートを行います。

第Ⅳ章 景観施策の展開方針

廿日市市において、良好な景観の形成を進めていくためには、前述した廿日市市における重点課題はもとより、各地域の景観上の課題にも対応するため、景観法等に基づいた各種施策をはじめ、景観形成に関連する様々な法令等に基づいた施策を複合的に活用していくことが求められます。

また、本計画に定めた基本的なルールである「景観形成基準」に基づいたまちづくりを推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となって、本市の景観形成に向けた様々な取り組みを展開していくことが重要です。

そこで、本市としては、次のように様々な景観形成に向けた取り組みの実施について検討していきます。



1 景観法の効果的な活用

本市においては、本計画を定めた後も、下記のような景観法に基づく様々な施策を効果的に活用し、段階的に発展していく景観形成の取り組みを検討していきます。

（１）全市的な景観計画の策定及び景観条例の制定

合併以前に取り組まれてきた景観施策を継承し、さらに発展させるための第一段階として、廿日市市の重点課題や地域の課題に応じた景観形成の方針、さらにそれらを踏まえた今後の景観施策の展開に向けた方向性を定めるとともに、大規模行為を中心とした市域全域に適用した基準を定めた本計画を策定しました。

また、景観計画の策定に併せて景観計画を担保し、景観法に基づく指導が可能となる新しい景観条例を平成 23 年 9 月に制定しました。

（２）より重点的に景観形成を図るための景観重点区域の指定

この景観計画では、市域全体を景観計画区域として、良好な景観形成を図ることとしていますが、今後、本市の景観形成において、より重点的な施策の実施が必要な区域や先導的な役割を果たすことが求められる区域を景観重点区域として指定します。

なお、景観重点区域は、以下の基本的な考え方に基づき指定することとし、より細やかな制限内容を検討していきます。

1) 「景観重点区域」の指定に向けた基本的な考え方

「景観重点区域」は以下のような考えに基づいて指定します。

① 従来から展開されてきた景観施策を総合的・発展的に継承した「景観重点区域」

- 合併以前から「西中国山地国定公園周辺地域景観形成基本計画」（旧吉和村）、「佐伯町都市計画マスタープラン（みどりの空間と景観を保全する農都市づくり）」（旧佐伯町）、「廿日市景観基本計画」（旧廿日市市）、「大野町景観形成のためのガイドプラン」（旧大野町）、「宮島・大野地域景観形成基本計画」（旧宮島町・旧大野町）等において景観に関する様々な施策や景観的に重要な地区の検討が行われてきました。
- また、これらの計画を前提として、吉和地域、大野地域、宮島地域は、広島県の「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく景観指定地域に指定されています。また、宮島地域については、都市計画法にも基づく広島県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例」によって、全島のうち伝統的建造物群保存地区を除く地域が風致地区に指定されています。
- そこで、これらの既存計画や条例で示された地区設定を踏まえて「景観重点区域」を指定します。

② 景観上の課題に対応した段階的な展開を見据えた「景観重点区域」

- 廿日市市の景観上の重点課題や各地域における景観上の課題を踏まえ、重点的な景観形成の緊急性や優先度を鑑み、段階的な重点区域の展開や将来的な「景観法に基づく景観地区」の設定等を念頭において、モデルプランとなる「景観重点区域」を指定します。

2) 景観重点区域の指定要件

上記の基本的な考え方を踏まえ、「景観重点区域」の指定要件は次のとおりとします。

【指定要件1】：「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく景観指定地域のうち、西中国山地国定公園周辺景観指定地域の『重点地区ゾーン』、宮島・大野景観指定地域の『景観モデル地域』、及び『重点地区』。

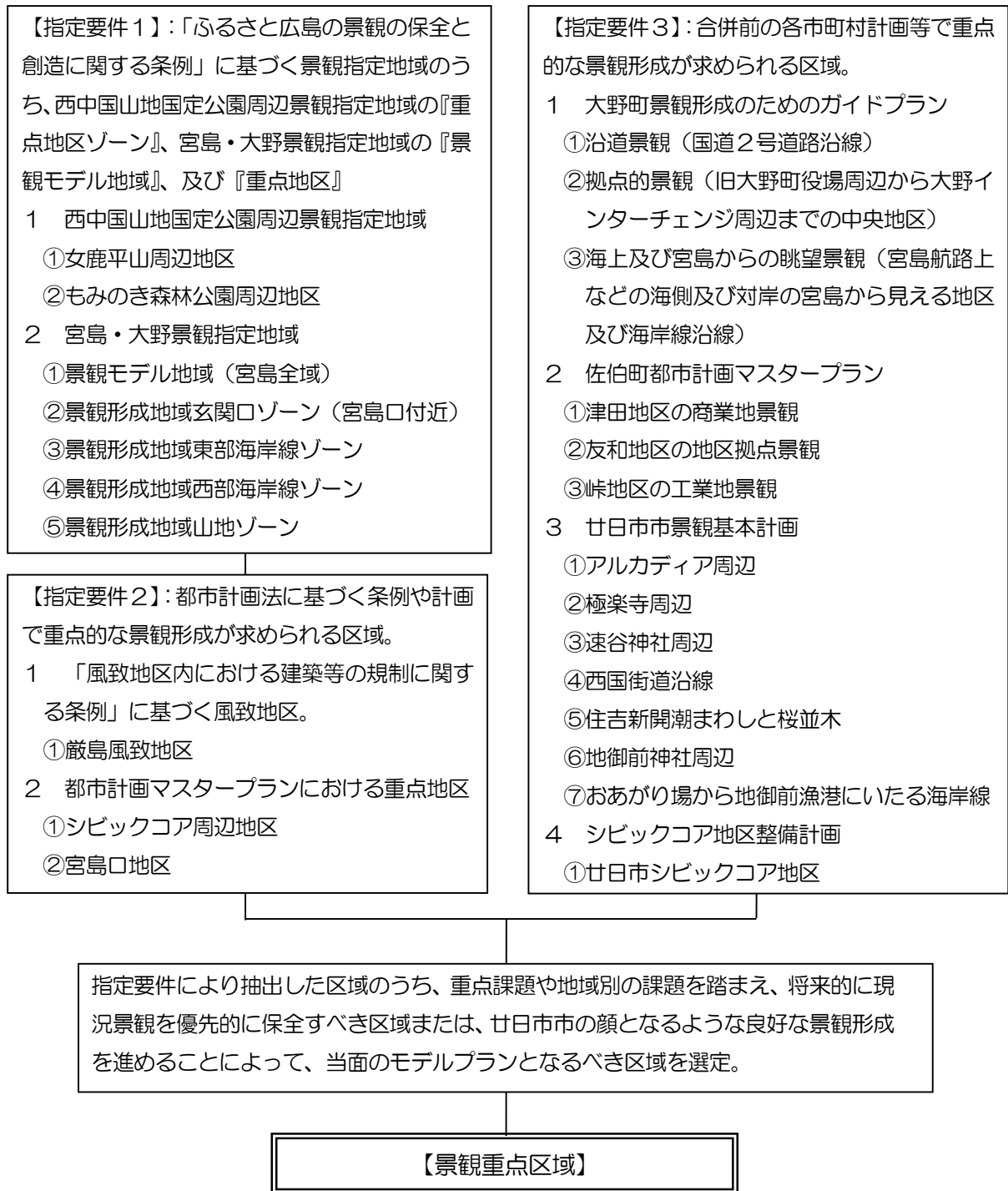
【指定要件2】：都市計画法に基づく条例や計画で重点的な景観形成が求められる区域。

【指定要件3】：合併前の各市町村計画で重点的な景観形成が求められる区域。

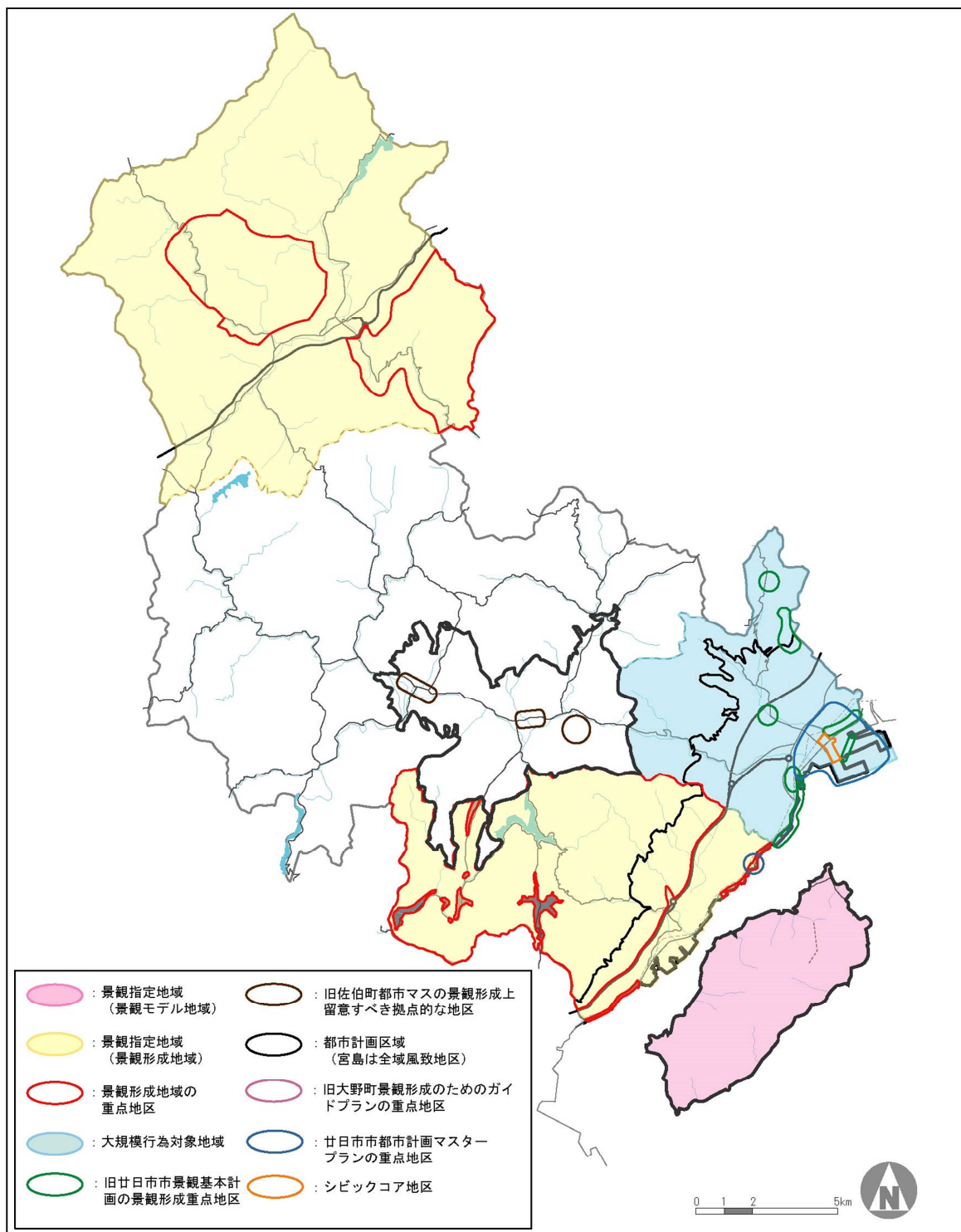


指定要件により抽出した区域のうち、重点課題や地域別の課題を踏まえ、将来的に現況景観を優先的に保全すべき区域または、廿日市市の顔となるような良好な景観形成を進めることによって、モデルプランとなるべき区域を指定。

なお、今後、他の計画等により、重点的な景観形成に取り組むべき区域が生じた場合には、その実情に併せた新たな指定要件の追加を検討します。



景観重点区域の指定の流れ



既存計画等における景観的に重要な地区・地域

以上の景観重点区域の指定に向けた基本的な考え方と指定要件を踏まえて段階的に景観重点区域を指定することとしています。本計画では、特に廿日市市の顔となるとともに、「宮島」を有するまちとして、以下のように『宮島口周辺区域』、『シビックコア区域』、『宮島区域』の3区域を、先行的に取り組むべき『景観重点区域』の候補区域として選定しました。

このうち、『宮島口周辺区域』については、令和2年4月に景観重点区域に指定しました。残りの2区域については、順次、景観重点区域の指定に向けた取り組みを進めていくこととします。

○宮島口周辺区域

世界遺産の玄関口として宮島への誘いの景観形成

宮島口周辺区域では、世界遺産である宮島の玄関口にふさわしく“宮島への誘い”を感じさせる景観形成を進めます。

本市の観光拠点として、宮島からの眺望の配慮、また、宮島への眺望の配慮を考慮した景観的な統一感の形成のための基本的なルールづくりなど、地元商店街や事業者、国、県等、関係する多くの団体が参画する協議会等での議論によって景観形成を進めていきます。

○シビックコア区域

新たな廿日市の顔となるシンボリックな都市景観の形成

シビックコア区域では、新たな廿日市市のシンボルにふさわしい都市景観の形成を図っていきます。

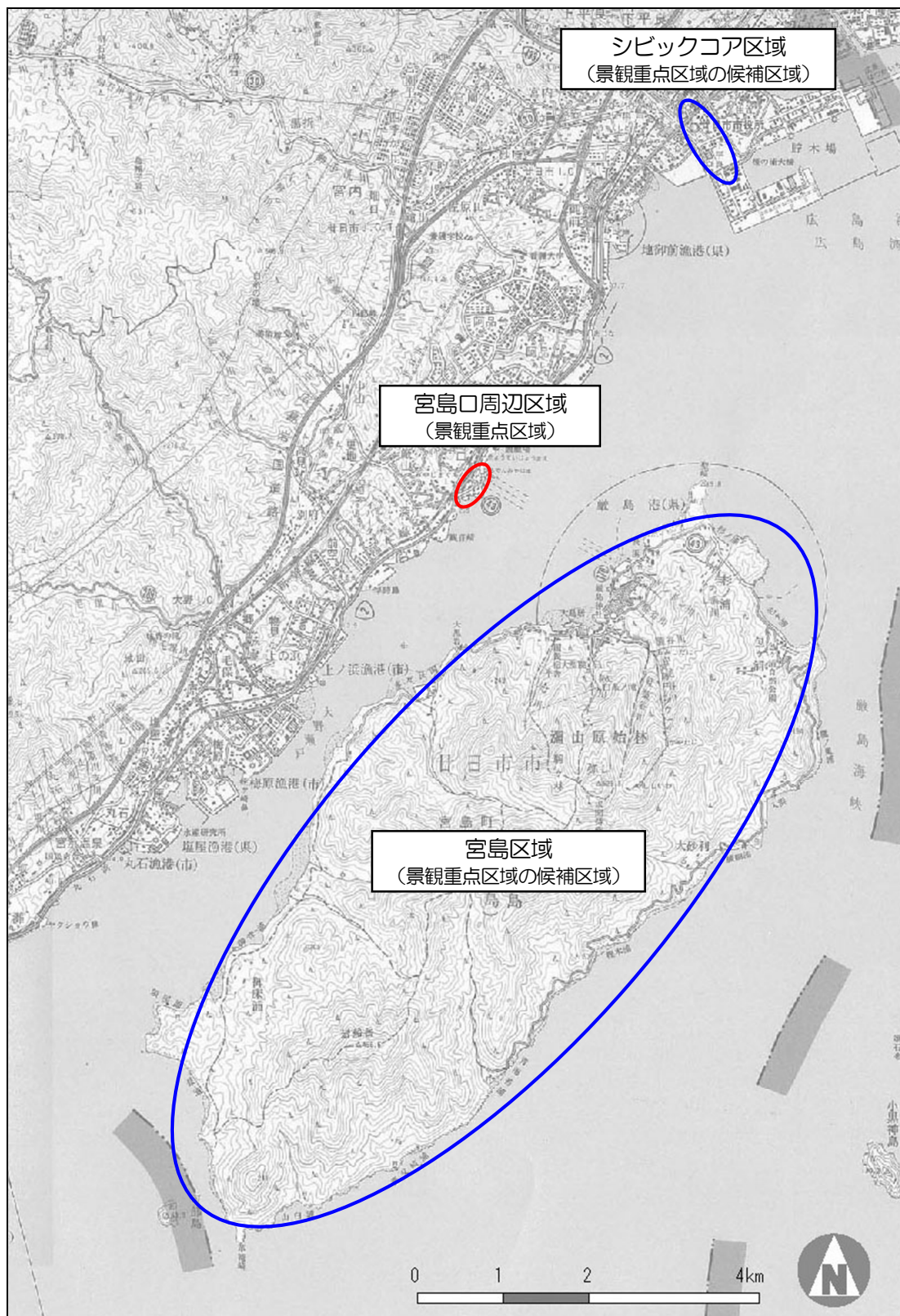
広域サービス都市づくり（タウンセンターゾーンの形成）を目指し、緑豊かで良好な環境を備えた新しい都市景観形成のための基本的なルールづくりなど、地区計画等の都市計画制度を活用しながら適切な規制・誘導等を図り、景観形成を進めていきます。

○宮島区域

世界に誇る宮島の価値をより高める景観形成

宮島区域では、歴史的景観と自然景観が調和した世界に誇る宮島の価値をより高める景観形成を進めていきます。

世界に誇る観光地である宮島にふさわしいルールの強化など、住民や事業者との協働による既存の法規制や関連計画の見直し、文化財保護法、景観法の更なる活用等を視野に入れながら景観形成を進めていきます。



景観重点区域及び景観重点区域の候補区域の位置図

(3) 景観重点区域（宮島口周辺区域）

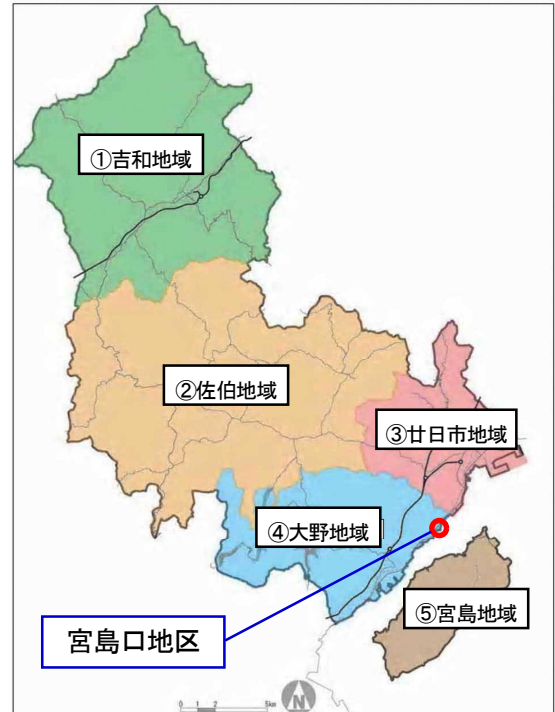
1) 地区区分と景観形成基準

■対象区域の位置付けと地区区分

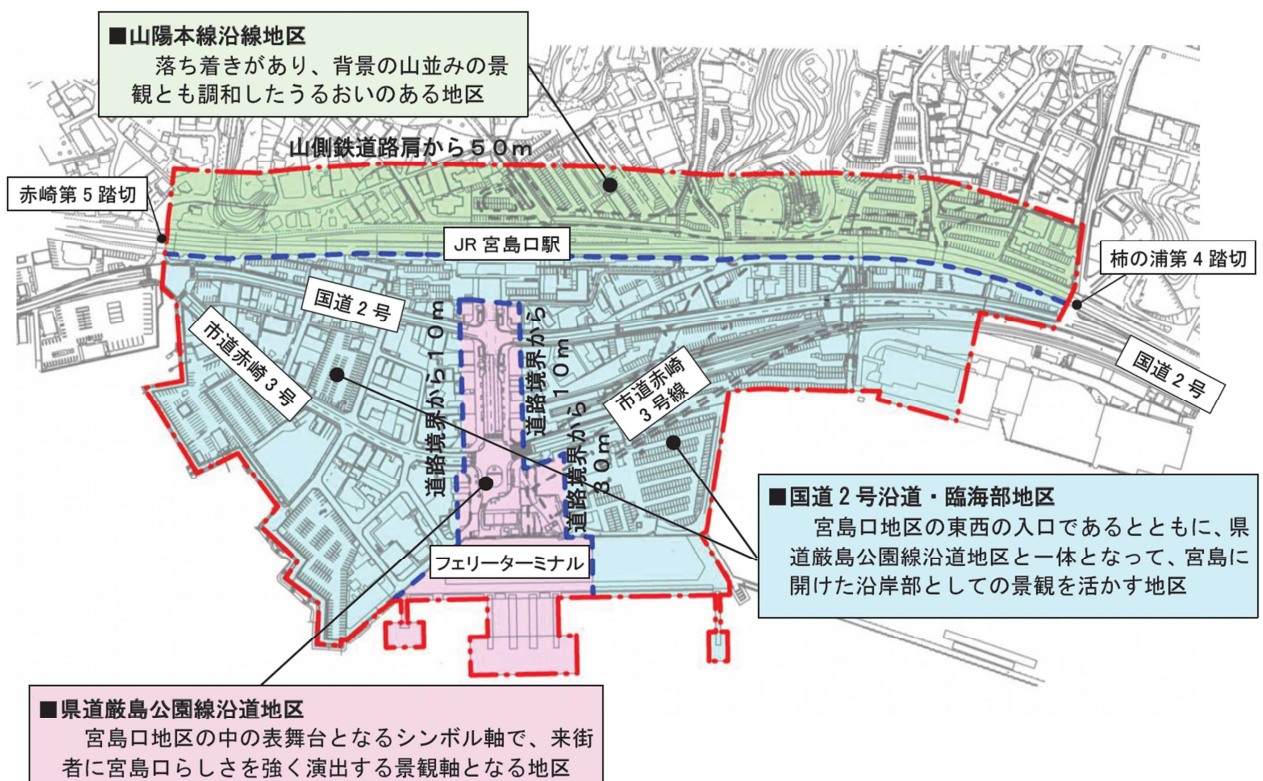
宮島口周辺区域においては、景観形成整備方針として、「世界遺産の玄関口にふさわしい、宮島とのつながりを意識した景観形成」を掲げ、うるおいと落ち着きのある「和」をイメージしたデザインとすることとしています。

「和」のイメージとしては、宮島の「伝統的な和」に対して、入り口である宮島口は「現代と伝統が調和した和」を目指すこととし、街なみの「連続性」及び「一体性」、宮島へ向かう「方向性」を意識しながら、景観づくりを推進することとします。

具体的には、宮島口周辺区域を下図のように3つの地区に区分し、個別に景観形成基準を作成しています。3つの地区区分（県道厳島公園線沿道地区、国道2号沿道・臨海部地区、山陽本線沿線地区）ごとの景観形成基準は、基本的に全ての建築物・工作物が対象となります。



【対象区域及び地区区分】

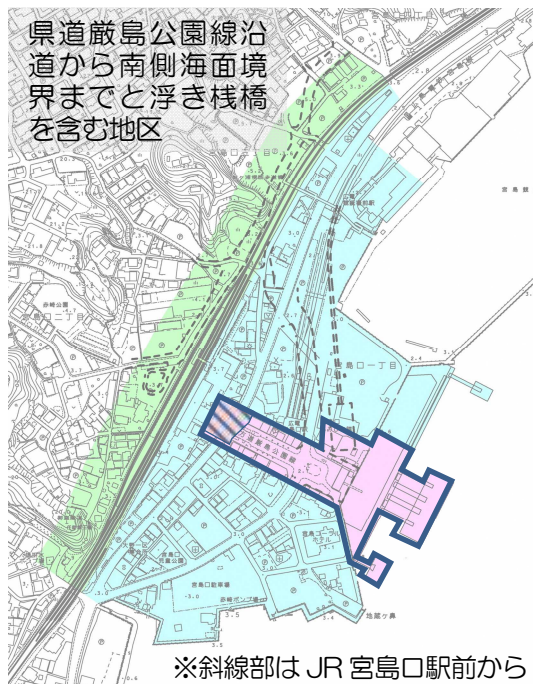


■県道厳島公園線沿道地区

地区別方針

宮島とのつながりを意識した、うるおいと落ち着いた感じのある「和」をイメージさせる景観づくりを進めます。

- ◆ シンボル軸として、文化と品格とうるおいのある景観を形成
- ◆ JR宮島口駅とフェリーターミナル間の凜とした見通し景観の形成
- ◆ 和を感じる街並みの連続性の保全、創出
- ◆ 街並みに配慮した広告・看板類の整序
- ◆ 宮島への又は宮島からの眺望に配慮
- ◆ 街路樹と店先緑地とが融合したうるおいの演出



※斜線部は JR 宮島口駅前から
国道 2 号沿道敷地までの範囲

—景観形成基準—

配置	・1階部分の壁面線を通り沿いでそろえる（壁面を後退した場合は、壁面に代わるものでそろえる）。 ・壁面後退空間は前面の歩道舗装と調和した空間形成や緑化に努める。	建築物用途	・パチンコ店、キャバレー、ナイトクラブ等の禁止。
高さ	・13m以下(景) ・18m以下(斜線部:国道2号交差部)(景)	屋外広告物	・各種屋外広告物のサイズ、形状、設置位置、色彩等の規格の統一。(広)
屋根	・1階もしくは2階に設ける屋根は、勾配屋根とし、道路に軒側を向ける。(景) ・3階以上に設ける屋根を陸屋根とする場合は、パラペットやルーバーで修景することを推奨。 ・屋根勾配は3/10～4.5/10。 ・屋根材は、日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。 ・黒又は灰色を基本とする。(景)	その他	・県道に面する部分は軒庇又は日よけの推奨。 ・屋外階段、バルコニー、空調設備、ダクト類、自動販売機を遮へい又は修景。 ・垣又は柵は、県道に面する部分には原則として設けない。 ・2階以上を倉庫等に利用する場合、格子状の化粧、カーテン、反射シート等で室内が透視できないよう努める。 ・夜間照明等による明かりの演出に努める。
外壁	・3階以上は道路境界から1m以上壁面を後退。(景) ・和風を基調とする形態意匠。 ・基調色は、無彩色（N系明度5～9）か暖色系（R系～Y系）の低彩度（6以下）を基本とする。(景) ・強調色を使用する場合は、基調色と調和を図る。(景)	(景)：景観地区及び景観重点区域による規制 (広)：廿日市市屋外広告物等に関する条例による規制 無印：景観重点区域による規制 詳細については、別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。	

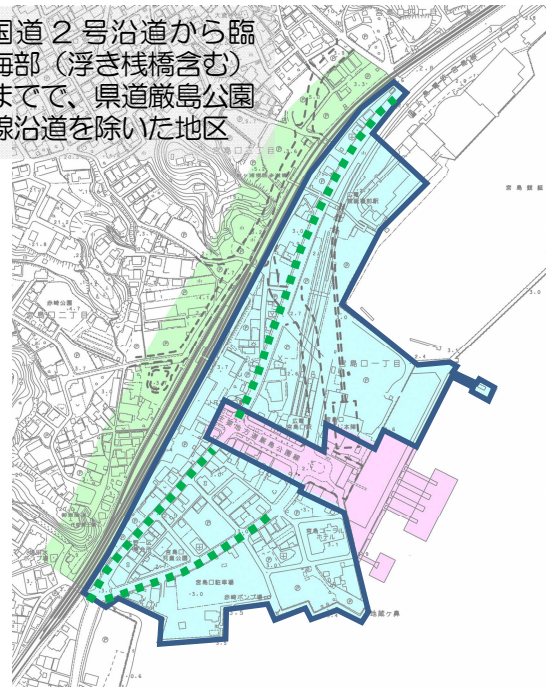
■国道2号沿道・臨海部地区

地区別方針

ドライバー等の来街者に「世界遺産・宮島の玄関口」に入ったという印象が持てるような景観づくりを進めます。

- ◆ ドライバーからの視点に配慮したまとまりのある道路沿道景観の形成
- ◆ 歩行者の視点に配慮した圧迫感のない道路沿道景観の形成
- ◆ 駐車場の修景（緑化）
- ◆ コンクリートブロック塀等の無機質感の低減
- ◆ 道路沿道景観の緑の連続性を保全、創出
- ◆ 宮島からの眺望に配慮
- ◆ 宮島への視点場の確保

国道2号沿道から臨海部（浮き桟橋含む）まで、県道厳島公園線沿道を除いた地区



—景観形成基準—

配置	・海岸部：宮島への視点場の確保 ・1階部分は道路境界から1m以上壁面を後退するように努める。（緑破線部：国道2号と市道赤崎3号線の一部）
高さ	・18m以下。（景）
屋根	・1階もしくは2階に設ける屋根は、勾配屋根とする。（景） ・屋根勾配は3/10～4.5/10。 ・3階以上に設ける屋根を陸屋根とする場合は、パラペットやルーバーで修景することを推奨。 ・黒又は灰色を基本とする。（景）
外壁	・基調色は、無彩色（N系明度5～9）か暖色系（R系～Y系）の低彩度（6以下）を基本とする。（景） ・強調色を使用する場合は、基調色と調和を図る。（景）

建築物用途	・パチンコ店、キャバレー、ナイトクラブ等の禁止。
屋外広告物	・各種屋外広告物のサイズ、形状、設置位置、色彩等の規格の統一。（広）
その他	・屋外階段、バルコニー、空調設備、ダクト類、自動販売機は、なるべく目立たないよう周辺との調和を図る。 ・駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等の付属建築物は、建築物本体との調和を図る。 ・垣又は柵を設ける場合は、自然素材（木、竹、石）又は伝統素材（漆喰等）を基本とする。 ・駐車場の緑化。

（景）：景観地区及び景観重点区域による規制

（広）：廿日市市屋外広告物等に関する条例による規制

無印：景観重点区域による規制

詳細については、別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。

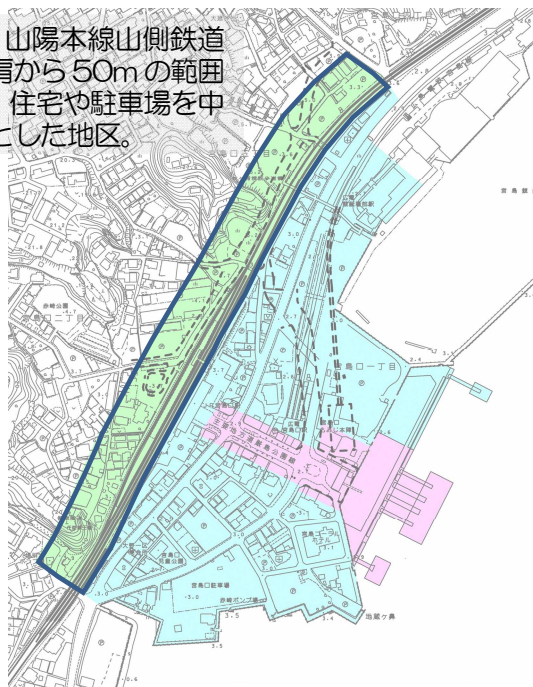
■山陽本線沿線地区

地区別方針

落ち着いた周囲の緑地環境に恵まれたう
るおいのある地区として、宮島口地区に住む人、
来街者及び鉄道利用者からの視界を意識した景
観づくりを進めます。

- ◆ 背後の緑地と連続した広がりのある景観を
形成
- ◆ 宮島からの眺望に配慮
- ◆ 庭木や屋敷林などの緑の連続性を保全
- ◆ 借景の山並み又は住宅地や駐車場などの緑
を活かす

JR 山陽本線山側鉄道路
路肩から50mの範囲
で、住宅や駐車場を中心とした地区。



—景観形成基準—

高さ	・宮島からの眺望に配慮し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮する。 ・宮島から、またフェリーターミナルからの山並みを含む眺望景観を確保するため、山の稜線を乱さない高さとする。
屋根	・黒又は灰色を基本とする。(景)
外壁	・自然景観と調和する色彩。 ・基調色は、無彩色（N系明度5～9）か暖色系（R系～Y系）の低彩度（6以下）を基本とする。(景) ・強調色を使用する場合は、基調色と調和を図る。(景)

屋外 広告物	・各種屋外広告物のサイズ、形状、設置位置、色彩等の規格の統一。(広)
その他	・敷地内をなるべく緑化。 ・敷地内の既存樹木は修景に活かす。 ・駐車場の緑化

(景)：景観地区及び景観重点区域による規制

(広)：廿日市市屋外広告物等に関する条例による規制

無印：景観重点区域による規制

詳細については、別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。

(4) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

景観重要建造物や景観重要樹木は、地域のシンボルになる景観上重要な建造物や樹木を適切に保全することで、良好な景観の形成を図るための制度です。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されると、現状変更等に対する制限が可能となるとともに、所有者等の適正な管理義務、景観行政団体等が所有者と締結する管理協定により、建造物や樹木を適切に維持管理していくことが可能となります。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定に当たっては、住民からの情報提供を広く募るとともに、景観法より厳しい現状変更の形成が課される文化財保護法に基づく指定状況など、他法令による指定状況や管理状況等も踏まえながら指定を検討していくとともに、地域住民と協働しながら、景観上重要な建造物や樹木の保全・活用を図っていくこととします。

(5) 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設は、道路、河川、港湾、公園など、景観上重要な役割を担う公共施設の整備等について、管理者が景観行政団体ではなくても景観上の配慮を求めることができる制度です。

景観行政団体が管理していない公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけることによって、良好な景観を形成していくための整備に関する方針や占用許可の上乗せ基準を定めることが可能となります。

そこで、景観上配慮が必要な国や広島県が管理する公共施設について、その管理者である国や広島県と協議しながら「景観重要公共施設」に指定し、市が管理する公共施設とともに市内の公共施設における良好な景観の形成を図っていくこととします。

なお、景観重要公共施設に指定できる公共施設は次のような施設があげられます。

＜重要公共施設に指定できる施設＞

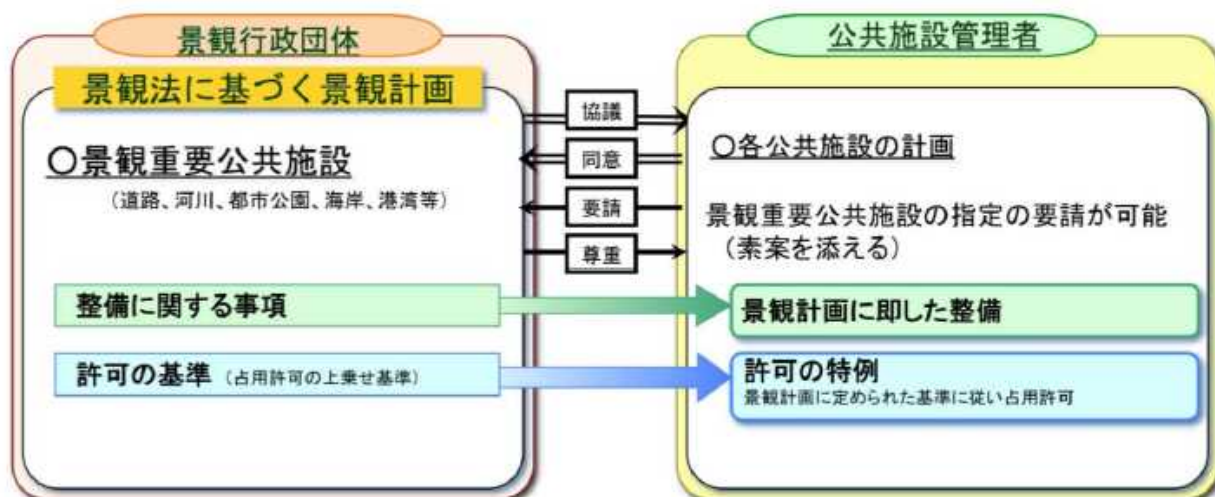
以下の特定公共施設であって、良好な景観の形成に重要なもの

①法律に定める公共施設（景観法第8条第2項第4号）

- ・道路（道路法）、河川（河川法）、都市公園（都市公園法）、海岸保全区域等に係る海岸（海岸法）、港湾（港湾法）、漁港（漁港漁場整備法）、自然公園事業における施設（自然公園法）

②政令で定める公共施設（景観法施行令第2条）

- ・土地改良施設（土地改良法）、下水道（下水道法）、保安施設事業に係る施設（森林法）、市民緑地契約に係る市民緑地（都市緑地法）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法）、砂防設備（砂防法）、地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設（地すべり防止法）、急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）



参考 景観重要公共施設の基本的事項
(景観法アドバイザーブック (国土交通省) より)

(6) 景観農業振興地域整備計画の策定

景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、景観計画区域内の農業振興地域について、景観行政団体が定めることができる計画です。

景観農業振興地域整備計画は、対象とする区域、その区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項、農業生産性の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

本市においては、吉和地域や佐伯地域に広い面積の農業振興地域を有しており、特に第1種農用地など良好な田園景観の基盤となる農地について、必要に応じて計画策定に向けた検討を行います。

(7) 自然公園法の上乗せ許可基準の設定

景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部が重複する場合に、国立・国定公園の特別地域等で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成のために必要な上乗せの許可基準を定めることができるというものです。

瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園を有する本市においても、必要に応じて公園外と比較して特に厳しく規定することがないように留意しながら設定について検討を行っていきます。

(8) 景観地区及び準景観地区指定による担保力の高い制限の導入

景観地区及び準景観地区は、地区内の全ての建築物や工作物の形態意匠や高さなどについて、認定制度による適合義務が課せられるなど、比較的担保力の高い制度となっています。

認定制度は、一義的・定量的に定めることが難しい建築物等の形態意匠について、都市計画で裁量的・定性的な基準を定め、景観行政団体が個別の建築等の計画に対して都市計画との適合性を裁量的に判断する仕組みです。事業者は、市長の認定証の交付を受けた後でなければ、対象建築物等の建築等の工事に着手することができません。

景観地区は都市計画区域又は準都市計画区域内において、また準景観地区は都市計画区域外及び準都市計画区域外の景観計画区域において景観行政団体が区域を定め、形態意匠の制限の他、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度等について都市計画等にて制限することにより、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能となります。

本市では、景観重点区域（宮島口周辺区域）において、宮島口景観地区を都市計画決定しています。詳細については、宮島口景観地区に関する計画書・計画図、及び宮島口地区景観ガイドライン等を参照してください。

**建築物及び工作物の形態意匠の制限は認定で担保されます。
その他、建築物に関する事項は建築確認で、工作物に関する事項は条例への適合義務で、開発行為その他の行為規制は許可で担保されます。**



参考 景観地区の規制担保手法
（景観法アドバイザーブック（国土交通省）より）

第Ⅳ章 景観施策の展開方針

○都市計画で定める事項

○種類 ○位置 ○区域 ○面積 ○名称	必須事項	都市計画法 第8条第3項 第1号及び第3号 第61条第2項
○建築物の形態意匠の制限		
○建築物の高さの最高限度又は最低限度 ○壁面の位置の制限 ○建築物の敷地面積の最低限度	選択事項	景観法 第61条第2項

○条例で定める事項

○工作物の形態意匠の制限 ○工作物の高さの最高限度又は最低限度 ○壁面後退区域における工作物の設置の制限	選択事項	景観法 第72条第1項
○開発行為その他政令で定める行為の規制 (土地の形質変更、木竹の伐採 等)		景観法 第73条第1項

参考 景観地区内で可能な制限
(景観法アドバイザーブック(国土交通省)より)

(9)「景観整備機構」の指定

景観整備機構は、地域住民等を含めた民間活力により、景観行政団体と役割分担しながら、ともに良好な景観の形成を図るためのものです。

行政が実施しにくいソフト施策について景観整備機構が役割分担することで、ソフトとハードを含めた総合的な景観形成の取り組みが可能となります。

本市においても、まちづくりや地域づくりに関する様々な活動に積極的に取り組んでいる組織(NPO法人や老人会、町内会等)をはじめ、これから景観形成の取り組みに参加しようとする組織などについて、「景観整備機構(景観法第92条)」の指定による景観形成の取り組みの役割分担について検討を行っていきます。

(10)「景観協定」の認定

景観協定は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度です。

住民同士の合意事項を景観行政団体が認定することによって、法的なルールとして活用できるようになります。

本市においても、市民の主体的な景観形成の取り組みを支援していくために、一定の区域内の土地や建築物、広告物、樹木等の景観形成に配慮が求められるものの所有者の方々等が、その配置や規模、形態、意匠、管理方法等、区域の景観形成に寄与するために必要な事項について締結した協定を「景観協定(景観法第81条)」として認定することについて検討を行っていきます。

（１１）「景観協議会」の設置

景観協議会は、景観計画区域内において、良好な景観形成のために、住民・事業者・関係行政機関等とが協力して取り組むために組織できる協議会です。

本市においても、今後、景観重点区域等の指定により、行政、地域住民、事業者、各種関係機関等による一体的・継続的な景観形成の取り組みが必要となる場合は、「景観協議会（景観法第 15 条）」の設置について検討を行っていきます。



参考 景観法の主な制度の一覧
（景観法アドバイザーブック（国土交通省）より）

（１２）「廿日市市景観審議会」の設置

景観計画の見直しや景観重点区域の指定、新たに取り組むべき景観施策等、本市の景観行政の重要事項に関する審議等、快適なまちづくりと活力ある地域づくりに資する景観形成のため、「廿日市市景観審議会」を平成 24 年 1 月 25 日に設置しました。

2 他法令の効果的な活用

本市における景観形成上の課題について、全てが景観法によって対応できるものではありません。景観法に関連して、様々な法制度を複合的に活用することにより、より効果的かつ実効性のある景観形成を図っていくことが可能となります。

本市においては、下に示す景観形成に関連する様々な法令の効果的な活用を検討していきます。

(1) 都市計画法の活用

土地利用の制限を定める基本的な法規制であり、まちづくりにおいて基盤となる制度であるとともに、景観形成において重要な役割を担う制度です。

都市計画法に基づく地区計画は、地区のまちづくりを具体的に進めていくための目標、方針とともに、地区整備計画を定めることにより、地区の実情に応じて用途制限等の土地利用の制限や、建築物の形態、色彩等のデザインに関する制限まで、幅広い事項のルール設定が可能です。本市においても多くの住宅団地などにおいてこの制度を導入しており、今後も地区計画の効果的な活用を図ることにより、市民の住環境における良好な景観の形成を推進していきます。

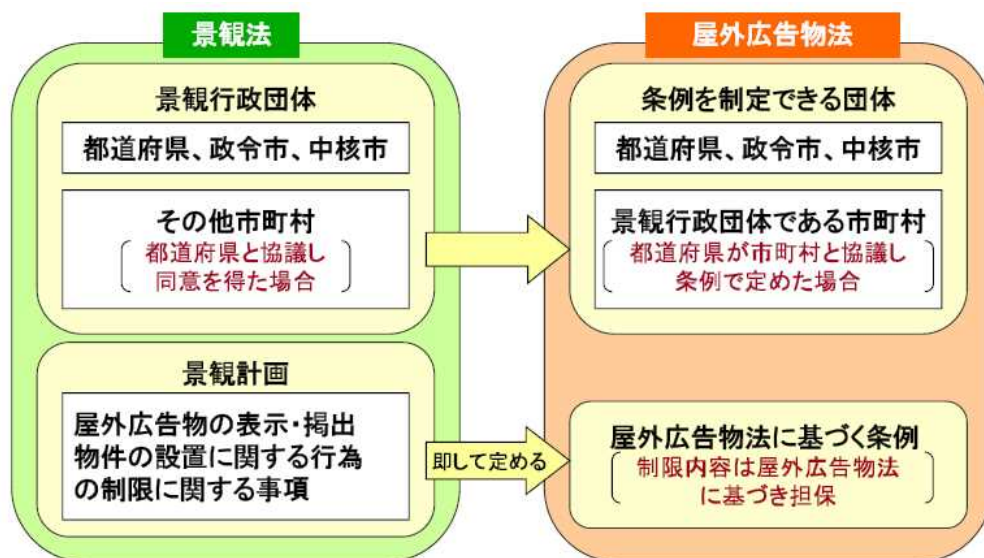
(2) 屋外広告物法の活用

景観法においては届出の対象行為からは除外されていますが、屋外広告物は、景観形成において重要な景観構成要素となります。

本市においては、これまでに屋外広告物法に基づく「広島県屋外広告物条例」や、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき、広島県による屋外広告物の規制誘導が行われてきました。

景観法の施行に伴い、景観行政団体であれば、屋外広告物条例の制定権限を県から移譲を受け、屋外広告物条例を定めることが可能となりました。

本市においては、屋外広告物について地域の実情に応じた創意工夫と自主的な管理を行うことを目的に、令和2年4月1日に廿日市市屋外広告物等に関する条例を制定しました。



参考 屋外広告物方の特例
(景観法アドバイザーブック(国土交通省)より)

（３）文化財保護法の活用

地域の歴史文化を表す貴重な資源の保存・活用のために、歴史的な価値のある資源の文化財指定や、伝統的建造物群保存地区制度による歴史的町並みの保全など、景観法より担保力の高い文化財保護法の制度の活用について検討を進めていきます。

また、数多くの文化財を有する本市においては、より効果的な保存・活用を検討していくとともに、歴史的資源についても、まちづくりや景観形成等への活用等を検討していきます。

（４）歴史まちづくり法の活用

正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」であり、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めていく取り組みを国が支援するための新たな制度として制定されました。これにより、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国による認定を受けることで、法律上の特例措置や各種事業に対する支援を受けることが可能となります。

本市においても、景観計画の運用後、この制度の活用に向けた検討を進めていきます。

（５）その他法令等の活用

景観法に基づく景観重要樹木や、文化財保護法に基づく天然記念物などは、単体の樹木や一定の群落などを対象としており、まとまった森林や樹林地、緑地等を一体的に指定するものではありません。

このため、都市における良好な景観を有している樹林地や良好な景観を有する森林等について、都市緑地法に基づく緑地保全のための諸制度や、森林法に基づく「市町森林整備計画」等を効果的に活用するとともに、林業をはじめとする健全な森林の維持管理に寄与する産業の活性化などを図り、まとまった森林や樹林地、緑地等の保全に向けた検討を行っていきます。

3 市民協働に向けた施策展開

市民、事業者、行政が一体となって行う、廿日市市の景観形成に向けた次のような取り組みについて、具体的に検討していきます。

（１）優れた景観形成に対する表彰

本市では、「はつかいち景観づくり大賞」を設け、平成 14 年度から平成 18 年度にかけて、市の景観を守り、育てる気運を高め、より優れた景観形成を推進することを目的として、優れた景観形成を実践している市民及び事業者の方を表彰してきました。

また、広島県土の優れた景観の保全と創造を図るために設立された広島県景観会議の構成団体として、県内の優れた景観を守り育てるため、ふるさと広島の景観資源を発掘・再発見した方を表彰する「景観づくり大賞」の活動を行っています。

今後も、「はつかいち景観づくり大賞」の継続や広島県景観会議との連携により、市民や事業者等の優れた景観形成の取り組み等に対する表彰を行います。



第2回はつかいち景観づくり大賞
を受賞した廿日市郵便局

（２）優れた景観の市民共有化に向けた取り組み

1) 「はつかいち景観 100 選」の選定

本市には、自然景観や歴史景観など、誇るべき優れた景観がたくさんあります。これらの景観は、その景観を構成する景観資源と視点場の位置関係等によって、さらに様々な趣を見せます。

本市では、平成 29 年 3 月にこれらの優れた景観について、市民とのワークショップや景観審議会等により「はつかいち景観 100 選」を選定しました。



平成 22 年度に実施した廿日市市
景観ワークショップの様子

2) 景観資産の登録制度の導入

廿日市市に暮らす市民が後世に残して行きたいと共感できる景観を、本市の「景観資産」として市民共有の資産としていくための登録制度の導入を検討していきます。

「はつかいち景観 100 選」の中から候補を抽出し、景観審議会等で審査・認定し、「景観資産」として登録することにより、地域の重要な景観資源の共有化を図っていくことが可能となります。また、登録された「景観資産」を市民共有の財産として広く周知を図るなど、「景観資産」を中心として、地域の景観形成を図りながらまちづくりに活かしていく取り組みを検討していきます。

(3) 景観形成に関する普及啓発や人材育成

1) 「はつかいち景観づくり講座」の開講

本市の景観形成に関する勉強の場として、「はつかいち景観づくり講座」の検討を行います。この講座は、市民や事業者、行政職員の相互交流や情報交流の場としての役割も担い、本市の景観形成により先導的な役割を果たす人材の育成も期待されます。

また、「景観まちづくり教育」の活用など、景観形成に関する思いを次世代へとつないでいくための取り組みについても検討を行います。



景観まちづくり学習の手引き
(国土交通省「景観まちづくり教育」HPより)

2) 「はつかいち景観づくりアドバイザー制度」の制定

本市の景観形成に専門的な見地からのアドバイスをしていただく、「はつかいち景観づくりアドバイザー制度」の検討を行います。

「はつかいち景観づくりアドバイザー」は、行政が行う各種事業に対する景観的なアドバイスの他、事前協議における協議事項に関しても専門的な見地からアドバイスをいただきます。

また、「はつかいち景観づくり講座」での講師や、市民・事業者の方からの景観形成に関する質問、疑問等に対するアドバイスも積極的に行っていただきます。

3) 「はつかいち景観づくりサポーター制度」の制定

本市が実施する景観形成に関する取り組みへの参加・協力や地域の特性に応じた景観形成に関するアイディアの提案をしていただく、「はつかいち景観づくりサポーター制度」の検討を行います。

(4) 景観形成に関する情報発信

本市のホームページに、市内外での景観形成の取り組みや景観資源に関する情報発信を行うとともに、「はつかいち景観づくり大賞」や「はつかいち景観 100 選」の結果公表等を行う、「はつかいち景観づくりポータルサイト」の開設について検討を行います。

4 計画の進行管理

(1) 計画の推進体制の確立

本計画を効果的・効率的に推進するためには、都市計画、建築、環境、文化財、農業等、様々な行政分野の総合的・一体的な施策の推進が重要です。

このため、全庁的な総合調整や情報交換、連携・協働した施策の展開を積極的に進めるための庁内体制（「〔仮称〕廿日市市景観形成推進調整会議」）の構築を図ります。

(2) 市職員の景観形成に対する意識の向上

推進体制の確立や本計画に基づく各種施策を推進するためには、市職員一人ひとりが本計画の理念や方針を理解し、それぞれの施策に積極的に『景観形成』を位置づけることが重要となります。また、市民・事業者の主体的な取り組みを促すためにも、景観に関する知識や技術等を修得、向上していくことが求められます。

そのため、市職員の景観に対する意識啓発や知識の向上のための庁内勉強会の開催や、国・広島県等が実施する各種セミナーへの出席等、人材育成に関する取り組みを推進します。

(3) 計画の点検と見直し

本計画に示した施策や取り組みの進捗状況などについて、概ね5年ごとに総合的に把握・評価し、その結果、見直しや新たな施策や取り組みの追加等が必要な場合は、市民・事業者の意向も踏まえ、関係各機関と連携しながら計画の見直しを行っていくこととします。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

本章では、第Ⅲ章に示した本市の景観形成上の重点課題や、景観形成の基本理念と基本方針を踏まえ、第Ⅳ章に示した景観施策の展開方針のうち、景観法の効果的な活用に向けた取り組みを具体化するため、全市を対象とした景観法に基づく景観計画に定める以下の事項を示します。

1 景観計画の区域（必須事項）

- ・景観法第8条第2項第1号に基づき景観計画区域を提示

2 景観形成の方針（努力義務）

- ・景観法第8条第3項に基づき本市の景観形成の方針を提示

3 景観形成のための行為の制限に関する事項（必須事項）

- ・景観法第8条第2項第2号に基づき届出対象行為と手続きの考え方、具体的な行為別景観形成基準を提示

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項（必須事項）

- ・景観法第8条第2項第3号に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を提示

5 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（選択事項）

- ・景観法第8条第2項第4号に基づき屋外広告物の表示等の制限に関する考え方等を提示

6 景観重要公共施設の整備等に関する事項（選択事項）

- ・景観法第8条第2項第4号に基づき景観重要公共施設の整備に関する考え方等を提示

※必須事項：景観計画に必ず定めなければならない事項

※選択事項：必要に応じて景観計画に定めることができる事項

※努力義務：景観計画に定めるよう努めるものとする事項

<参考>景観法第8条該当条文の抜粋

第二項 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

第一号 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）－

第二号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第三号 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

第四号 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸保全区域等（海岸法第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

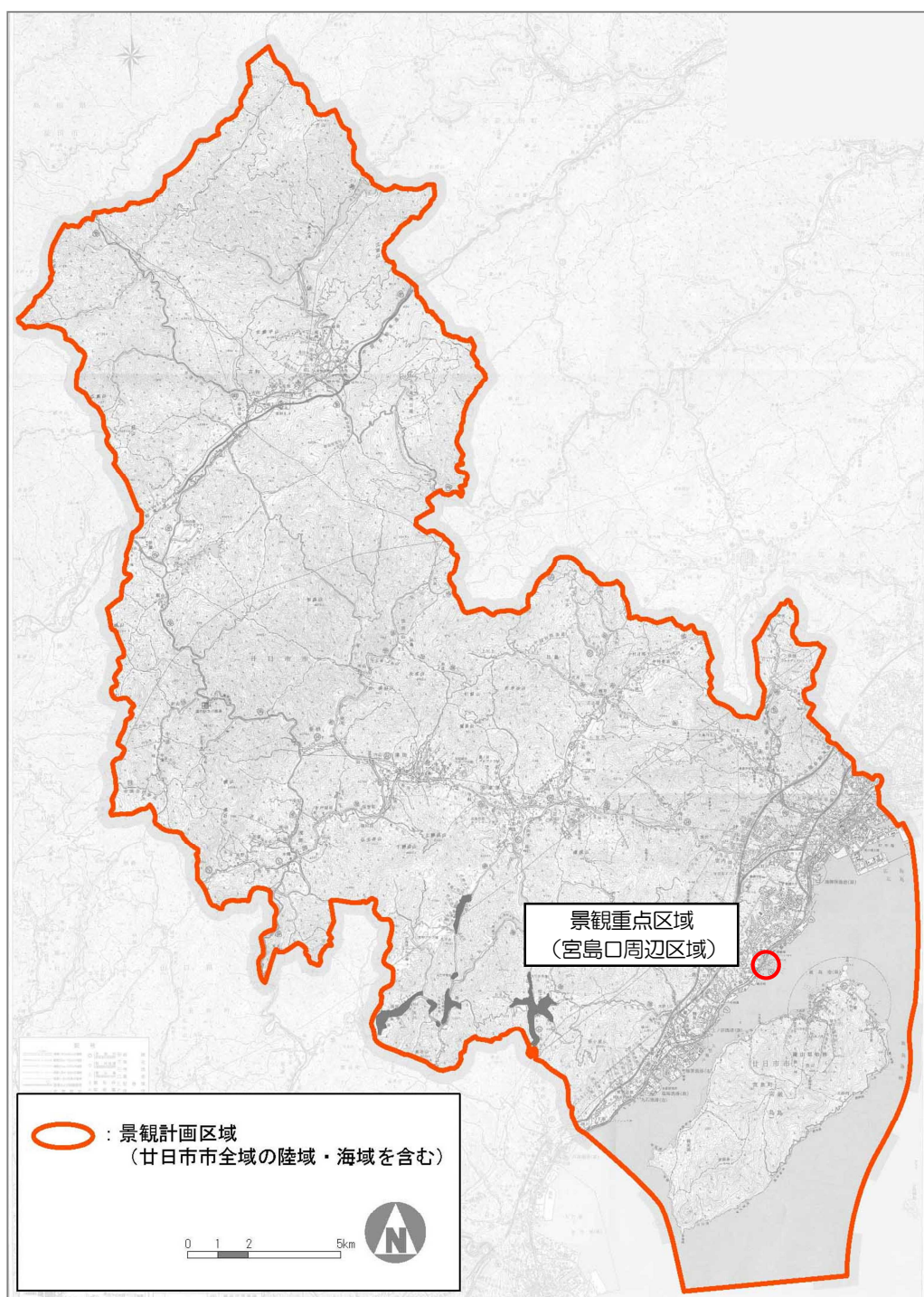
第三項 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

1 景観計画の区域

景観計画区域は、廿日市市全域とします。

市域全域を景観計画区域とすることで、合併に伴い多様化した本市の景観の個性や価値を尊重しつつ、「一つの共同体としての景観に対する共通認識の醸成」を図り、「景観形成に関する共通ルールの設定」をし、個性豊かな景観を中心とした「新たなまちづくり施策の展開」をしていきます。

本市では、景観形成において、より重点的な施策の実施や先導的な役割を果たすことが求められる景観重点区域として、宮島口周辺区域を指定しています。今後、その他の区域についても、段階的に指定していきます。



景観計画の区域

2 景観形成の方針

第Ⅱ章に掲げた地域別の景観形成の方針、および第Ⅲ章に掲げた景観形成の基本理念の基本方針に基づくものとします。

以下に、基本方針の概要を抜粋して掲載します。

(1) 景観形成の基本方針

- 1) 地域個性と廿日市市としての統一感の両立を目指した景観形成
- 2) 国際的な観光地「宮島」を有するまちにふさわしい景観形成
- 3) 豊かな自然の保全と調和のとれた良好な景観の形成
- 4) 歴史的資源を活かした景観形成
- 5) 優れた眺望景観の保全と活用
- 6) 都市計画制度の活用による良好な生活景観の形成
- 7) 屋外広告物の適切な誘導と景観配慮
- 8) 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成

(2) 地域別の景観形成の方針

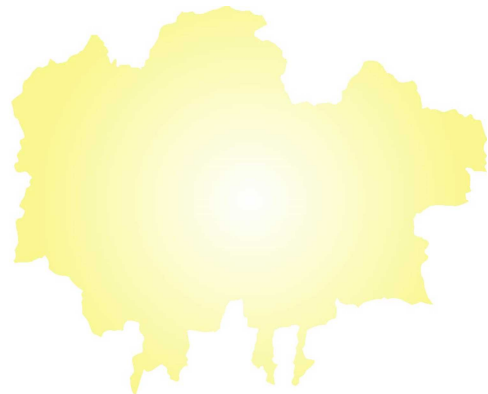
1) 吉和地域

- ① 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成
- ② 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成
- ③ 優れた眺望景観の保全と活用
- ④ 歴史的資源を活かした景観形成



2) 佐伯地域

- ① 水と緑あふれる田園風景の保全
- ② 良好な生活景観の形成
- ③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成
- ④ 歴史的資源を活かした景観形成
- ⑤ 優れた眺望景観の保全と活用
- ⑥ 良好な沿道景観の形成
- ⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成



3) 廿日市地域

- ① 本市の拠点的役割を担う地域にふさわしい景観形成
- ② 良好な生活景観の形成
- ③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成
- ④ 歴史的資源を活かした景観形成
- ⑤ 優れた眺望景観の保全と活用
- ⑥ 良好な沿道景観の形成
- ⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成



4) 大野地域

- ① 眼前に迫る「宮島」を意識した景観形成
- ② 良好な生活景観の形成
- ③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成
- ④ 歴史的資源を活かした景観形成
- ⑤ 優れた眺望景観の保全と活用
- ⑥ 良好な沿道景観の形成
- ⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成



5) 宮島地域

- ① 世界遺産・日本三景にふさわしい景観形成
- ② 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成
- ③ 歴史的資源を活かした景観形成
- ④ 優れた眺望景観の保全と活用
- ⑤ 愛着と誇りがもてる景観形成



3 景観形成のための行為の制限に係る事項

景観形成上特に配慮すべき行為（届出対象行為）を対象とした景観形成基準を以下のとおり定めます。

（１）届出対象行為

景観法第16条第1項の規定に基づき、景観計画区域における届出対象行為は以下のとおりとします。

行 為	事 項	対象となる規模等	
		景観計画区域	景観重点区域
建築物の建築等	新築、増築 改築、移転 撤去	高さ（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築後の高さ）が13m又は建築面積（増築にあっては、増築後の建築面積）が1,000㎡を超えるもの	規模に関わらず全ての建築物
	上記の建築物における外観の変更	変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	規模に関わらず全ての建築物
工作物の建設等	新築、増築 改築、移転 撤去	次表の【工作物の区分】に従い、次のとおりとする。 a：高さ5m及び長さ10mを超えるもの b：高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超えるもの	規模に関わらず全ての工作物
	上記の工作物における外観の変更	変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	規模に関わらず全ての工作物
開発行為 土地の開墾その他土地の 形質変更		当該行為に係る面積が10,000㎡（都市計画区域にあっては、3,000㎡）を超えるもの又は当該行為により生じる法面若しくは擁壁の高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるもの	
土石等の採取 鉱物の掘採		当該行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は当該行為により生じる法面若しくは擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		当該行為に係る高さが5mを超えるもの又は当該行為の用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの	

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

[工作物の区分]

- a・擁壁その他これらに類するもの
- b・電波塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの
 - ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
 - ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの
 - ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類するもの
 - ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
 - ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設
 - ・污水处理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの
- c・彫像、記念碑その他これらに類するもの
 - ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線(これらの支持物を含む。)
 - その他これらに類するもの

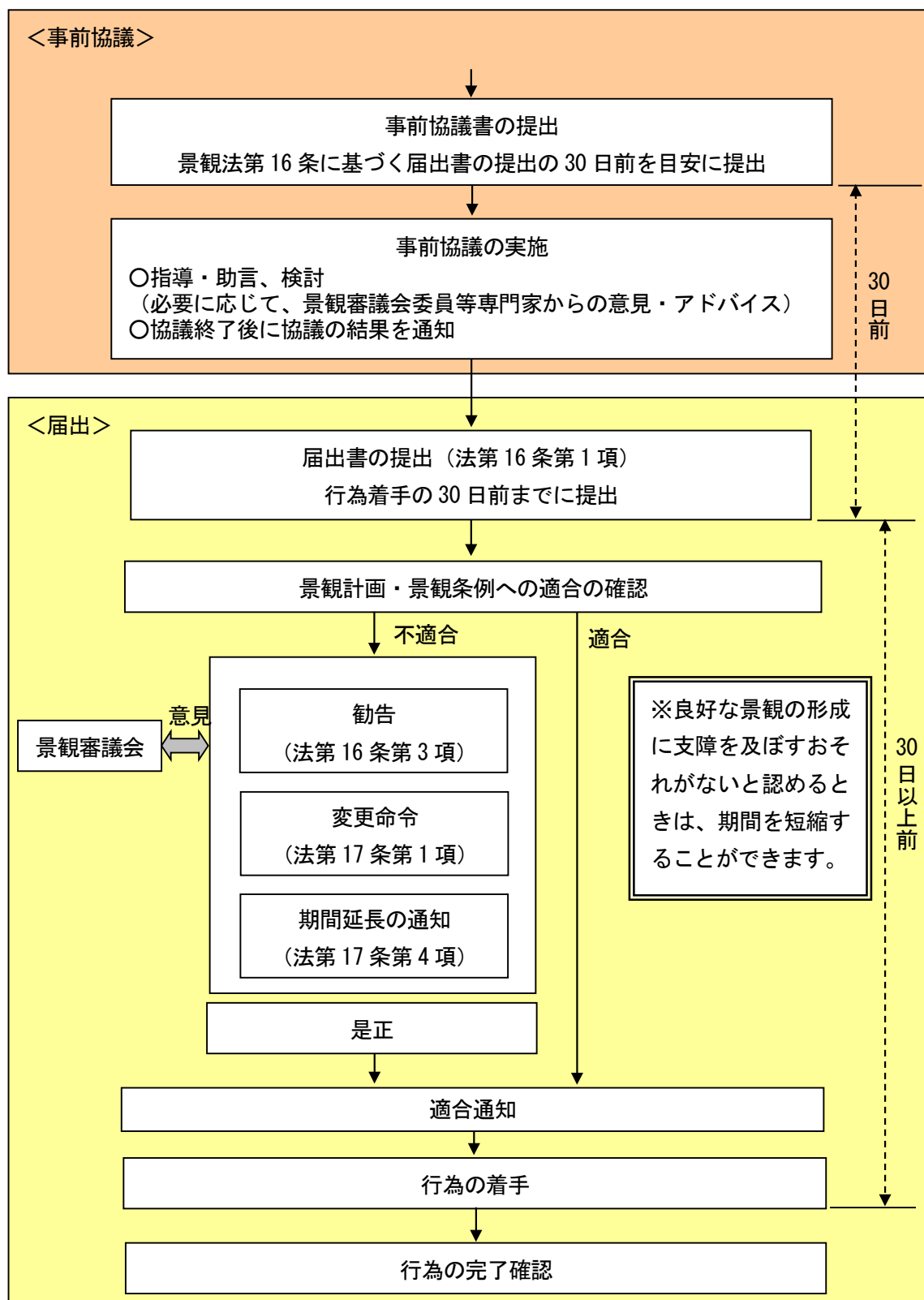
[届け出を必要としない行為]

- 1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - (1) 地下に設ける建築物の建築又は工作物の建設等
 - (2) 仮設の工作物の建設等
 - (3) 景観法施行令第8条第4号に規定される行為
- 2 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 3 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定による行為
 - (1) 景観地区及び準景観地区
(景観重点区域と範囲が重複している場合は、景観重点区域に係る届出が必要)
 - (2) 景観重要建造物
 - (3) 景観重要公共施設
 - (4) 景観農業振興地域整備計画
- 4 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 5 地区計画等の区域内で行う行為(地区計画等に定められた基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る)
- 6 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
 - (1) 景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
 - (2) 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
 - (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
 - (4) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 - (5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則に定めるもの
- 7 国の機関又は地方公共団体が行う行為
※ただし、届出対象行為については、事前に通知・協議が必要
- 8 既着手行為(平成24年5月1日までに「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき着手している行為)

(2) 事前協議

届出対象行為は、本市の景観に及ぼす影響が大きいものを対象としているため、当該行為を実施する場合には、手続を迅速にする観点から、事前協議を行うことができます。その場合、上記届出行為の法令上の手続を行う日の30日前を目安とします。

手続き（事前協議制度等）の流れは以下のとおりです。

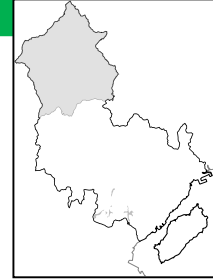


(3) 景観形成基準

景観計画区域における景観形成基準は、原則として全市域共通となっておりますが、事項によっては地域の特性に応じた基準を定めているため、地域ごとに景観形成基準を示します。

1) 吉和地域

吉和地域においては、景観形成の目標である「四季の彩りが感じられる、すぐれた自然景観の保全と活用」の実現に向け、以下のような景観形成基準を定めます。



①届出対象行為の共通事項

事項	景観形成基準
基本的 遵守 事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 2 行為地について、景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定を遵守すること。また、景観協定及びこれらに準ずる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
位 置	1 自然公園法等に基づく指定地域、地域を代表する景勝地及びランドマーク等の周辺地域（以下、これらを総称して「景勝地等」という。）にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望及び、道路等の公共性の高い場所からの主要なランドマーク等への眺望の妨げにならないよう、行為地の選定にあたって、特に配慮すること。 2 行為地が、主要幹線道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）に近接する場合は、できる限り当該主要道路等から後退するなど、圧迫感を与えないように配慮するとともに、壁面の位置の連続性に配慮すること。 3 行為地が、やむを得ない理由により、優れた自然や歴史的建造物等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮したものとすること。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とするよう配慮すること。
敷地の 緑 化	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮すること。なお、敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
そ の 他	1 複数の建築物、工作物及び駐車場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 3 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 4 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。 5 行為終了後は当該施設等の適正な維持管理を行い、四季を通じて良好な景観が維持されるよう努めること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

②建築物の建築等

事項	景観形成基準
高 さ	1 主要な展望地から景勝地等への眺望、又は景勝地等からの眺望を妨げることのない高さを検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。 2 主要道路等や展望地からの眺望において、山の稜線を乱さない高さとするよう配慮すること。
形 態	1 地域の景観に調和する形態とするよう配慮すること。 2 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態を工夫すること。 3 景勝地等からの眺望に圧迫感を与えないよう、建築物の高さ、壁面の面積等を総合的に検討し、周辺景観と調和した形態とするよう配慮すること。 4 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。
意 匠	1 地域の景観に調和する意匠とするよう配慮すること。 2 建築物の壁面設備及び屋上設備等は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するように努めること。
色 彩	1 基調となる色彩は、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、この限りではない。 2 色あせしにくい塗料及び素材を使用し、適切な管理に努めること。 3 主要道路等、山頂、その他主要な展望地からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向からみた場合の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 4 背景または周辺に緑地等がある場合、基調となる色は、周辺に溶け込むよう、ベージュ系の色又は素材色とするとともに、単調な印象及び圧迫感を与えないため、単一の色による塗装は避けること。 5 アクセントとなる色にも、できる限り、彩度の高いものを使用せず、小面積で効果的に使用すること。 6 屋根には、黒、灰若しくは明度の低い有彩色又は石見瓦など地域の特性を特徴付ける素材の色を使用すること。
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとし、適正な維持管理に努めること。
そ の 他	1 敷地内の電線類の地中化にできる限り努めること。また、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。 2 建築物等の外観の変更を行う場合は、素材、色彩等を慎重に検討し、より優れた景観が形成されるよう努めること。

③工作物の建設等

景観形成基準	
1	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。
2	山稜の近傍に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる山の尾根付近には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や山稜の色に溶け込んで目立たないよう、自然素材の色を使用する。自然素材の使用が困難な場合は、できる限り低明度の無彩色とすること。
3	擁壁等の工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。 (2) こう配はできる限り緩やかなものとする。こと。 (3) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (4) 自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

④開発行為 土地の開墾その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
変更後の形状	長大な法面又は擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (1) こう配は、できる限り緩やかなものとする。こと。 (2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (3) 自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努めること。
その他	1 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 2 埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 3 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。 4 調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。 5 別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとする。こと。 (3) 周辺からの眺望を妨げることをないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

⑤土石等の採取、鉱物の掘採

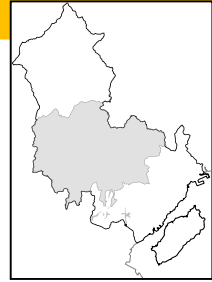
事項	景観形成基準
遮へい	- 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。 - 敷地の周囲は、外側からみたときに違和感が生じないように修景を行い、周辺から中が見えないよう配慮すること。 塀、さく等により遮へいを行う場合は、落ち着いた色のある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。
変更後の形状	- 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 - 前項の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法	- できる限り、主要な展望地、道路等から見えにくい位置とすること。 - 適切かつ整然とした堆積に努めること。
遮へい	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「遮へい」の基準に準ずる。
その他	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「変更後の形状」の基準に準ずる。

2) 佐伯地域

佐伯地域においては、景観形成の目標である「水と緑に抱かれた魅力的な景観の保全と形成」の実現に向け、以下のような景観形成基準を定めます。



①届出対象行為の共通事項

事項	景観形成基準
基本的 遵守 事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 2 行為地について、景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定を遵守すること。また、景観協定及びこれらに準ずる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
位 置	1 自然公園法等に基づく指定地域、地域を代表する景勝地及びランドマーク等の周辺地域（以下、これらを総称して「景勝地等」という。）にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望及び、道路等の公共性の高い場所からの主要なランドマーク等への眺望の妨げにならないよう、行為地の選定にあたって、特に配慮すること。 2 行為地が、主要幹線道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）に近接する場合は、できる限り当該主要道路等から後退するなど、圧迫感を与えないように配慮するとともに、壁面の位置の連続性に配慮すること。 3 行為地が、やむを得ない理由により、優れた自然や歴史的建造物等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮したものとすること。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とするよう配慮すること。
敷地の 緑 化	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮すること。なお、敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
そ の 他	1 複数の建築物、工作物及び駐車場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 3 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 4 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。 5 行為終了後は当該施設等の適正な維持管理を行い、四季を通じて良好な景観が維持されるよう努めること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

②建築物の建築等

事項	景観形成基準
高 さ	1 主要な展望地から景勝地等への眺望、又は景勝地等からの眺望を妨げることのない高さを検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。 2 主要道路等や展望地からの眺望において、山の稜線を乱さない高さとするよう配慮すること。
形 態	1 地域の景観に調和する形態とするよう配慮すること。 2 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態を工夫すること。 3 景勝地等からの眺望に圧迫感を与えないよう、建築物の高さ、壁面の面積等を総合的に検討し、周辺景観と調和した形態とするよう配慮すること。 4 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。
意 匠	1 地域の景観に調和する意匠とするよう配慮すること。 2 建築物の壁面設備及び屋上設備等は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するように努めること。
色 彩	1 基調となる色彩は、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、この限りではない。 2 色あせしにくい塗料及び素材を使用し、適切な管理に努めること。 3 主要道路等、山頂、その他主要な展望地からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向からみた場合の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 4 背景または周辺に緑地等がある場合、基調となる色は、周辺に溶け込むよう、ベージュ系の色又は素材色とするとともに、単調な印象及び圧迫感を与えないため、単一の色による塗装は避けること。 5 アクセントとなる色にも、できる限り、彩度の高いものを使用せず、小面積で効果的に使用すること。 6 屋根には、黒、灰若しくは明度の低い有彩色又は石見瓦など地域の特性を特徴付ける素材の色を使用すること。
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとし、適正な維持管理に努めること。
そ の 他	1 敷地内の電線類の地中化にできる限り努めること。また、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。 2 建築物等の外観の変更を行う場合は、素材、色彩等を慎重に検討し、より優れた景観が形成されるよう努めること。

③工作物の建設等

景観形成基準	
1	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。
2	山稜の近傍に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる山の尾根付近には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や山稜の色に溶け込んで目立たないよう、自然素材の色を使用する。自然素材の使用が困難な場合は、できる限り低明度の無彩色とすること。
3	擁壁等の工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。 (2) こう配はできる限り緩やかなものとする。こと。 (3) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (4) 自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

④開発行為 土地の開墾その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
変更後の形状	長大な法面又は擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (1) こう配は、できる限り緩やかなものとする。こと。 (2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (3) 自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努めること。
その他	1 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 2 埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 3 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。 4 調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。 5 別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとする。こと。 (3) 周辺からの眺望を妨げることをのしないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

⑤土石等の採取、鉱物の掘採

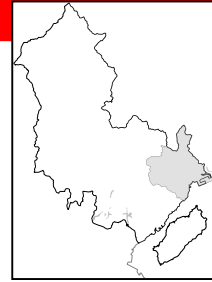
事項	景観形成基準
遮へい	- 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。 - 敷地の周囲は、外側からみたときに違和感が生じないように修景を行い、周辺から中が見えないよう配慮すること。 塀、さく等により遮へいを行う場合は、落ち着いた色のある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。
変更後の形状	- 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 - 前項の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法	- できる限り、主要な展望地、道路等から見えにくい位置とすること。 - 適切かつ整然とした堆積に努めること。
遮へい	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「遮へい」の基準に準ずる。
その他	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「変更後の形状」の基準に準ずる。

3) 廿日市地域

廿日市地域においては、景観形成の目標である「廿日市市の顔として風格のある市街地景観の形成」の実現に向け、以下のような景観形成基準を定めます。



①届出対象行為の共通事項

事項	景観形成基準
基本的 遵守 事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 2 行為地について、景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定を遵守すること。また、景観協定及びこれらに準ずる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
位 置	1 自然公園法等に基づく指定地域、地域を代表する景勝地及びランドマーク等の周辺地域（以下、これらを総称して「景勝地等」という。）にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望及び、道路や鉄道等の公共性の高い場所からの主要なランドマーク等への眺望の妨げにならないよう、行為地の選定にあたって、特に配慮すること。 2 行為地が、主要幹線道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）に近接する場合は、できる限り当該主要道路等から後退するなど、圧迫感を与えないように配慮するとともに、壁面の位置の連続性に配慮すること。 3 行為地が、やむを得ない理由により、優れた自然や歴史的建造物等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮したものとすること。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とするよう配慮すること。
敷地の 緑 化	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮すること。なお、敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
そ の 他	1 複数の建築物、工作物及び駐車場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 3 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 4 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。 5 行為終了後は当該施設等の適正な維持管理を行い、四季を通じて良好な景観が維持されるよう努めること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

②建築物の建築等

事項	景観形成基準
高 さ	1 宮島への眺望、又は宮島からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向から見た場合の高さを総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。 2 宮島からの眺望において、山の稜線を乱さない高さとするよう配慮すること。
形 態	1 地域の景観に調和する形態とするよう配慮すること。 2 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態を工夫すること。 3 景勝地等からの眺望に圧迫感を与えないよう、建築物の高さ、壁面の面積等を総合的に検討し、周辺景観と調和した形態とするよう配慮すること。 4 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。
意 匠	1 地域の景観に調和する意匠とするよう配慮すること。 2 建築物の壁面設備及び屋上設備等は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するように努めること。
色 彩	1 基調となる色彩は、落ち着いた色のある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、この限りではない。 2 色あせしにくい塗料及び素材を使用し、適切な管理に努めること。 3 海側からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向からみた場合の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 4 背景又は周辺に緑地等がある場合、基調となる色は、周辺の緑地に溶け込むよう、ベージュ系の色又は素材色とするとともに、単調な印象及び圧迫感を与えないため、単一の色による塗装は避けること。 5 アクセントとなる色にも、できる限り、彩度の高いものを使用せず、小面積で効果的に使用すること。 6 屋根には、黒、灰又は明度の低い有彩色を使用すること。
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとし、適正な維持管理に努めること。
そ の 他	1 敷地内の電線類の地中化にできる限り努めること。また、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。 2 建築物等の外観の変更を行う場合は、素材、色彩等を慎重に検討し、より優れた景観が形成されるよう努めること。

③工作物の建設等

景観形成基準	
1	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。
2	海域に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる海域には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や海面の色に溶け込んで目立たないように、無彩色又は自然素材の色を使用すること。
3	山稜の近傍に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる山の尾根付近には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や山稜の色に溶け込んで目立たないように、自然素材の色を使用する。自然素材の使用が困難な場合は、できる限り低明度の無彩色とすること。
4	擁壁等の工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。 (2) こう配はできる限り緩やかなものとする。こと。 (3) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (4) 自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

④開発行為 土地の開墾その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
変 更 後 の 形 状	長大な法面又は擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (1) こう配は、できる限り緩やかなものとする。こと。 (2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (3) 自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努めること。
そ の 他	1 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 2 埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 3 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。 4 調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。 5 別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとする。こと。 (3) 周辺からの眺望を妨げることをないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

⑤土石等の採取、鉱物の掘採

事項	景観形成基準
遮へい	- 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。 - 敷地の周囲は、外側からみたときに違和感が生じないように修景を行い、周辺から中が見えないよう配慮すること。 塀、さく等により遮へいを行う場合は、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。
変更後の形状	- 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 - 前項の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。

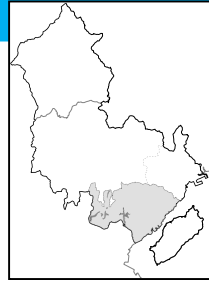
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法	- できる限り、主要な展望地、道路及び航路等から見えにくい位置とすること。 - 適切かつ整然とした堆積に努めること。
遮へい	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「遮へい」の基準に準ずる。
その他	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「変更後の形状」の基準に準ずる。

4) 大野地域

大野地域においては、景観形成の目標である「豊かな緑と青い海に包まれた潤いのある市街地景観の形成」の実現に向け、以下のような景観形成基準を定めます。

また、景観重点区域（宮島口周辺区域）においては、以下の景観形成基準を踏まえつつ、より具体的な景観形成基準を定めています。詳細については、別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。



①届出対象行為の共通事項

事項	景観形成基準（注1）
基本的 遵守 事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 2 行為地について、景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定を遵守すること。また、景観協定及びこれらに準ずる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
位 置	1 自然公園法等に基づく指定地域、地域を代表する景勝地及びランドマーク等の周辺地域（以下、これらを総称して「景勝地等」という。）にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望及び、道路や鉄道等の公共性の高い場所からの主要なランドマーク等への眺望の妨げにならないよう、行為地の選定にあたって、特に配慮すること。 2 行為地が、主要幹線道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）に近接する場合は、できる限り当該主要道路等から後退するなど、圧迫感を与えないように配慮するとともに、壁面の位置の連続性に配慮すること。 3 行為地が、やむを得ない理由により、優れた自然や歴史的建造物等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮したものとすること。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とするよう配慮すること。
敷地の 緑 化	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮すること。なお、敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
そ の 他	1 複数の建築物、工作物及び駐車場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 3 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 4 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。 5 行為終了後は当該施設等の適正な維持管理を行い、四季を通じて良好な景観が維持されるよう努めること。

（注1）景観重点区域（宮島口周辺区域）においては、上表のほか別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

②建築物の建築等

事項	景観形成基準（注1）
高 さ	1 宮島への眺望、又は宮島からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向から見た場合の高さを総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。 2 宮島からの眺望において、山の稜線を乱さない高さとするよう配慮すること。
形 態	1 地域の景観に調和する形態とするよう配慮すること。 2 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態を工夫すること。 3 景勝地等からの眺望に圧迫感を与えないよう、建築物の高さ、壁面の面積等を総合的に検討し、周辺景観と調和した形態とするよう配慮すること。 4 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。
意 匠	1 地域の景観に調和する意匠とするよう配慮すること。 2 建築物の壁面設備及び屋上設備等は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するように努めること。
色 彩	1 基調となる色彩は、落ち着いた色のある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、この限りではない。 2 色あせしにくい塗料及び素材を使用し、適切な管理に努めること。 3 海側からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向からみた場合の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 4 背景又は周辺に緑地等がある場合、基調となる色は、周辺の緑地に溶け込むよう、ベージュ系の色又は素材色とするとともに、単調な印象及び圧迫感を与えないため、単一の色による塗装は避けること。 5 アクセントとなる色にも、できる限り、彩度の高いものを使用せず、小面積で効果的に使用すること。 6 屋根には、黒、灰又は明度の低い有彩色を使用すること。
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとし、適正な維持管理に努めること。
そ の 他	1 敷地内の電線類の地中化にできる限り努めること。また、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。 2 建築物等の外観の変更を行う場合は、素材、色彩等を慎重に検討し、より優れた景観が形成されるよう努めること。

（注1）景観重点区域（宮島口周辺区域）においては、上表のほか別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。

③工作物の建設等

景観形成基準（注１）	
1	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。
2	海域に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる海域には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や海面の色に溶け込んで目立たないように、無彩色又は自然素材の色を使用すること。
3	山稜の近傍に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる山の尾根付近には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や山稜の色に溶け込んで目立たないように、自然素材の色を使用する。自然素材の使用が困難な場合は、できる限り低明度の無彩色とすること。
4	擁壁等の工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。 (2) こう配はできる限り緩やかなものとする。こと。 (3) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (4) 自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

（注１）景観重点区域（宮島口周辺区域）においては、上表のほか別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。

④開発行為 土地の開墾その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
変更後の形状	長大な法面又は擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (1) こう配は、できる限り緩やかなものとする。こと。 (2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (3) 自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努めること。
その他	1 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 2 埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 3 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。 4 調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。 5 別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとする。こと。 (3) 周辺からの眺望を妨げることをないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

⑤土石等の採取、鉱物の掘採

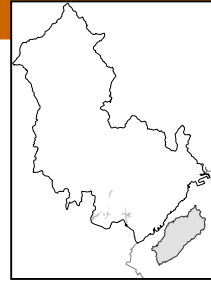
事項	景観形成基準
遮へい	- 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。 - 敷地の周囲は、外側からみたときに違和感が生じないように修景を行い、周辺から中が見えないよう配慮すること。 塀、さく等により遮へいを行う場合は、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。
変更後の形状	- 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 - 前項の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法	- できる限り、主要な展望地、道路及び航路等から見えにくい位置とすること。 - 適切かつ整然とした堆積に努めること。
遮へい	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「遮へい」の基準に準ずる。
その他	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「変更後の形状」の基準に準ずる。

5) 宮島地域

宮島地域においては、景観形成の目標である「悠久の歴史と自然が織りなす宮島の世界に誇る景観の保全」の実現に向け、以下のような景観形成基準を定めます。



①届出対象行為の共通事項

事項	景観形成基準
基本的 遵守 事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 2 行為地について、景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定を遵守すること。また、景観協定及びこれらに準ずる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
位 置	1 自然公園法等に基づく指定地域、地域を代表する景勝地及びランドマーク等の周辺地域（以下、これらを総称して「景勝地等」という。）にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望及び、道路等の公共性の高い場所からの主要なランドマーク等への眺望の妨げにならないよう、行為地の選定にあたって、特に配慮すること。 2 行為地が、主要幹線道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）に近接する場合は、できる限り当該主要道路等から後退するなど、圧迫感を与えないように配慮するとともに、壁面の位置の連続性に配慮すること。 3 行為地が、やむを得ない理由により、優れた自然や歴史的建造物等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮したものとすること。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とするよう配慮すること。
敷地の 緑 化	1 緑化にあたっては、原則として宮島地域の在来種を使用すること。 2 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮し、できる限り木竹の伐採は行わないこと。 3 大規模な現状変更を行う場合は、植栽による修景を行うこと。
そ の 他	1 複数の建築物、工作物及び駐車場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 3 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 4 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。 5 行為終了後は当該施設等の適正な維持管理を行い、四季を通じて良好な景観が維持されるよう努めること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

②建築物の建築等

事項	景観形成基準
高 さ	航路や主要な展望地から景勝地等への眺望を妨げることのない高さを検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。
形 態	1 地域の景観に調和する形態とするよう配慮すること。 2 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態を工夫すること。 3 景勝地等からの眺望に圧迫感を与えないよう、建築物の高さ、壁面の面積等を総合的に検討し、周辺景観と調和した形態とするよう配慮すること。 4 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。
意 匠	1 宮島地域の自然、歴史的景観に調和するよう、日本建築または和風的外観・意匠とし、周辺との違和感が生じないように配慮すること。 2 建築物の壁面設備及び屋上設備等は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するように努めること。
色 彩	1 基調となる色彩は、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。 2 色あせしにくい塗料及び素材を使用し、適切な管理に努めること。 3 海側からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向からみた場合の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 4 背景又は周辺に緑地等がある場合、基調となる色は、周辺の緑地に溶け込むよう、ベージュ系の色又は素材色とするとともに、単調な印象及び圧迫感を与えないため、単一の色による塗装は避けること。 5 アクセントとなる色にも、できる限り、彩度の高いものを使用せず、小面積で効果的に使用すること。
素 材	優れた歴史的景観を特徴づけている和風建築様式の、黒色又は灰色系の日本瓦や木材などの素材の活用ができる限り努めること。
そ の 他	1 敷地内の電線類の地中化にできる限り努めること。また、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。 2 建築物等の外観の変更を行う場合は、素材、色彩等を慎重に検討し、より優れた景観が形成されるよう努めること。

③工作物の建設等

景観形成基準	
1	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。
2	海域に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる海域には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や海面の色に溶け込んで目立たないように、無彩色又は自然素材の色を使用すること。
3	山稜の近傍に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる山の尾根付近には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や山稜の色に溶け込んで目立たないように、自然素材の色を使用する。自然素材の使用が困難な場合は、できる限り低明度の無彩色とすること。
4	擁壁等の工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。 (2) こう配はできる限り緩やかなものとする。こと。 (3) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (4) 自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

④開発行為 土地の開墾その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
変更後の形状	法面又は擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (1) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (2) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景すること。
その他	1 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 2 埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 3 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。 4 調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。 5 別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとする。こと。 (3) 周辺からの眺望を妨げることをないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

⑤土石等の採取、鉱物の掘採

事項	景観形成基準
遮へい	- 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。 - 敷地の周囲は、外側からみたときに違和感が生じないように修景を行い、周辺から中が見えないよう配慮すること。 塀、さく等により遮へいを行う場合は、落ち着いた色のある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。
変更後の形状	- 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 - 前項の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法	- できる限り、主要な展望地、道路及び航路等から見えにくい位置とすること。 - 適切かつ整然とした堆積に努めること。
遮へい	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「遮へい」の基準に準ずる。
その他	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「変更後の形状」の基準に準ずる。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に係る事項

(1) 景観重要建造物

1) 基本的な考え方

景観重要建造物は、景観計画区域内にある建造物で、地域の自然、歴史、文化等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、景観形成に重要なものであるとともに、道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見できることが指定基準（国土交通省令第6条）となっています。

上記の基準を満たし、本市の景観を特徴づける建造物について「景観重要建造物」としての指定を検討します。なお、指定にあたっては、所有者および管理者との協議の上、指定することとします。



景観重要建造物の指定事例
(景観法アドバイザーブック（国土交通省）より)

2) 指定の方針

「景観重要建造物」の指定は次の方針に基づいて指定を行います。

- ① 廿日市市の歴史・文化を現在に伝える建造物
- ② ランドマーク性やシンボル性があり、廿日市市の良好な景観形成に寄与する建造物
- ③ 市民に親しまれている建造物
- ④ はつかいち景観づくり大賞を受賞するなど、景観形成に対する取り組みが既に行われている建造物
- ⑤ 文化財保護法に基づく、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定（仮指定を含む）された建造物は除く

(2) 景観重要樹木

1) 基本的な考え方

景観重要樹木は、景観計画区域内にある樹木で、地域の自然、歴史、文化等からみて、その樹容が景観上の特徴を有し、景観形成に重要なものであるとともに、道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見できることが指定の基準（国土交通省令第11条または国土交通省令・農林水産省令第1条）となっています。

上記の基準を満たし、本市の景観を特徴づける樹木について「景観重要樹木」としての指定を検討します。なお、指定にあたっては、所有者および管理者との協議の上指定することとします。



景観重要樹木の指定事例
(景観法アドバイザーブック（国土交通省）より)

2) 指定の方針

「景観重要樹木」の指定は次の方針に基づいて指定を行います。

- ① 樹形や樹高に優れランドマーク性やシンボル性があり、廿日市市の良い景観形成に寄与する樹木
- ② 市民に親しまれている樹木
- ③ ランドマーク性やシンボル性には乏しいが、地域の景観を特徴づける樹木
- ④ 文化財保護法に基づく、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定（仮指定を含む）された樹木は除く

5 屋外広告物の表示等の制限に係る事項

（１）基本的な考え方

屋外広告物は、商業系市街地等においては、まちの賑わいや店舗の雰囲気高める重要な景観構成要素ですが、過度の設置や規模・形状・色彩等によっては、景観を損なう要因になることもあります。

廿日市市景観計画における屋外広告物に関する取り組みの方針は、以下のとおりとします。

- ①「廿日市市屋外広告物等に関する条例」（以下「屋外広告物条例」という）を定め、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件（以下、「広告物等」という）の設置に関する行為の制限を定めます。
- ②景観重点区域内においては、建築物等の制限とあわせ、屋外広告物についてもより細やかな制限を検討していきます。

（２）行為の制限に関する考え方

1) 屋外広告物条例による制限の方針

廿日市市全域を広告物等の設置に関する行為の許可地域又は禁止地域とします。

また、地域区分や許可の基準については、土地利用の状況や地域別の景観形成の方針等を踏まえて個別に検討を行っていきます。

2) 許可地域における制限の方針

許可地域については、屋外広告物条例により、許可申請の対象規模要件や、適用除外となる広告物等の規模要件等を定めていきます。

また、許可申請の対象にならない規模要件の広告物等についても、基準に基づいて指導を行う届出の対象とし、その規模要件を定めていきます。

3) 屋外広告物に関する制限内容について

広告物等の許可の基準及び届出に対する指導基準については、地域の実情に応じて、以下のような方針で検討を進めていきます。

- ① 許可の基準については、県屋外広告物条例の基準を基本にして検討を行っていきます。
- ② 以下の内容については、届出に対する指導基準として、また許可の際に付する条件として検討していきます。

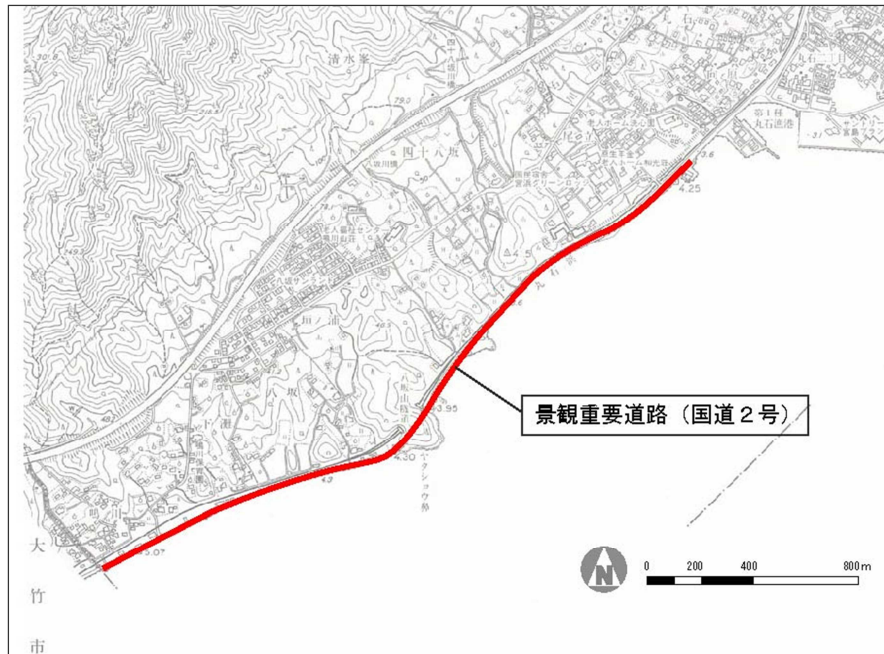
基準（案）
【吉和地域】【佐伯地域】【廿日市地域】【大野地域（宮島口周辺区域を除く）】 主要道路等、山頂その他主要な展望地から見た場合の過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感が生じないように配慮するとともに、次のことを工夫すること。 1 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 広告塔や野立看板等は、広告物を表示する面以外の部分や支柱部分等の形態にも配慮すること。 3 垂れ幕等の一時的な広告及びサインはできる限り行わないこと。やむを得ず表示する場合は、垂れ幕等の下地となる色は、できる限り広告物を表示する建築物等と同等又は類似の色とすること。 4 基調となる色彩は、落ち着いた色調を用いるよう努め、原則として彩度の高い色の使用は避けること。また、蛍光色の使用はできる限り避けること。 5 野立看板等の広告物を掲出する物件を、地面に接して設置する場合は、その足回りに花壇を設置するなどして修景や緑化に努めること。 6 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しないこと。 7 窓等の開口部内側から広告看板類を掲出しないこと。 8 ネオンサインを設置する場合は、昼間の景観にも配慮した形態等とすること。 9 宮島からの眺望に対して広告面が見えないよう、設置位置や規模に配慮すること。
【大野地域（宮島口周辺区域）】 景観重点区域（宮島口周辺区域）の制限内容については、別に定める宮島口地区景観ガイドラインを参照してください。
【宮島地域】 主要道路等、山頂その他主要な展望地から見た場合の過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感が生じないように配慮するとともに、次のことを工夫すること。 1 商店の軒下等に掲示する自己看板は、相互の統一感が保たれるよう形態、意匠等に配慮すること。 2 単独の広告塔や野立看板等は、原則として設置しないこと。 3 垂れ幕等の一時的な広告及びサインはできる限り行わないこと。やむを得ず表示する場合は、垂れ幕等の下地となる色は、できる限り広告物を表示する建築物等と同等又は類似の色とすること。 4 基調となる色彩は、落ち着いた色調を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。また蛍光色は使わないこと。 5 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。 6 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しないこと。 7 窓等の開口部内側から広告看板類を掲出しないこと。 8 ネオンサインは設置しないこと。

6 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観計画区域内において、貴重な自然海岸が残るとともに、海岸沿いからの宮島への眺望が美しく、本市の景観上重要な役割を担っている鳴川海岸沿岸の国道2号を景観重要公共施設（景観重要道路）に位置づけ、整備に関する方針を定めます。

（１）景観重要道路

○国道2号（廿日市市丸石～鳴川）



景観重要道路の位置図

（２）景観重要道路の整備に関する方針

1) 護岸などの付帯施設整備

- 自然海岸との調和や宮島への眺望に配慮した構造とする。
- 宮島周辺の航路等からの眺望に配慮し、護岸の色彩は落ち着いたものとする。

2) 防護柵などの工作物の設置

- 自然海岸の沿道景観に配慮し、透過性が高い意匠・形態とする。
- 宮島への眺望景観に配慮し、ダークブラウンを基調とした落ち着いた色彩とする。

参考資料 1 : 廿日市市景観計画の策定経緯

廿日市市景観計画の策定経緯

(1) 策定（平成 24 年 2 月）

本市では、廿日市市景観計画の策定にあたり、平成 19 年度より検討を行ってきました。策定経緯および、手法等については以下のとおりです。

【景観行政団体への移行】

廿日市市は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観行政団体となるため平成 21 年度当初より広島県と協議を進め、平成 21 年 6 月 5 日に広島県知事の同意を得て、景観法第 7 条第 7 項の規定に基づく公示を行い、平成 21 年 7 月 15 日から景観行政団体となりました。これにより、景観法に規定する「景観計画」を定めることができるようになりました。

【景観計画策定委員会】

景観計画の策定に当たり、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資する景観計画を策定するため、廿日市市景観計画策定委員会を平成 20 年 12 月に設置しました。

学識経験者 3 名、関係団体 4 名、市民代表 5 名、関係行政機関 2 名の計 14 名で組織し、策定までの間、委員会を 4 回開催し検討を行いました。

【景観計画検討部会】

策定委員会から意見等を頂きながら計画をまとめるにあたり、内部での意見、検討等を深めるため、市関係各課による検討部会を設置し、検討を行いました。

【景観に関する市民アンケート】

平成 20 年 1 月 7 日から 18 日の期間で、景観対しての関心や景観資源、景観阻害要因等の抽出、今後の景観形成への期待等を探るために、景観に関する市民アンケートを実施しました。1,000 人の市民の方に配布して、322 人の方から回答をいただきました。

【景観ワークショップ（その 1）】

吉和地域、佐伯地域、廿日市地域、大野地域、宮島地域の在住者をメンバーとして、それぞれの地域の「景観紹介マップ」を作成することを目的として、平成 21 年 2 月から 3 月の間で、計 3 回のワークショップを開催しました。それぞれの地域において、景観について話しあったり、写真を撮ったり、マップをつくったりしながら、景観資源や特性、課題を抽出していただき、景観計画にもその結果を反映させていただきました。

【景観ワークショップ（その２）】

景観ワークショップ（その１）の発展として、今後、検討予定としている「（仮称）はつかいち景観 100 選」の対象となるような景観資源の抽出を行うワークショップを、平成 23 年 2 月から 3 月の間で計 3 回行いました。各グループで推薦しようとする景観資源を現地で確認したり、推薦書（案）作成の模擬体験を行ったりしながら、「景観資源（視対象）」と、その資源を最も良好に観ることができる場所（視点場）」の関係や選び方などについても参加者の方々皆で一緒になって考えました。

【景観計画（素案）に関する説明会の実施】

平成 22 年度末に、総合的な景観行政への取り組みに向けた理念や方針、景観法に基づく事項等を示した「廿日市市景観計画（素案）」をとりまとめたことから、以下のとおり説明会を開催しました。

＜吉和会場＞

日時 平成 23 年 4 月 26 日（火曜日） 19 時から

場所 吉和福祉センター 地域交流スペース

＜佐伯会場＞

日時 平成 23 年 4 月 28 日（木曜日）19 時から

場所 さいき活動センター 大会議室（佐伯支所 3 階）

＜廿日市市会場＞

日時 平成 23 年 5 月 11 日（水曜日） 19 時から

場所 廿日市市役所 7 階会議室

＜大野会場＞

日時 平成 23 年 5 月 13 日（金曜日）19 時から

場所 はつかいち市民大野図書館 研修室

＜宮島会場＞

日時 平成 23 年 5 月 17 日（火曜日） 19 時から

場所 宮島市民センター 研修室

【パブリックコメントの実施】

平成 23 年 5 月 17 日（水曜日）から平成 23 年 7 月 8 日（金曜日）まで実施しました。

【都市計画審議会の開催】

平成 23 年 8 月 12 日に都市計画審議会を開催し、景観計画について意見照会を行った結果、同日付で計画の内容については異存ない旨の答申をいただきました。

【景観審議会の開催】

平成 24 年 1 月 25 日に廿日市市景観審議会を開催し、景観計画について意見照会を行った結果、同日付で計画の内容については異存ない旨の回答をいただきました。

廿日市市景観計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	役 職 等	氏 名	備 考
学識	県立広島大学 人間文化学部 国際文化学科 教授	秋山 伸隆	
学識	花輪環境デザイン株式会社 代表取締役	花輪 恒	
学識	広島工業大学 工学部 都市デザイン工学科 教授	樋口 忠彦	委員長
団体	廿日市市観光協会 会長	塩田 ひとし	
団体	都市計画審議会 会長	中山 隆弘	
団体	社団法人 広島県建築士会 まちづくり委員会 委員	細見 恵	
団体	社団法人 宮島観光協会 副会長	吉田 正裕	
市民	廿日市地域	稲田 恵子	
市民	宮島地域	井上 軍	
市民	大野地域	岡本 礼子	
市民	吉和地域	梶本 歌子	
市民	佐伯地域	佐藤 洋	
行政	広島県環境県民局 環境保全課	長谷 茂夫	平成20年度、平成21年度
		佐伯 佳彦	平成22年度
		日原 康生	平成23年度
行政	広島県都市局 都市政策課	小田 政之	平成20年度
		福原 真爾	平成21年度、平成22年度
		松永 悟	平成23年度

(2) 改訂（令和 2 年 4 月）

本市では、宮島口周辺区域を令和 2 年 4 月に景観重点区域に指定し、それに伴い廿日市市景観計画を改定しました。改定経緯および、手法等については以下のとおりです。

【宮島口地区まちづくりグランドデザインの策定】

平成 28 年 3 月に宮島口地区まちづくりグランドデザインを策定し、①交通円滑化、②生活環境向上、③良好な景観形成、④賑わい創出の 4 つの施策の柱を設定しました。

～ 良 好 な 景 観 形 成 へ の 取 り 組 み ～

【景観ワークショップ】

平成 29 年 12 月から平成 30 年 9 月までに対象地区の住民や事業者等が参加した景観ワークショップを計 6 回行い、宮島口地区の景観形成基準を定めた宮島口地区景観ガイドライン（案）を取りまとめました。

【廿日市市景観審議会の開催】

平成 31 年 3 月 1 日に景観審議会を開催し、宮島口地区景観ガイドライン（案）について意見照会を行った結果、同日付でその内容については異存ない旨の回答をいただきました。

【廿日市市都市計画審議会への報告】

平成 31 年 3 月 25 日に都市計画審議会を開催し、宮島口地区景観ガイドライン（案）の内容を報告しました。

【宮島口地区景観ガイドラインの施行】

平成 31 年 4 月 1 日に宮島口地区景観ガイドラインを施行しました。

【景観重点区域（宮島口周辺区域）に関する説明会の実施】

令和元年 7 月 19 日に地元説明会を開催し、廿日市市景観計画における景観重点区域（宮島口周辺区域）の指定について説明しました。

（宮島口景観地区の都市計画決定についても併せて説明しました。）

【廿日市市景観審議会の開催】

令和元年 10 月 1 日に景観審議会を開催し、景観重点区域（宮島口周辺区域）の指定について意見照会を行った結果、同日付でその内容については異存ない旨の回答をいただきました。

（宮島口景観地区の都市計画決定についても併せて意見照会し、異存ない旨の回答をいただきました。）

【廿日市市都市計画審議会の開催】

令和元年 11 月 21 日に都市計画審議会を開催し、景観重点区域（宮島口周辺区域）の指定について意見照会を行った結果、同日付でその内容については異存ない旨の回答をいただきました。

（宮島口景観地区の都市計画決定についても併せて諮問し、異存ない旨の答申をいただきました。）

廿日市市景観審議会 委員名簿

《任期》 平成 30 年 1 月 25 日から
令和 2 年 1 月 24 日まで

(敬称略)

区分	役 職 等	氏 名	備 考
市民	廿日市地域	稲田 恵子	
市民	大野地域	岡本 礼子	
市民	吉和地域	梶本 歌子	
市民	佐伯地域	鳥平 二郎	
市民	宮島地域	正木 文雄	
学識	広島修道大学 国際コミュニティ学部 地域行政学科 教授	三浦 浩之	
学識	広島工業大学 名誉教授	森保 洋之	会長
団体	社団法人 はつかいち観光協会 会長	塩田 ひとし	
団体	廿日市市都市計画審議会 会長	中山 隆弘	
団体	社団法人 広島県建築士会 常務理事	細見 恵	
団体	広島耐震診断設計協同組合 管理建築士	山田 延弘	
団体	社団法人 宮島観光協会 理事	蒲田 智美	

参考資料 2 : 廿日市市景観計画市民アンケートの結果

市民アンケートの概要

景観に対しての関心や市民の方々が認識している景観資源、景観阻害要因等の抽出、今後の景観形成への期待等を探るために、景観に関する市民アンケートを実施しました。

(1) 実施概要

①被験者の抽出方法

- ・5 地区（廿日市、大野、佐伯、宮島、吉和）の人口から按分し住民基本台帳等を用いて抽出
- ・被験者数：1,000 人（廿日市（400）、大野（300）、佐伯（150）、宮島（100）、吉和（50））

②配布・回収方法

- ・郵送

③実施期間

- ・平成 20 年 1 月 7 日～18 日

④回収率

- ・32.2%

(2) 調査項目

主要な調査項目は下記のとおりです。

①被験者の属性

- ・性別、年齢、居住地域、居住年数、職業

②景観への関心、大切な景観など

- ・日常における景観への関心
- ・廿日市市の景観の印象
- ・市内全域で大切にしたい、残したい景観
- ・居住地域において大切にしたい、残したい景観
- ・市内全域で問題のある景観
- ・居住地域において問題のある景観

③屋外広告物について

④景観上シンボルとなる建造物・樹木

⑤より良い景観づくりについて

- ・より良い景観づくりを進めるために必要なこと
- ・具体的なルールづくり
- ・ルールの罰則規定の有無

⑥より良い景観づくりへの参加について

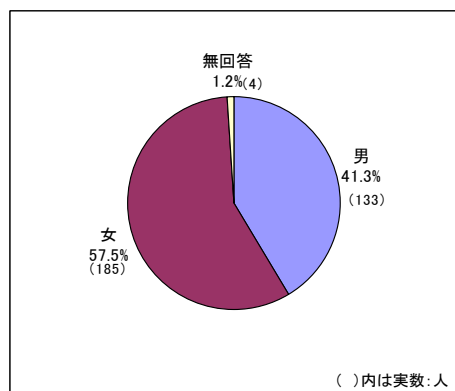
- ・参加意欲
- ・参加できる取り組み
- ・市に期待すること

アンケート結果（概要）

I 回答者の属性

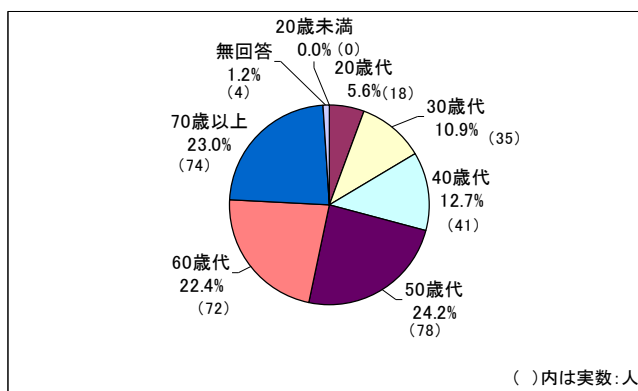
1 性別

回答者の性別は、男 133 人（41.3%）、女 185 人（57.5%）であった。



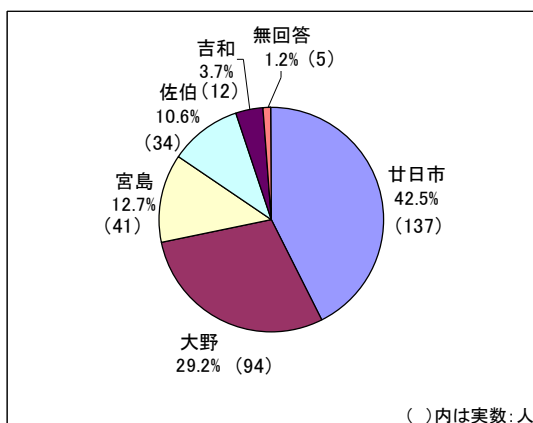
2 年齢

回答者の年齢構成は、50 歳代以上の占める割合が高く、70%を占めていた。



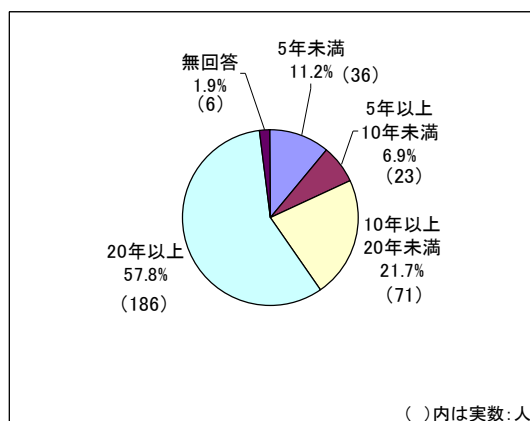
3 居住地

回答者の現在の居住地は、現在の地域別人口と同様となった。



4 居住年数

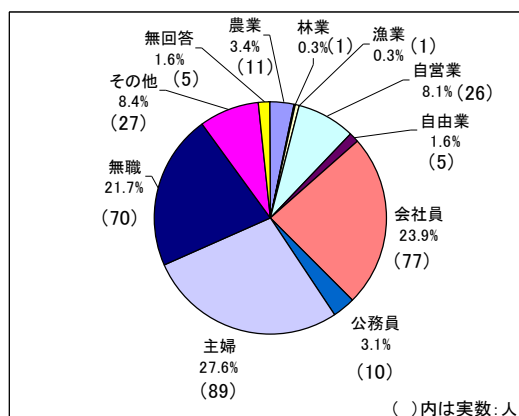
回答者の現在の居住地における居住年数は、20 年以上が 57.8%で最も多く、10 年以上の回答者と合わせると全体の 8 割近くが現在の地域に居住しており、合併前からの居住者が多いことがわかる。



5 職業

回答者の職業は、主婦（27.6%）が最も多く、次いで会社員（23.9%）、無職（21.7%）が多くなっている。これは、性別や年齢構成をよく反映した結果となっている。

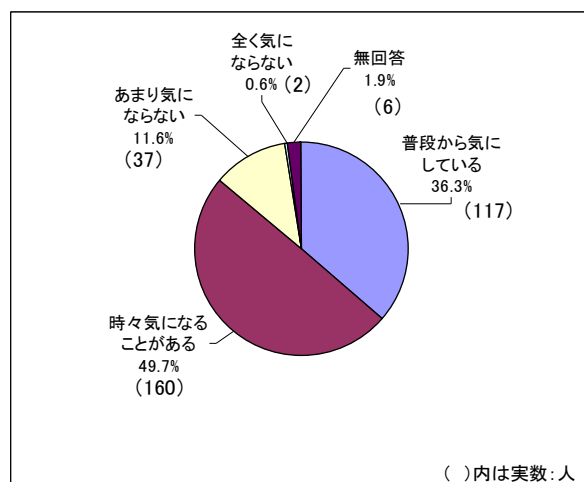
その他の内訳はパート（10 人）が最も多く、団体職員（3 人）、会社役員（2 人）などが多かった。



Ⅱ 各設問への回答

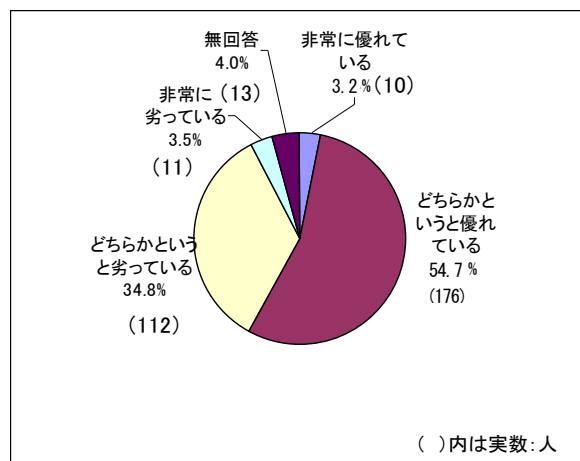
Q 1 景観への関心

「景観への関心」については、「普段から気にしている」(36.3%)、「時々気になることがある」(49.7%)を合わせると全体の約86%の人が景観に関心をもっている。



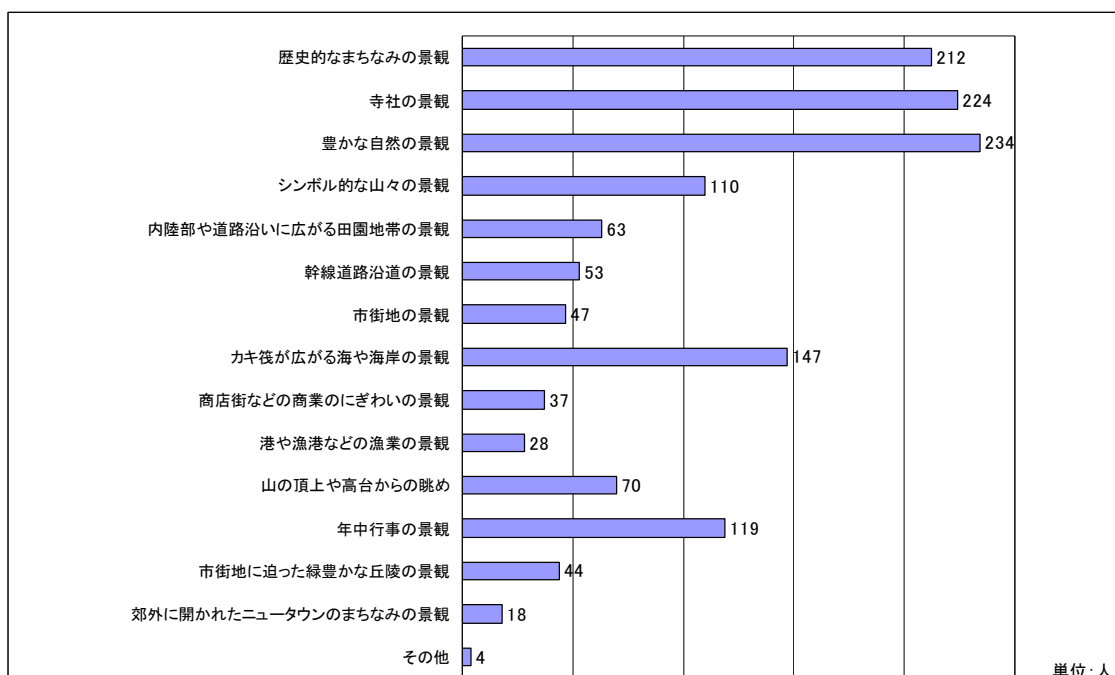
Q 2 廿日市市の景観の状況について

「廿日市市の景観の状況」については、「どちらかというと優れている」(54.7%)が最も多く、「非常に優れている」(3.2%)と合わせると全体の6割近くの人が廿日市市の景観に良好な印象をもっている。



Q 3 大切にしたい景観について

大切にしたい景観については、「豊かな自然の景観」(234人)、「社寺の景観」(224人)、「歴史的まちなみの景観」(212人)などが多く、多様な自然環境や宮島などの優れた人文環境を有する廿日市市の状況を反映している。



Q4 地域別の大切にしたい景観について

<廿日市地域>

廿日市地域の居住者が大切にしたい景観とその理由の主なものは、次表のとおりであった。極楽寺や地御前神社などの歴史的な景観をあげる意見が多い。

(主な回答)

大切にしたい景観	理由
極楽寺、極楽寺周辺	心安らかくなる
地御前神社、神社周辺	厳島神社との関係から。歴史的な町並み。
速谷神社の境内	歴史的な建物等の存続。地域のシンボルの建造物。風情がある。
御手洗川	渡り鳥が来ている。蛍の飛ぶ河川。散歩コース。
桂公園及びその周辺	桜が綺麗。歴史的な場、市民の憩いの場。緑を大切にしたい。

<大野地域>

大野地域の居住者が大切にしたい景観とその理由の主なものは、次表のとおりであった。経小屋山や妹背の滝、海岸などの景観をあげる意見が多い。

(主な回答)

大切にしたい景観	理由
経小屋山	歴史的な場所であつ景色もよい。昔狼煙を上げた山。自然豊かである。頂上から対岸の宮島、瀬戸内海の眺め。
妹背の滝	風情がある。自然を残したい。四季を通してすばらしい。
八坂、宮浜、鳴川の海岸	海岸線が広がっている。四国方面を望む。砂浜が残っている。
大頭神社	滝、神社の風情。歴史的。
宮島口付近。宮島口から見る宮島の風情。	綺麗に整備されている。厳島への玄関。綺麗に厳島神社が見える。

<宮島地域>

宮島地域の居住者が大切にしたい景観とその理由の主なものは、次表のとおりであった。厳島神社や弥山などの景観をあげる意見が多い。

(主な回答)

大切にしたい景観	理由
厳島神社、神社周辺	歴史的な町並みと寺社。風情がある。世界遺産。
弥山。弥山頂上からの景色	神秘的。豊かな自然。瀬戸内海国立公園のすばらしさ。
紅葉谷	自然と樹木が素晴らしい。樹林の美しさと景観。清流と木々の織りなす様。秋の紅葉、雪景色もよい。
商店街のまち並み	

<佐伯地域>

佐伯地域の居住者が大切にしたい景観とその理由の主なものは、次表のとおりであった。大峯山や権現山などの山々や吉和までの自然豊かな景観があげられている。

(主な回答)

大切にしたい景観	理由
大峯山	高所から見える景色が素晴らしい。豊かな自然をなくしたくない。
勝成山及び周辺	自然が残っている落ち着いた風景。豊かな自然をなくしたくない。
権現山	友和地区の代表的な山。豊かな自然をなくしたくない。
山々の稜線、山や川の景色	秋などとてもきれい。

＜吉和地域＞

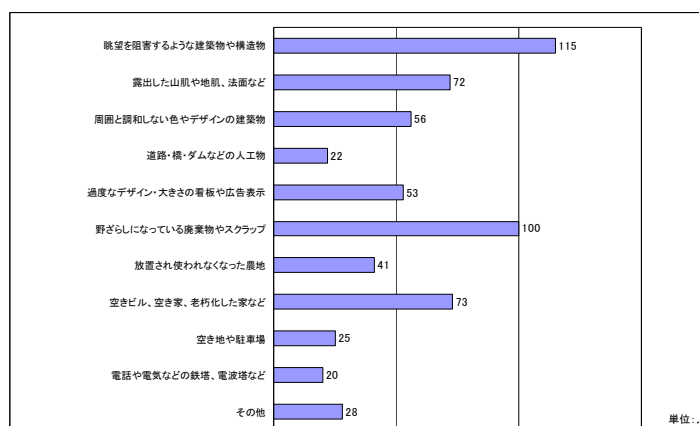
吉和地域の居住者が大切にしたい景観とその理由の主なものは、次表のとおりであった。主に自然景観があげられている。

(主な回答)

大切にしたい景観	理由
十方山	自然のままの山が良い。
吉和の山、里、川	自然があふれている。落葉樹が多く新緑や紅葉がすばらしい。
細見谷	自然を残したい。自然のまま手を入れずに残す。

Q5 問題がある、あるいは改善が必要な景観について

問題がある、あるいは改善が必要な景観としては、「眺望を阻害するような建築物や構造物」(115人)が最も多かった、これは宮島や海への眺望に対する高い評価を反映した結果といえる。また、「野ざらしになっている廃棄物やスクラップ」(100人)や「空きビル、空き家、老朽化した家など」(73人)、「露出した山肌や地肌、法面など」(72人)も多くなっている。



Q6 地域別の問題がある、あるいは改善が必要な景観について

＜廿日市地域＞

廿日市地域の居住者が掲げた、問題がある、あるいは改善が必要な景観は、国道2号沿道や大規模なマンション等をあげる意見が多い。

＜大野地域＞

大野地域の居住者が掲げた、問題がある、あるいは改善が必要な景観は、廿日市地域と同様に国道2号沿道や大規模なマンション等をあげる意見が多い。

＜宮島地域＞

宮島地域の居住者が掲げた、問題がある、あるいは改善が必要な景観は、電柱・電線や商店街の広告物などがあげられている。

＜佐伯地域＞

佐伯地域の居住者が掲げた、問題がある、あるいは改善が必要な景観は、自然環境の荒廃、雑草の繁茂などがあげられている。

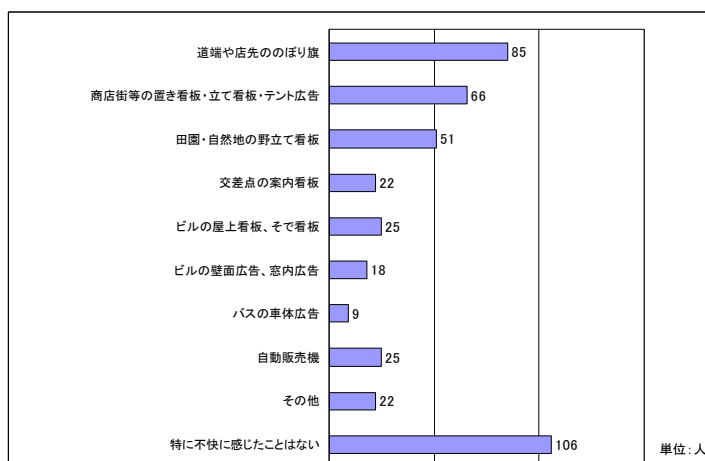
＜吉和地域＞

吉和地域の居住者が掲げた、問題がある、あるいは改善が必要な景観は、別荘地の存在を指摘する意見があげられている。

Q7 屋外広告物に対する印象について

屋外広告物に対する印象については、「特に不快に感じたことはない」(106人)が最も多かった。

その一方、「道端や店先ののぼり等」(85人)、「商店街等の置き看板・立て看板・テント広告」(66人)など、小規模で簡易な自家用広告物に対して、悪い印象を感じている人も多かった。



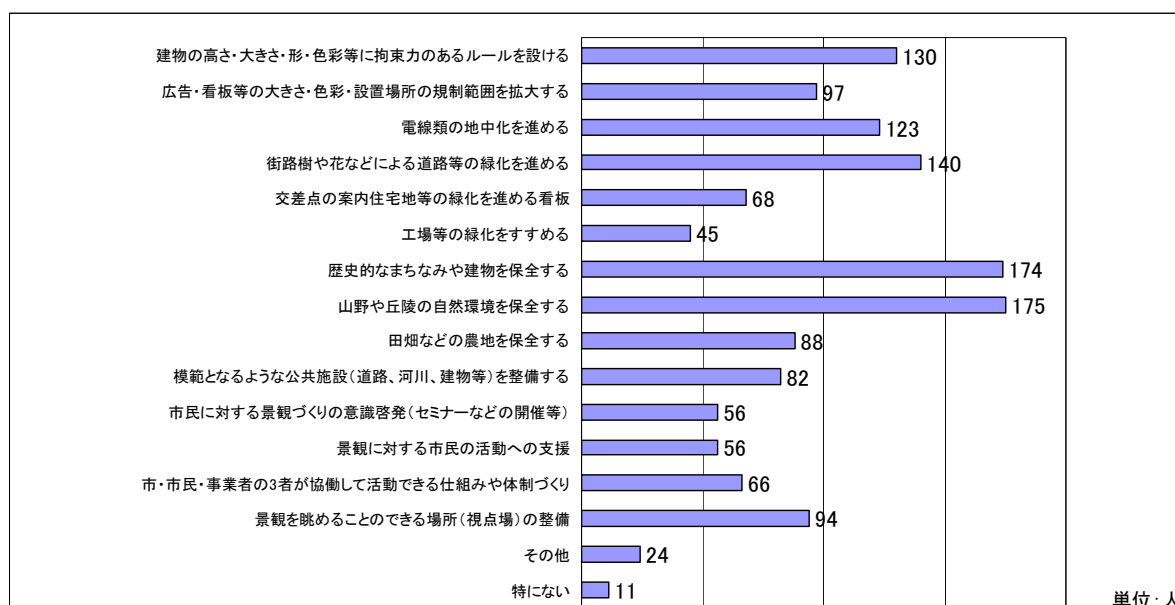
Q8 地域内のシンボルとなる建造物や樹木について

それぞれの居住地域内で、居住地域内でシンボルとなる建造物や樹木とその理由を挙げていただいた。

Q9 景観を良くするための方策について

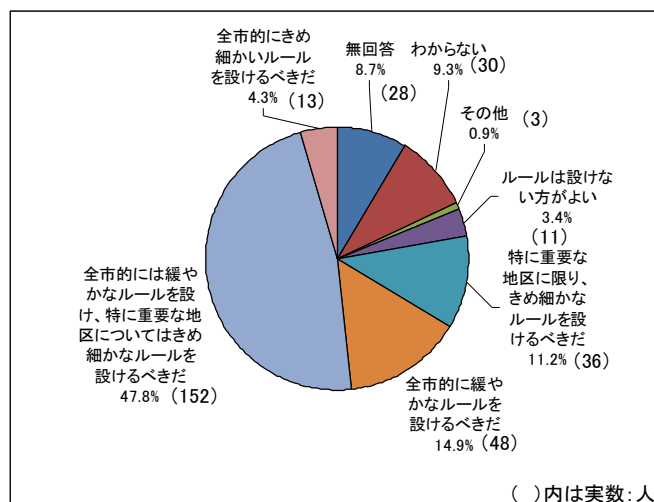
景観を良くするための方策については、「山野や丘陵の自然環境を保全する」(175人)、「歴史的なまちなみや建物を保全する」(174人)を挙げる人が多かった。

また具体的な方策としては、「街路樹や花による道路沿いの緑化を進める」(140人)、「建物の高さ・大きさ・形・色彩等に拘束力のあるルールを設ける」(130人)、「電線類の地中化を進める」(123人)などが多かった。



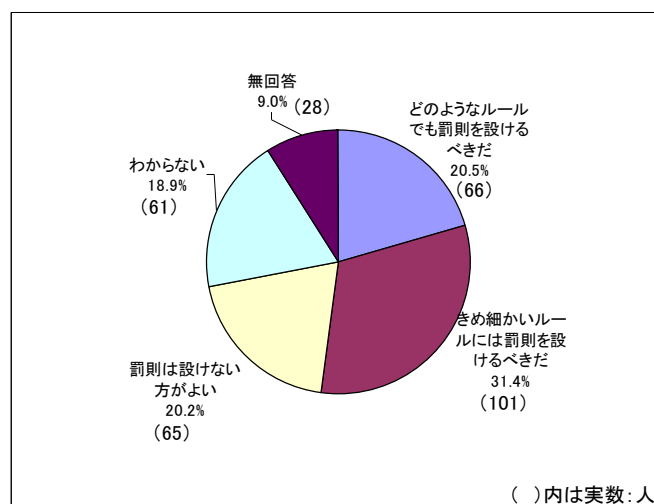
Q10 景観に関する規制（ルール）づくりについて

景観に関する規制（ルール）づくりについては、全体の約78%の人が、なんらかの規制が必要であると考えている。このうち「全市的には緩やかなルールを設け、特に重要な地区についてはきめ細かなルールを設けるべきだ」（152人）が最も多い。



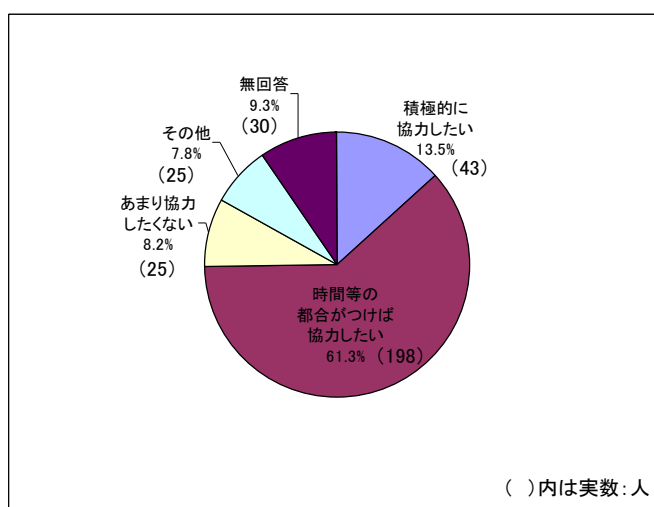
Q11 景観に関する罰則について

Q10において、景観に関する規制（ルール）づくりを行った方が良いと答えた回答者に、ルールーに罰則を設けるか否かをきいたところ、なんらかの罰則が必要と感じている人が、全体の約52%を占めた。



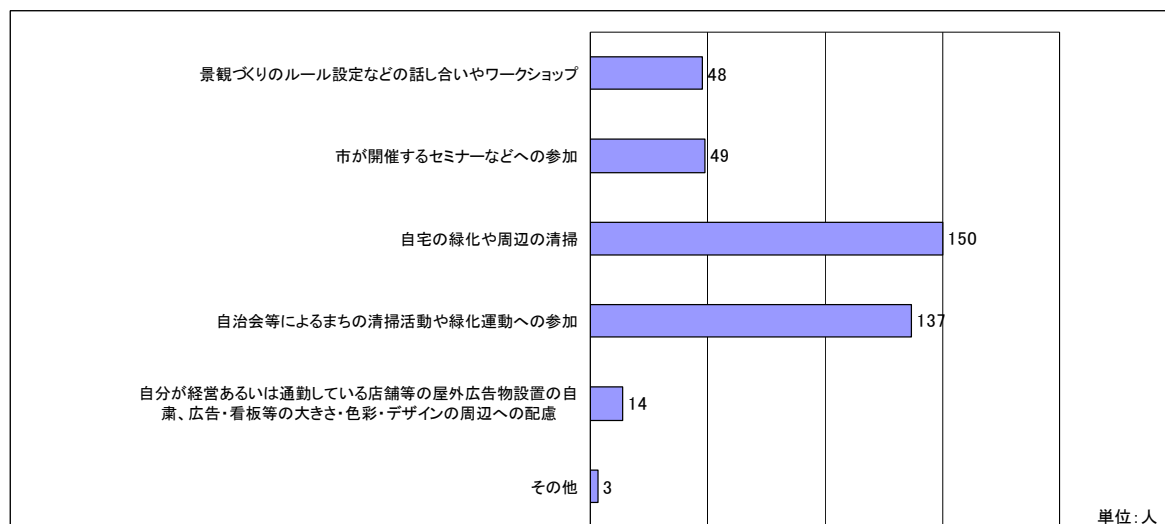
Q12 景観づくりに関する協力について

廿日市の景観を良くするための活動に対する協力については、「積極的に協力したい」（13.5%）、「時間等の都合がつけば協力したい」（61.3%）を合わせると、全体の約75%の人が協力する意思をもっている。



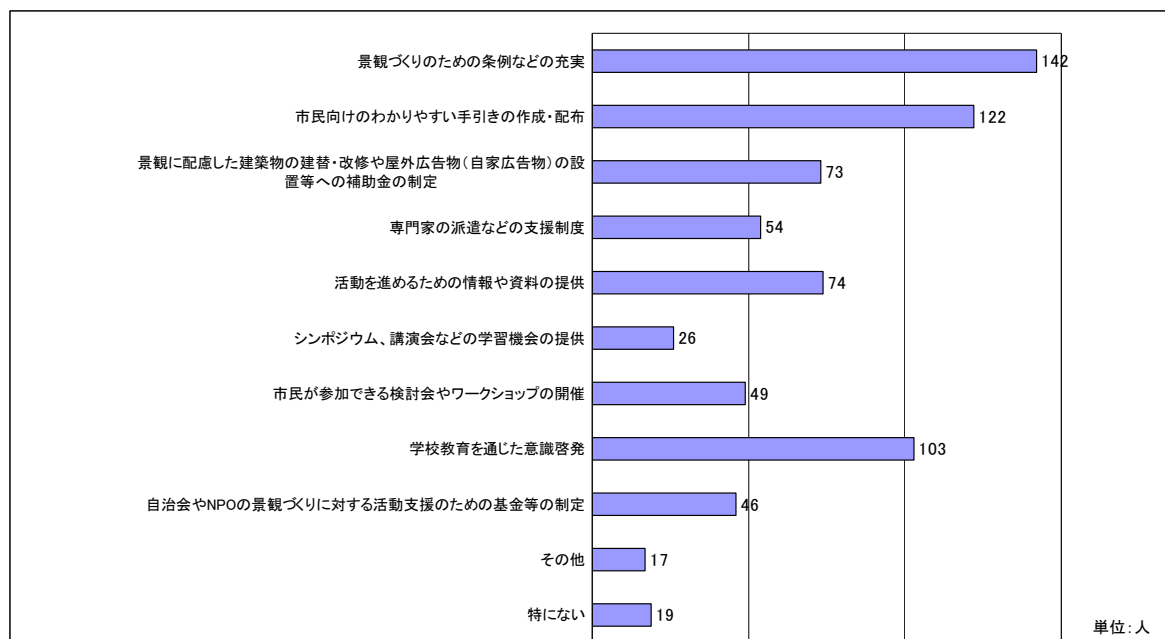
Q13 協力の内容について

Q12において、協力する意思があると答えた回答者に、どのような活動協力できるかをきいたところ、清掃活動や緑化活動といった身近な取り組みに関する回答が多かった。



Q14 良好な景観づくりのために市に求めることについて

廿日市市の良好な景観形成のために、市に求めることは、「景観づくりのための条例などの充実」(142人)、「市民向けのわかりやすい手引きの作成・配布」(121人)、「学校教育を通じた意識啓発」(100人)などが多く挙げられた。



用語解説

あ	
オープンスペース	公園、広場、庭、その他建築物や工作物などに覆われていない空間。
屋外広告物	はり紙、はり札、看板、広告幕、懸垂幕、アドバルーン、電柱・街灯柱広告、電飾・電光広告、広告板、広告塔、アーチ広告など屋外に掲出される広告物。
か	
景観行政団体	景観法（第7条）に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体。政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となる。その他の市町村は都道府県と協議により景観行政団体となることができる。 なお、上記以外の地域は都道府県が景観行政団体となり、景観行政を実施する。
景勝地	景色が優れている土地。
さ	
彩度	色の三属性の一つで、色の鮮やかさの度合。
山稜	山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根。
スプロール	不規則に広がっていくこと。例えば都市の郊外に無秩序・無計画に宅地などが広がっていくこと。
修景	景観を損なわないように整備すること。
世界遺産	人類文化の遺産を保護するためユネスコが昭和47年（1972年）に採択した「世界文化および自然遺産保護協約」に従って指定された遺産を世界遺産といい、文化遺産、自然遺産、両者の要素をもった複合遺産の3つがある。
た	
伝統的建造物群保存地区	昭和50年（1975年）の発足で、城下町、宿場町、門前町等全国各地に残る歴史的な集落・まちなみの保存を図る制度。伝統的建造物群保存地区は市町村が定め、その中から国が特に価値が高いと選定したものが「重要伝統的建造物群保存地区」となる。
な	
日本三景	江戸時代のはじめ、儒学者、林春斎が「日本国事跡考」において、全国でも卓越した景勝地として選んだ三つの場所。安芸の宮島（広島県）、丹後の天橋立（京都府）、陸前の松島（宮城県）をいう。
は	
風致地区	都市における樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区。
ポータルサイト	インターネットの入口または玄関口にあたる情報提供の窓口。
ま	
明度	色の三属性の一つで、色の明るさの度合。
ら	
ランドマーク	地域景観の目印や象徴となる地形物や建造物などの特徴物を指す。
わ	
ワークショップ	元々は「作業場」「工房」など、共同で何かを作る場所を意味する言葉で、「参加体験型のグループによる学習や創造の場」のこと。
英字	
NPO 法人	民間非営利団体（NonProfit Organization）を略したもので、様々な分野において、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

監修発行：廿日市市 建設部 都市計画課

広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

電話番号 (0829) 30-9190 FAX 番号 (0829) 31-0999